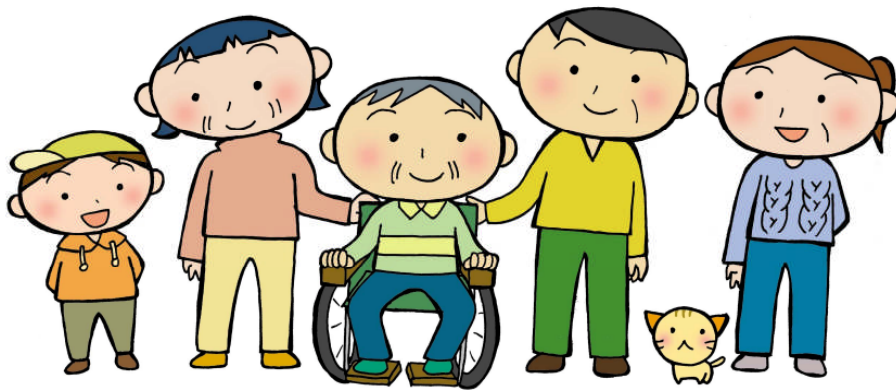


深谷市地域福祉計画

深谷市地域福祉活動計画

平成22年度 ▶ 平成26年度
(2010) (2014)



深 谷 市

社会福祉法人 深谷市社会福祉協議会

一人ひとりのまごころで

地域に笑顔ときずながあふれるまち 深谷



少子高齢社会を迎えた今日、生活スタイルの変容とともに、核家族世帯や一人暮らし高齢者世帯などが増加し、住民同士の交流やつながりの希薄化が進んでいます。そのため、かつてのような地域で支え合い助け合う機能が脆弱化し、地域社会を取り巻く環境は変化しております。

「数年前に引越してきたが、地域がいまだによくわからない」、「自治会活動へ参加する人が少ない」、「地域に高齢者が増え、災害が起きた時が心配だ」、「昔にくらべ、地域の治安が悪くなっている」、「体が不自由で一人暮らしのため、通院や買い物などが困っている」、「障害者や高齢者などが集まれる場所がほしい」、「子どもが安全に遊べる場所がない」など、“人と人とのつながり(きずな)”に関するご意見を、この計画を策定する過程で市民の皆様から数多く頂戴いたしました。

このようなご意見に対応していくために、また、地域社会の変化を的確にとらえ、地域の“きずな”を大切に、笑顔があふれるまちづくりを進めていくために、このたび「深谷市地域福祉計画・深谷市地域福祉活動計画」を策定いたしました。

この計画は、市民、自治会をはじめ地域のために活動されている各種団体の皆様、市、そして地域福祉の推進のけん引役である深谷市社会福祉協議会が、共に手を携え、それぞれの役割分担のもと、地域の“きずな”を創り、地域の活性化を図っていく計画です。そして、この実現には、市、社会福祉協議会のみならず、市民が主体となって参画することが不可欠でございます。

今後、本市では、社会福祉協議会とともに、“愛する深谷”のため、計画の具現化に向けた施策を積極的に取り組んでまいりますので、市民の皆様につきましても、ご参画とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、計画の策定にあたりまして、貴重なご意見やご提言をいただきました市民の皆様をはじめ、地域のことに対して熱心に議論していただいた市民会議メンバーの皆様、関係機関・団体の皆様、長期にわたりご審議をいただきました策定委員の皆様にご心からお礼を申し上げます。

平成22年3月

深谷市長・深谷市社会福祉協議会会長

小島 進

目 次

第1章 地域福祉ってなんだろう？	1
1 “地域福祉”とは	2
2 今なぜ、地域福祉なのか	4
第2章 この計画ってどんなもの？	7
1 計画の目的	8
2 計画の位置づけ	9
3 計画の策定体制	11
4 計画の期間	12
5 地域の範囲の考え方	13
第3章 深谷市ってどんなまち？	15
1 人口や世帯などの状況	16
2 深谷市の子どもたちの状況	21
3 深谷市の高齢者の状況	22
4 深谷市の障害のある人の状況	23
5 深谷市の地域活動などの状況	24
6 深谷市の主な地域課題	26
第4章 この計画で私たちがめざすべきもの	29
1 私たちが大事にする理念	30
2 私たちがめざす目標	31
第5章 この計画で私たちが取り組むこと	33
目標1 ふれあい、支え合いの地域をつくる	36
目標2 SOSに応えるしくみをつくる	46
目標3 サービスが利用しやすい環境をつくる	52
目標4 地域福祉を推進するしくみをつくる	58

第6章 この計画の進め方.....67

- 1 協働によりこの計画を進めます..... 68
- 2 この計画を周知・普及させます..... 70
- 3 この計画を点検・評価します..... 70
- 4 個人情報 を適正に取り扱います..... 71

資料編.....73

- 1 計画の策定経過..... 74
- 2 市民参加の概要..... 75
- 3 深谷市地域福祉計画策定委員会設置要綱..... 76
- 4 深谷市地域福祉活動計画策定委員会設置要綱..... 77
- 5 深谷市地域福祉計画・深谷市地域福祉活動計画策定委員会委員名簿..... 78
- 6 深谷市地域福祉計画策定市民会議設置要綱..... 79
- 7 深谷市地域福祉計画策定庁内会議設置要綱..... 80
- 8 深谷市地区カルテ..... 81
- 9 深谷市地域福祉計画策定市民会議について..... 108
- 10 用語集..... 118

* 計画文中の * 印の用語には、当該ページ（あるいは、その前後のページ）の余白スペース、及び用語集に説明を記載しています。



第1章

ちいきふくし
地域福祉 ってなんだろう？

第1章 地域福祉ってなんだろう？

“地域福祉”とひとことに言っても、初めてその言葉を聞く人も多いでしょう。深谷市では、これから、この地域福祉を進めていこうとしています。そして、これは深谷市で暮らすすべての人に関わることでもあります。まずは地域福祉という言葉の意味や、なぜ今進めていく必要があるのか、その背景について考えていきましょう。

1 “地域福祉”とは

福祉という言葉はよく聞きますが、では、“福祉”とは一体何でしょうか。

福祉とは、^{しあわせ}幸福のことであり、特に社会のすべての人に等しくもたらされるべき^{しあわせ}幸福のことです。また、誰もが安全に安心して暮らせる“^{しあわせ}幸福な生活”を維持していくことが、『社会福祉』の考え方となっています。

近年、少子高齢化の進行や、一人ひとりの生活様式の多様化により、私たちを取り巻く環境は大きく変化し、社会福祉に対するニーズが多様化しています。一人ひとりの福祉ニーズに対応していくためには、これまでの公的サービスだけではなく、地域で互いに支え合い、助け合って、福祉サービスを充実させることが必要となってきたのです。

そこで、今、私たち一人ひとりが地域の中で大切にしてきた“共生の心”や“近所力”に注目が集まっています。

世の中の移り変わり
とともに、「福祉」の
考え方も変わってき
ているのね。



* ボランティア：よりよい社会づくりのために、自発的（自由意思）、無給性（無償性）、公益性（公共性）等に基づいて技術的な援助や労力の提供等を個人が自ら進んで行う民間奉仕者。

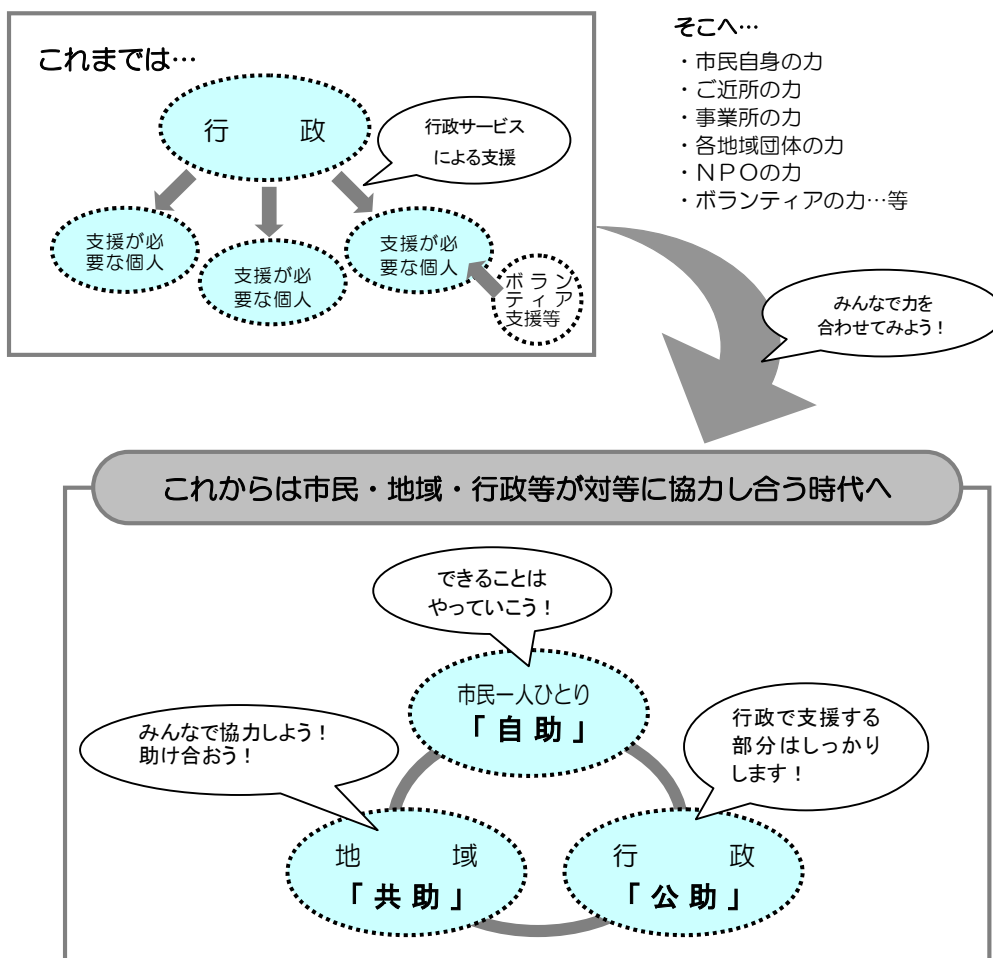
今、地域には、一人暮らしの高齢者、介護や子育てに悩んでいる家庭の問題などが山積みとなっています。もちろん行政サービスでしか解決できないこともあります。近所の人や気がかけたり、見守ったりしていくことで解決できる問題もたくさんあります。

日常生活の身の回りで発生する問題を、まずは個人や家族が解決し（自助）、個人や家族で解決できない問題は地域で解決し（共助）、地域で解決できない問題は行政が解決する（公助）。このような「自助」、「共助」、「公助」の仕組みを地域でつくっていくことが、今、必要とされています。

加えて、一人ひとりが自立を基本としながらも、地域の「つながり」や、ともに支え合い、助け合うという気持ちを持つことや、さらに、これまで行われてきた市民自身によるボランティア*活動や、事業者による福祉サービス、また、近年活発化しているNPO*による活動なども含め、地域のなかで大きなネットワークをつくっていくことが大切です。

このような、個人や地域で暮らす人々、さまざまな組織、そして行政の連携による一体的な展開が重要となっています。

地域で生活するすべての人の安心と幸せを実現するために、地域で暮らすみんなで“助け合い”“協力する”この「自助」、「共助」、「公助」を踏まえた“地域の助け合いによる福祉”、これが“地域福祉”なのです。



* NPO：民間非営利団体（Non-Profit Organization）の略。営利を目的とせずに地域などにおいてさまざまな社会的・公益的な活動を行っている団体。

2 今なぜ、地域福祉なのか

(1) 社会福祉の仕組みが大きく変わってきています

社会福祉は、近年の社会情勢、地域社会の変化にともなって、より多様な福祉の展開が必要となってきました。こうしたなかで、社会福祉事業や社会福祉法人、措置制度などの社会福祉に共通した基盤的制度的見直しが行われることになりました。これが「社会福祉基礎構造改革」です。

この改革の中で、平成12年6月に「社会福祉法」が成立し、そのなかに「地域福祉の推進」(第4条)が位置づけられました。この法律では、福祉サービスを必要とする人々が自立した生活や社会参加ができるように、地域住民はもとより、社会福祉事業者、地域で福祉に関わる人々が相互に協力し、地域福祉を推進していくことが求められています。

この地域福祉を計画的に進めていくため、社会福祉法に、市町村は「地域福祉計画」を策定する旨の規定が設けられ(第107条)、平成15年4月に施行されました。

このように社会福祉は、一人ひとりの自立を基本とし、地域で支えていくものへと、その枠組みを大きく変えてきています。

【参考】社会福祉法より抜粋

(地域福祉の推進)

第4条 地域住民、社会福祉を目的とする事業を営業者及び社会福祉に関する活動を行う者は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

(市町村地域福祉計画)

第107条 市町村は、地方自治法第2条第4項の基本構想に即し、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画(以下「市町村地域福祉計画」という。)を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民、社会福祉を目的とする事業を営業者その他社会福祉に関する活動を行う者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、その内容を公表するものとする。

- 1 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 2 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 3 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

(2) 福祉の地方分権*化が進んでいます

平成12年4月に「地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律（地方分権一括法）」が施行されました。この法律により、国が地方公共団体の自主性と自立性を十分に確保するとされ、市民にとって身近な行政はできる限り地方が行うこととなりました。

そのため、地域における生活課題を解決するために、市民や福祉団体、行政などがそれぞれの役割分担のなかで協働*して取り組むという、市民の主体的な参加や「自分たちのまちは自分たちで知恵と力を出し合って住みやすいまちにしていこう」という自治意識の高まりも求められています。

(3) 市民の活動が活発化しています

平成10年3月には「特定非営利活動促進法」が制定され、市民活動団体も法人格を得られるようになるなど、その活動を支援する取り組みが行われました。これにより、まちづくりや公的サービスに関する市民の主体的な取り組みが、今までのボランティア活動の枠を超えて、新たな公共、新たな公益を担う事業として認められるようになりました。

近年、福祉をはじめとしたさまざまな分野でボランティア活動やNPO活動などの広がりがみられ、市民の活動がこれからの地域社会づくりに大きな役割を果たすことが、今後ますます期待されています。

(4) 安心・安全に暮らせる地域づくりが必要となっています

近年、大規模な地震や風水害などの災害が発生したり、子どもや高齢者が巻き込まれる犯罪や事故が多発する中、防災や防犯に対する関心は市民の中で非常に高くなっています。

特に災害時における対応の手立てとしては、個人や家庭による「自助」、地域の連携による助け合いの「共助」、公的な支援の「公助」のうち、「自助・共助」の役割が大変重要であり、「公助」は「自助・共助」での対応が困難な場合の支援を担っています。

また、平成19年には、災害時などの緊急事態の際に、迅速かつ的確に高齢者や障害のある人などの要援護者を支援するため、地域福祉計画に「地域における要援護者に係る情報の把握・共有及び安否確認方法等に関する事項」を新たに盛り込むよう、国から通知がなされています。

安心・安全に暮らせる地域づくりを進める上では、市民が自ら防災・防犯意識を高めるとともに、日頃から地域の要援護者の状況を把握し、いざというときに助け合える関係を築いていくことが必要となっています。

* 地方分権：国が持っている権限・財源を県や市町村へ移して、福祉・教育・まちづくりといった住民に身近な行政を住民ニーズに即して実行できるようにすること。

* 協働：住民、住民公益活動団体、事業者、行政など、異なる性格を持つ組織・集団が、それぞれ固有の機能を提供しながら、対等の立場で協力し合うこと。「協力しながら働く」という意味から「協働」という表現を使う。



第2章

この^{けいかく}計画ってどんなもの？

第2章 この計画ってどんなもの？

これから、深谷市で地域福祉を進めていくために、この「深谷市地域福祉計画・深谷市地域福祉活動計画」は、どんな目的で、どのようにつくられたのか。また、他の計画との関係はどうなるのか？

第2章では、計画の基本となるこれらのことについて、考えていきましょう。

1 計画の目的

「深谷市地域福祉計画・深谷市地域福祉活動計画」は、社会環境が変化する中で、子どもから高齢者まで、障害のある人もない人も、誰もが安心して自立した日常生活を送ることができる環境づくりをめざすための計画です。

そして、自助・共助・公助があいまって、市民、ボランティア、NPO、事業者、市、社会福祉協議会*など、地域福祉に関わるすべての人が一体となり、ともに支え合い、助け合う「地域ぐるみの福祉」を進める計画です。

「深谷市地域福祉計画・深谷市地域福祉活動計画」は策定がゴールではなく、新しい地域福祉へのスタート地点です。この計画をもとにし、市民のみなさんが主体的に参加していくことで、それぞれの地域づくりへ向けての第一歩を踏み出していくことになります。



* 社会福祉協議会：地域住民やボランティア団体、社会福祉施設などの関係者と協力して、さまざまな福祉の問題の解決を通して誰もが安心して暮らすことができる『福祉のまちづくり』をめざす民間の非営利団体。

2 計画の位置づけ

(1) 地域福祉計画（市が策定する行政計画）

地域福祉計画は、社会福祉法第107条が定める市町村地域福祉計画として位置づけられます。また、「深谷市総合振興計画」を上位の計画とし、これまでに策定され、実行されてきた各分野別の福祉計画（深谷市障害者プラン、深谷市高齢者福祉計画、深谷市次世代育成支援行動計画、介護保険事業計画（大里広域市町村圏組合*））を横断的につなげ、地域福祉の理念や仕組みをつくるものです。したがって、既存の各分野別の福祉計画のように対象者が限定されるものではなく、深谷市に暮らすすべての市民を対象に、地域における福祉活動を進めるための基本計画となります。

(2) 地域福祉活動計画（社会福祉協議会が策定する民間計画）

地域福祉活動計画は、市民参加のもとに地域住民、ボランティア、NPOなどが自主的・自発的な活動を行いながら、お互いに連携し地域での組織化を具体的に進めていく、「共助（住民活動）」の性格をより明確にした計画であるといえます。

なお、この地域福祉活動計画は、社会福祉協議会が中心となって策定する計画です。社会福祉協議会は、社会福祉法第109条の規定に基づき、市民主体の理念の下に運営されている団体であり、地域住民や当事者団体の参加と援助を図る組織です。

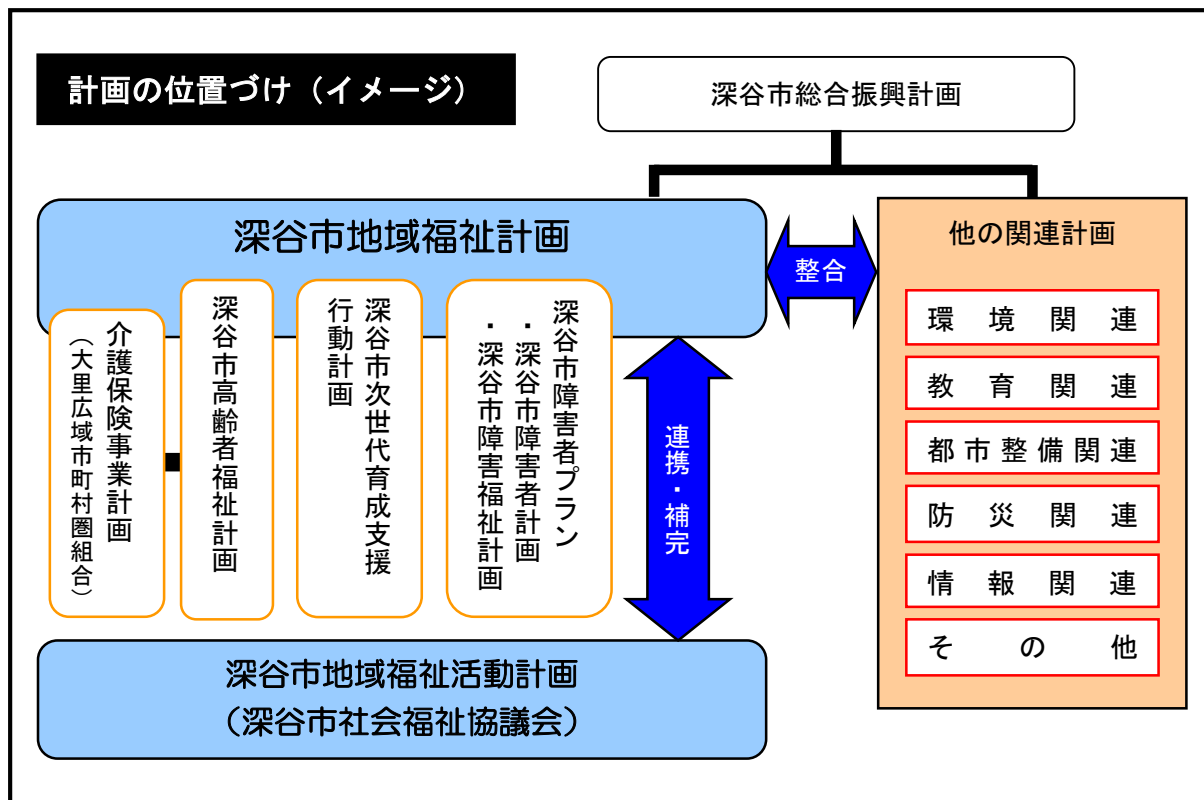
このため、社会福祉協議会は、地域福祉活動を進めるための中心的な役割を果たすと同時に、計画策定に関わる作業過程そのものが、社会福祉協議会の事業としても重要なものとなっています。

【参考】社会福祉法より抜粋

（市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会）

第109条 市町村社会福祉協議会は、一又は同一都道府県内の二以上の市町村の区域内において次に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であって、その区域内における社会福祉を目的とする事業を經營する者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、かつ、指定都市にあっては（中略）が、指定都市以外の市及び町村にあってはその区域内における社会福祉事業又は更生保護事業を經營する者の過半数が参加するものとする。

- 1 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- 2 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- 3 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
- 4 前三号に掲げる事業のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業



(3) 地域福祉計画と地域福祉活動計画の関係

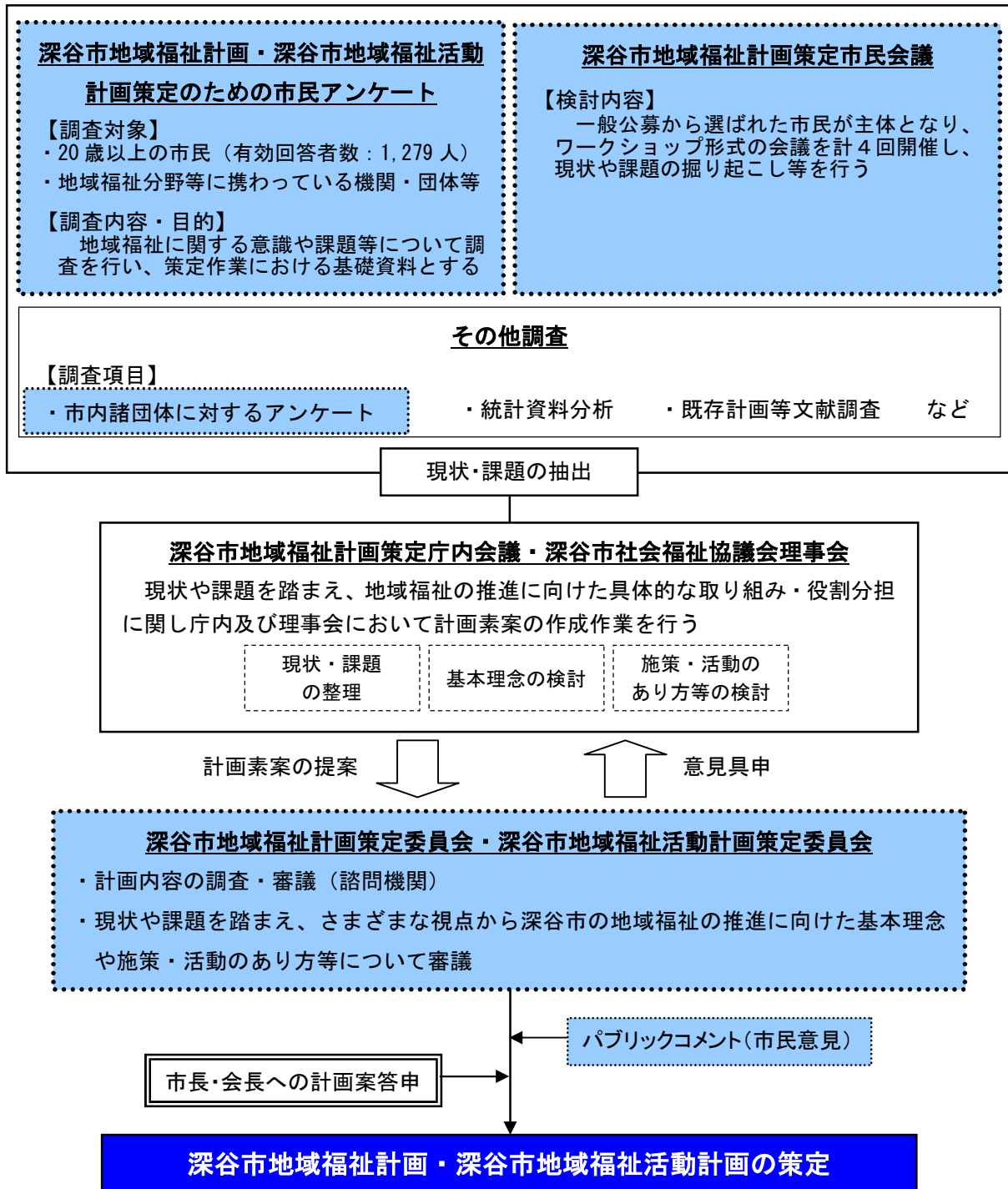
地域福祉を進めるための理念や仕組みをつくる計画が地域福祉計画であり、それを実行するための、市民の活動・行動のあり方を定める計画が地域福祉活動計画となります。


市が策定する地域福祉計画と、社会福祉協議会が策定する地域福祉活動計画とは、重複している部分が多くあり、市と社会福祉協議会が連携しながら策定していくことが効率的であることから、一体的に策定しました。

* 大里広域市町村圏組合：深谷市のほか、熊谷市、寄居町で構成される広域行政組織（一部事務組合）。主にごみ処理施設（ごみ焼却施設、不燃物処理場）や介護保険事業の運営等を行っている。

3 計画の策定体制

計画の策定にあたっては、以下のような体制により、現状や課題を把握するとともに、計画の内容について協議を進めました。



※  は、市民参加による策定プロセスを示す

4 計画の期間

この計画は、平成 22 年度から平成 26 年度までの5か年計画とします。

また、変化する社会情勢や、関連する他の個別計画との整合を図るため、必要に応じて見直しを行うものとします。

■関連する計画の期間

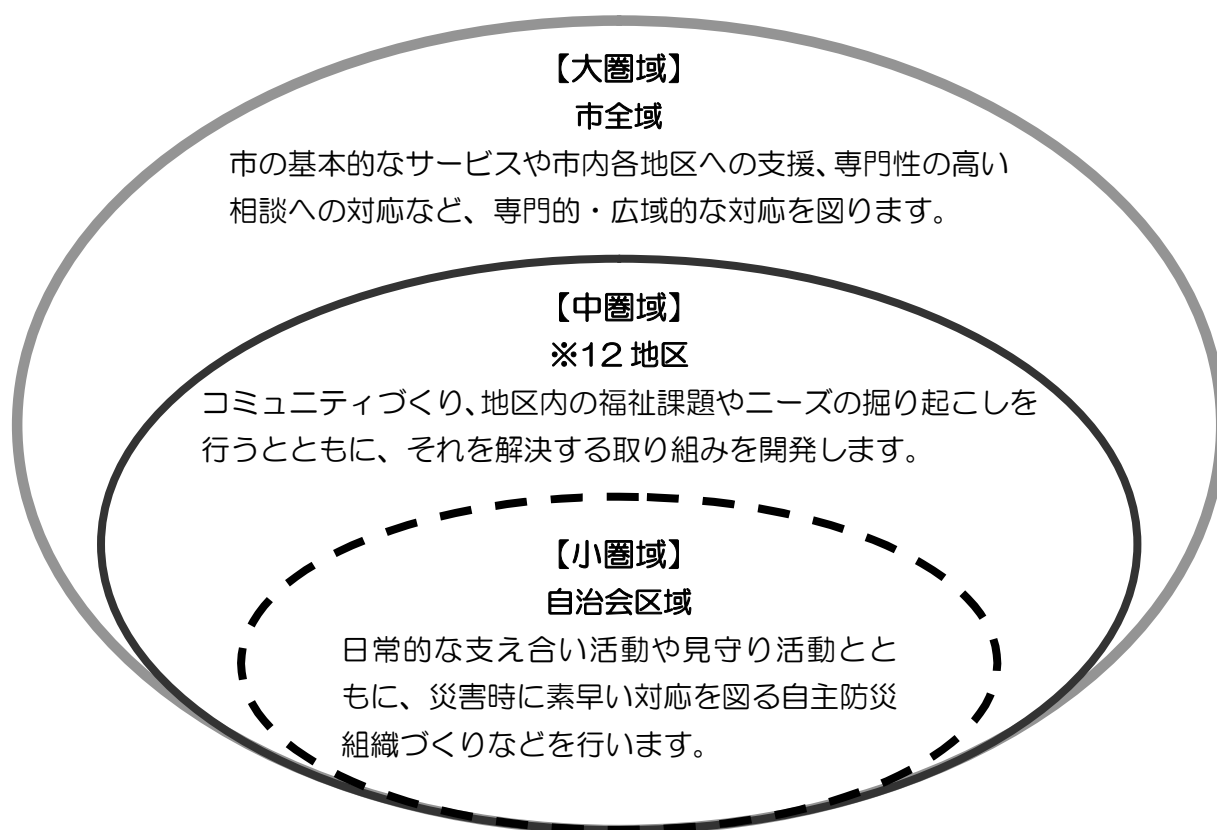
平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	
		深谷市地域福祉計画・ 深谷市地域福祉活動計画								
深谷市総合振興計画										
前期基本計画					後期基本計画（策定予定）					
		次世代育成支援行動計画								
	高齢者福祉計画（平成 18 年度～）									
	高齢者福祉計画（後期計画）									
	第 4 期介護保険事業計画									
	障害者計画（平成 18 年度～）									
	第 2 期障害福祉計画									

5 地域の範囲の考え方

地域福祉を進めていくためには、市全体で取り組むこと、市内各地区で取り組むこと、市民が暮らす身近な地区で取り組むことなど、それぞれのエリアに応じた体制を整備し、効果的な活動を図ることが必要です。

そのため、深谷市では、3つの圏域を設定し、それぞれの圏域に応じた機能、体制を整備していくこととします。

■地域の範囲の考え方（イメージ図）



※12地区

公民館活動や地区社協*活動の単位である、深谷、藤沢、幡羅、明戸、大寄、八基、豊里、上柴、南、岡部、川本、花園の12地区を中圏域の基本とします。

* 地区社協：深谷市の場合「社会福祉協議会支会」を指す。住みやすい地域社会づくりをめざして、住民が進んで福祉活動へ参加できるようにつくられた組織。



第3章

ふかやし
深谷市 ってどんなまち？

第3章 深谷市ってどんなまち？

私たちが暮らす深谷市。

深谷市にどれくらいの人が暮らしているのか、子どもは何人いるのか、高齢者は、障害のある人は…。

この計画は、私たち一人ひとりが暮らす身近な地域が舞台となります。その地域を取り囲むさらに大きな舞台、『深谷市』について、見てみましょう。

1 人口や世帯などの状況

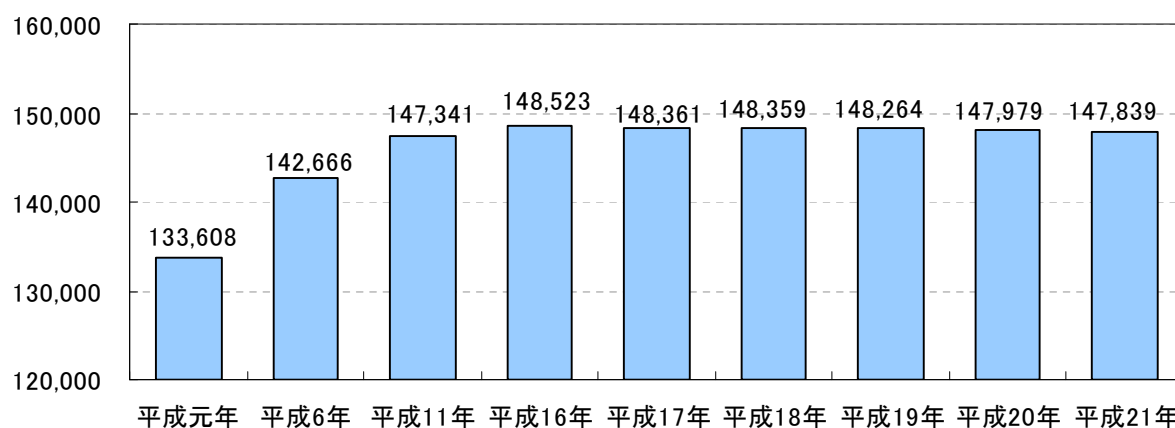
(1) 総人口の推移

深谷市の総人口については、平成16年以降やや減少しており、平成21年では147,839人となっています。

■総人口の推移

(各1月1日現在)

単位：人

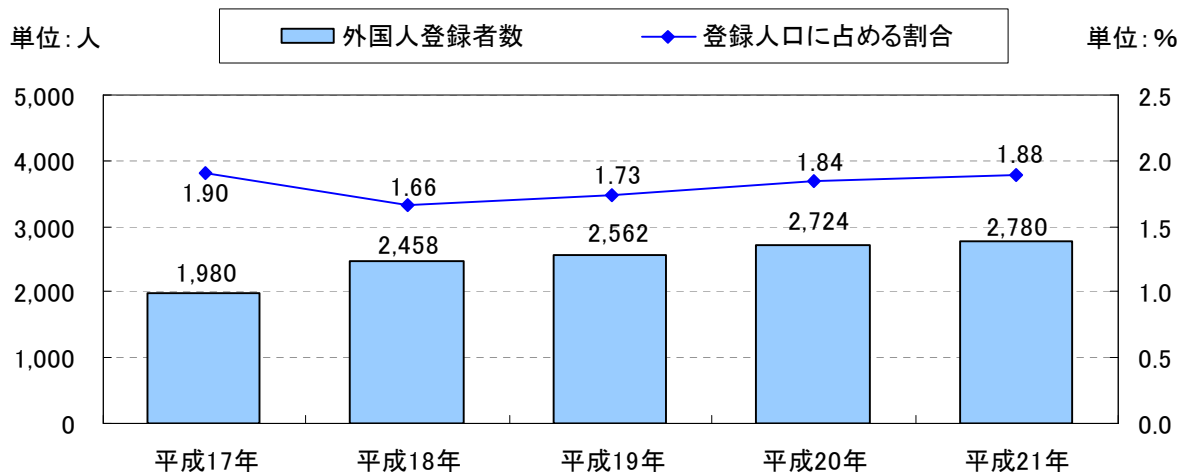


資料：埼玉県町（丁）字別人口調査（平成17年までは合算値）

また、外国人登録者数については、人数および登録人口に占める割合ともに、平成18年以降増加傾向となっています。

■外国人登録者の推移

(各4月1日現在)



※外国人登録法に基づき登録された数である

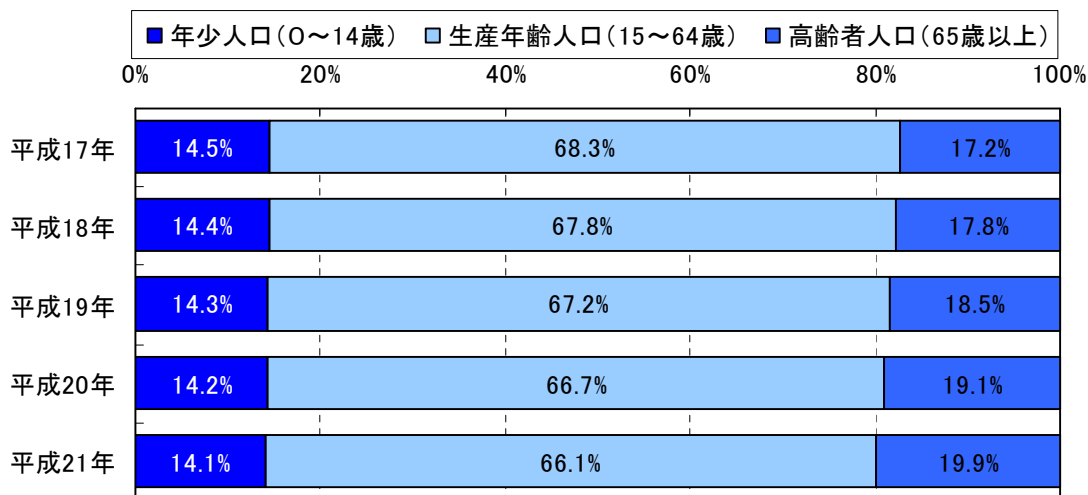
資料：市民課（平成17年は旧深谷市）

(2) 年齢3区分別人口の推移

年齢3区分別人口割合の推移をみると、年少人口（0～14歳）の割合が減少し、高齢者人口（65歳以上）の割合が増加する少子高齢化の傾向となっています。

■年齢3区分別人口割合の推移

(各1月1日現在)



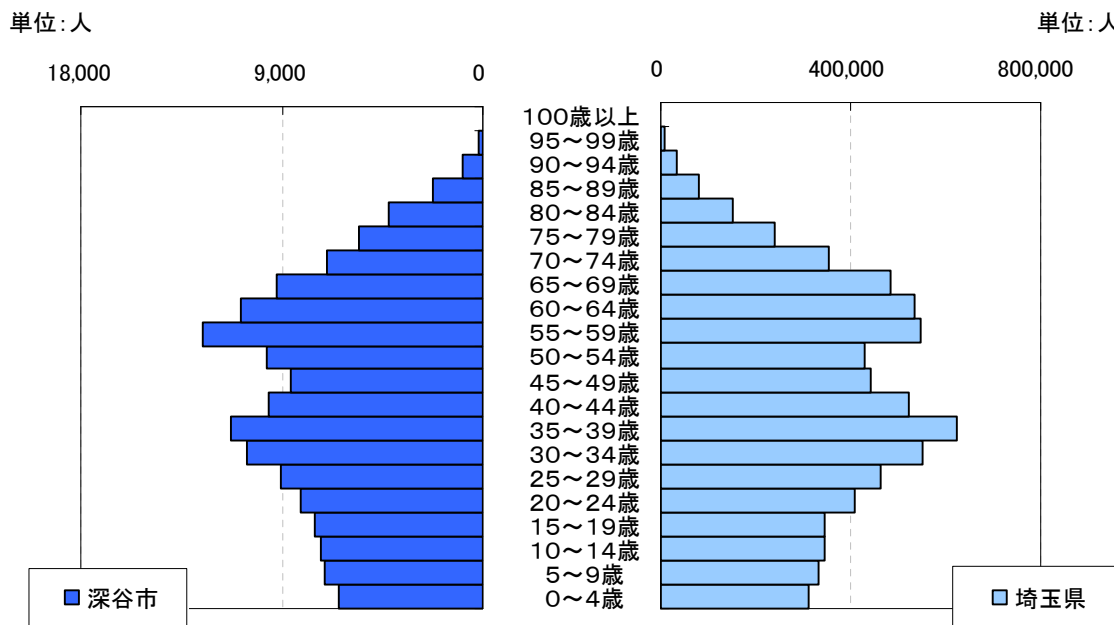
資料：埼玉県町（丁）字別人口調査（平成17年は合算値）

(3) 人口の構造

人口の構造を県と比較すると、20代後半から40代の比率が低く、50代後半以降の比率が高くなっている状況です。

■人口ピラミッドによる県との比較

(平成21年1月1日現在)



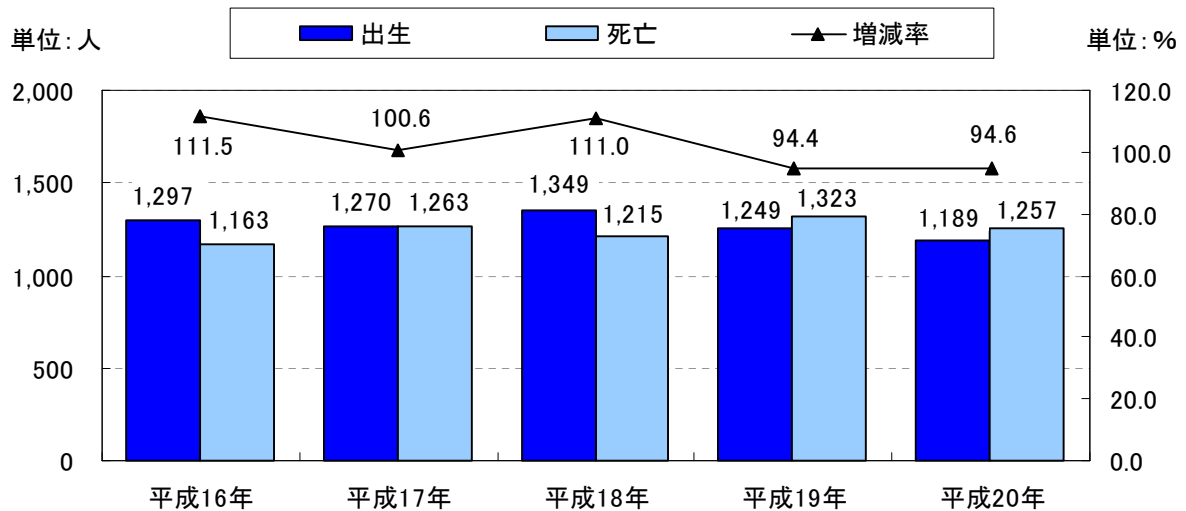
資料：埼玉県町（丁）字別人口調査



(4) 自然動態と社会動態の状況

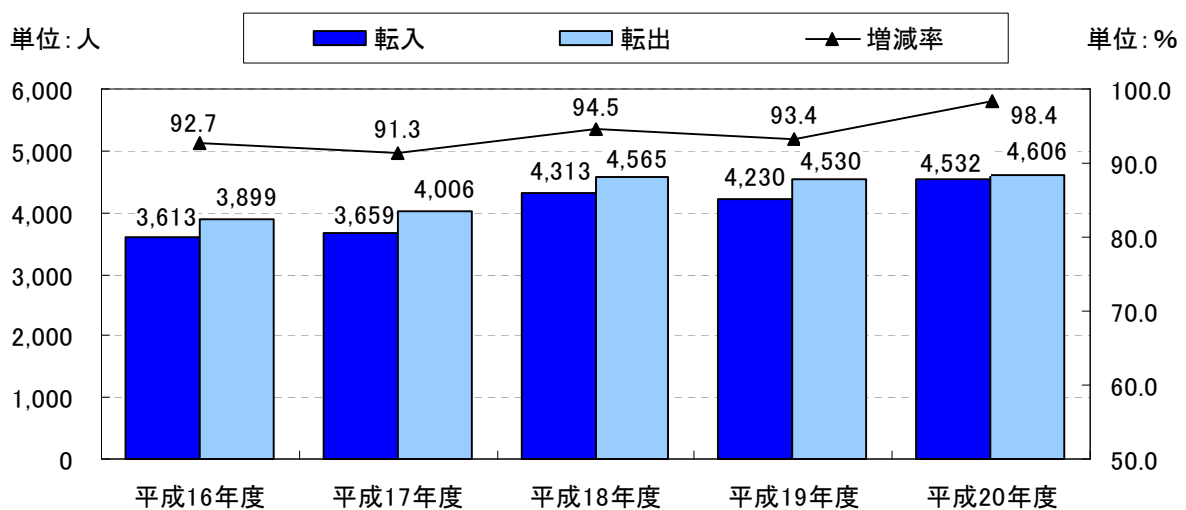
自然動態については、平成18年までは、出生数が死亡数を上回っていましたが、平成19年以降は、出生数が死亡数を下回っている状況です。また、社会動態については、平成16年度以降、転出が転入を上回る傾向が続いています。

■出生と死亡の推移（自然動態）



資料：埼玉県人口動態概況（平成16、17年は合算値）

■転入と転出の推移（社会動態）



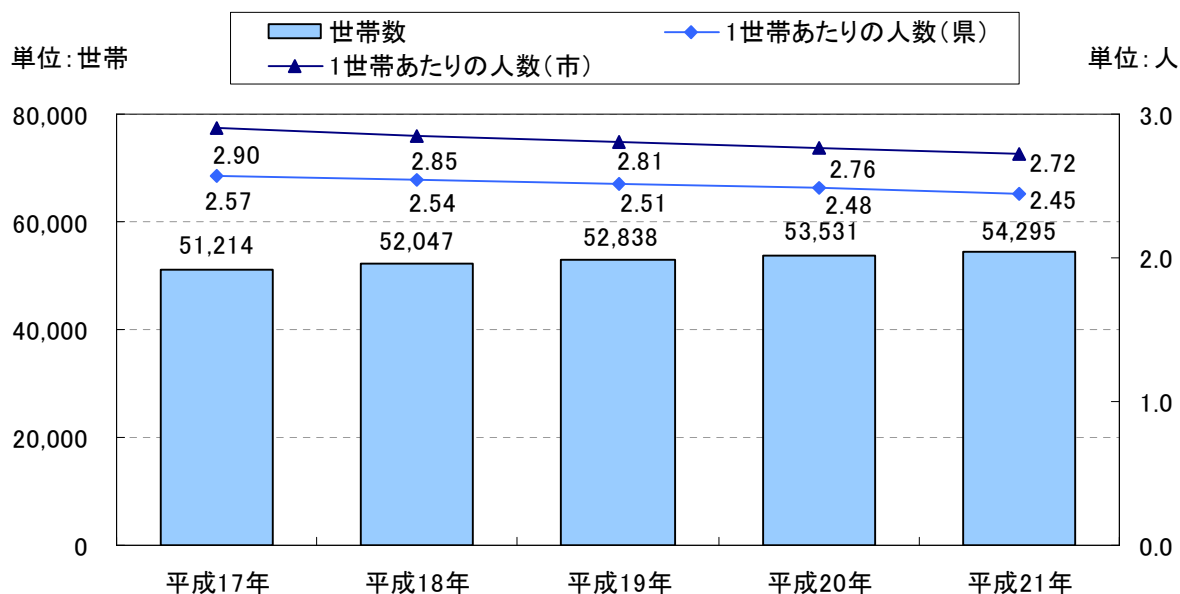
資料：市民課（平成16、17年度は旧深谷市）

(5) 世帯の状況

世帯数については、平成17年以降、増加傾向が続いており、平成21年は54,295世帯となっています。また、1世帯あたりの人数については、平成17年以降、減少傾向にはあるものの、県の平均よりは上回っています。

■世帯数の推移

(各年1月1日現在)



資料：埼玉県町（丁）字別人口調査（平成17年は合算値）

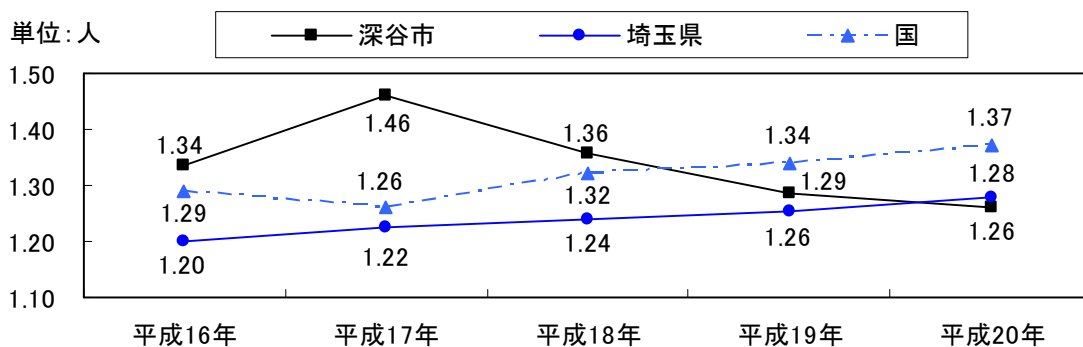


2 深谷市の子どもの状況

(1) 合計特殊出生率*の状況

合計特殊出生率については、ここ数年は減少傾向が続いており、平成20年で1.26と、国や埼玉県の合計特殊出生率より下回っています。

■合計特殊出生率の推移

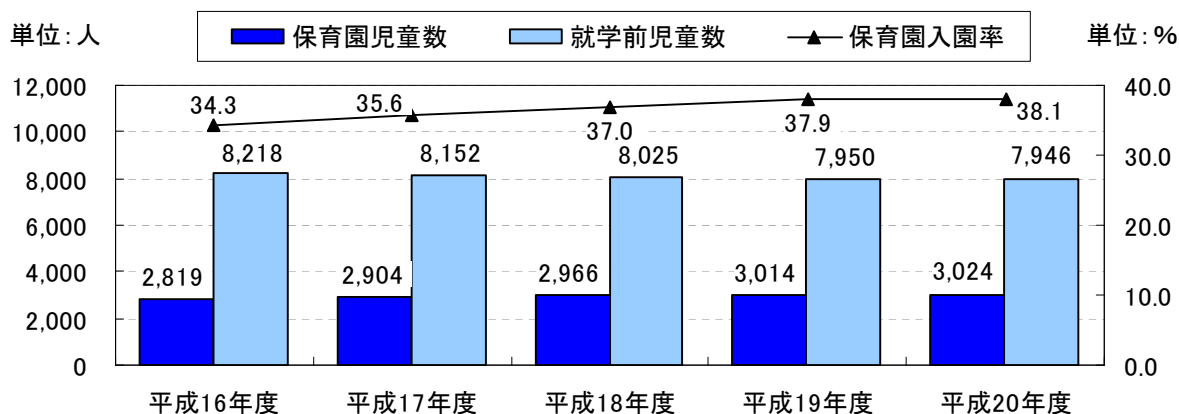


資料：埼玉県人口動態概況（平成17年までの深谷市は旧深谷市のみ）

(2) 保育園の状況

近年、就学前児童数が減少しているにもかかわらず、保育園児童数については、増加傾向が続いています。

■保育園児童数と就学前児童数、保育園入園率の推移



※保育園児童数は平均入園児童数。また、就学前児童数は各年年度末現在。

資料：保育課

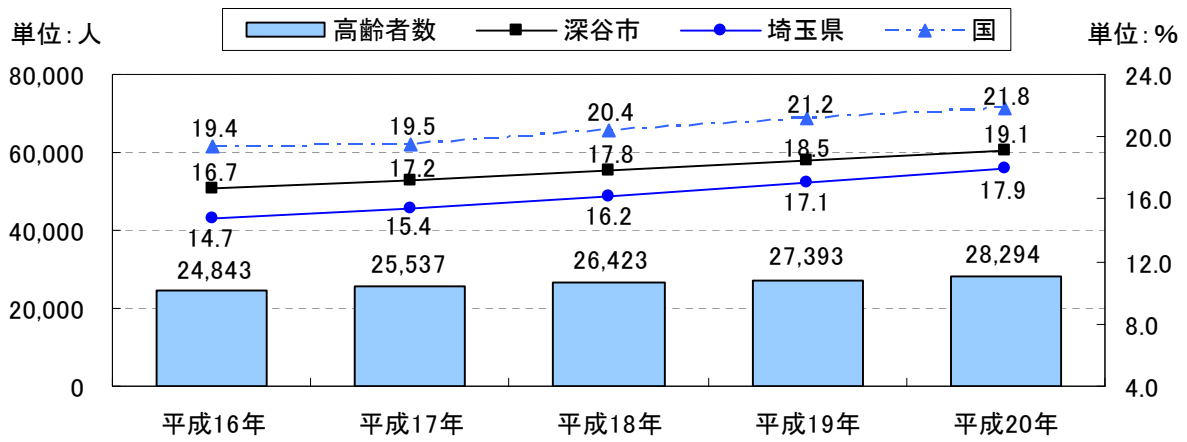
* 合計特殊出生率：その年次の15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、1人の女性が仮にその年次の年齢別出生率で一生の間に生むとしたときの子ども数に相当する。

3 深谷市の高齢者の状況

(1) 高齢化率の状況

高齢化率については、国の平均よりも低いものの、県の平均よりは上回っている状況です。平成20年には約2割と、高齢者の割合が増えています。

■ 高齢化率と高齢者数の推移 (各年1月1日現在)

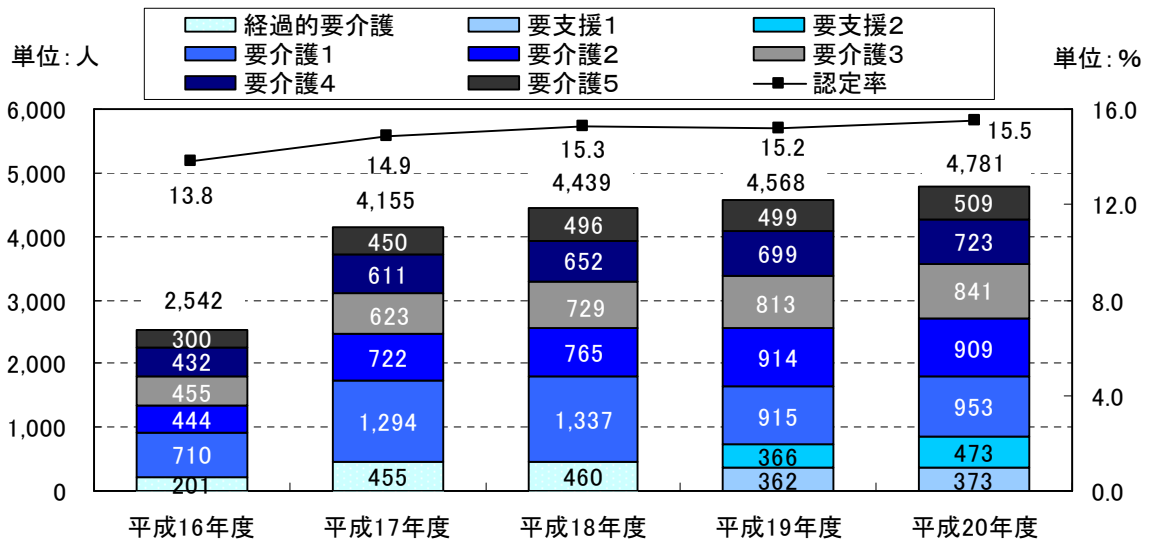


資料：埼玉県町（丁）字別人口調査（平成16、17年は合算値）

(2) 要支援・要介護認定者の状況

要介護認定者については、年々増加しており、平成20年度では4,781人となっています。

■ 要介護認定者数の推移 (各年年度末現在)



※認定率については、第1号被保険者数を65歳以上人口で割った割合

資料：長寿福祉課

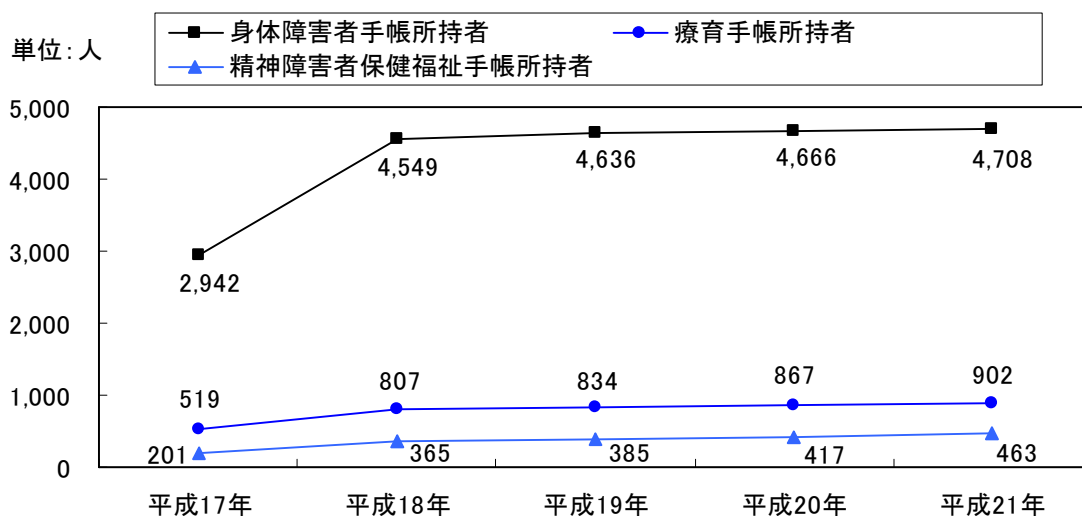
4 深谷市の障害のある人の状況

(1) 障害者手帳所持者数の推移

各障害者手帳所持者数については、年々やや増加している状況となっています。

■各障害者手帳所持者数の推移

(各年3月末現在)



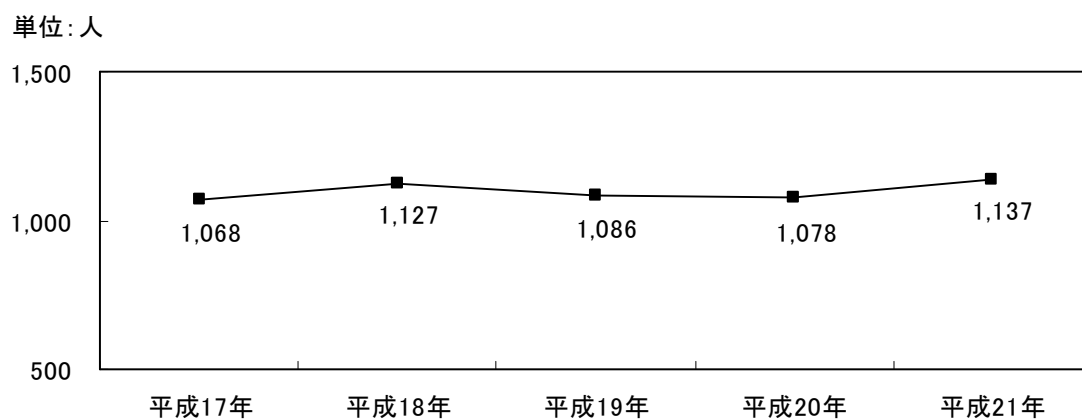
資料：埼玉県統計資料（平成17年は旧深谷市）

(2) 精神通院医療費公費負担受給者数の状況

精神通院医療費公費負担受給者数については、ここ数年、1,100人前後で推移しています。

■精神通院医療費公費負担受給者数の推移

(各年4月1日現在)



資料：障害福祉課（平成17年は旧深谷市）

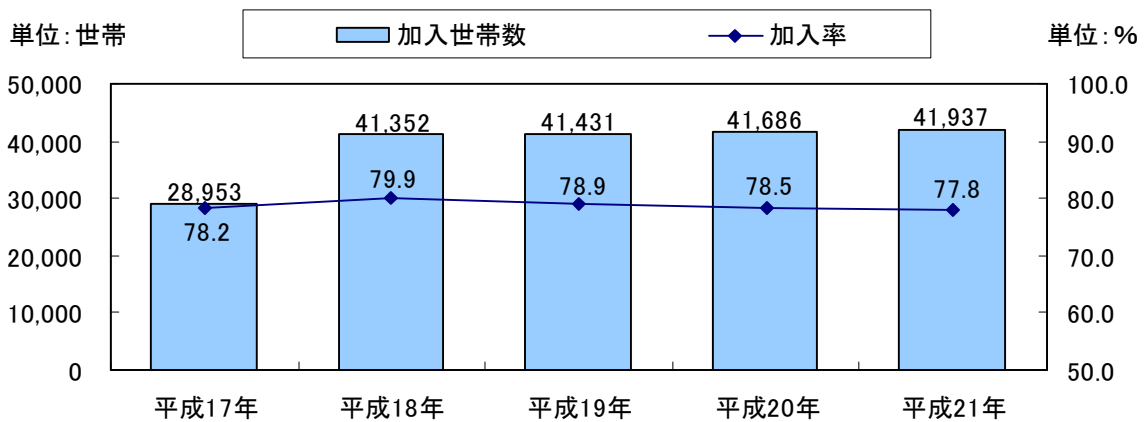
5 深谷市の地域活動などの状況

(1) 自治会の状況

自治会の加入世帯数については、最近の世帯数の増加に伴い、年々増加している状況となっています。反面、自治会への加入率については、平成18年以降やや減少している状況となっています。

■自治会加入世帯及び加入率の推移

(各年4月1日現在)



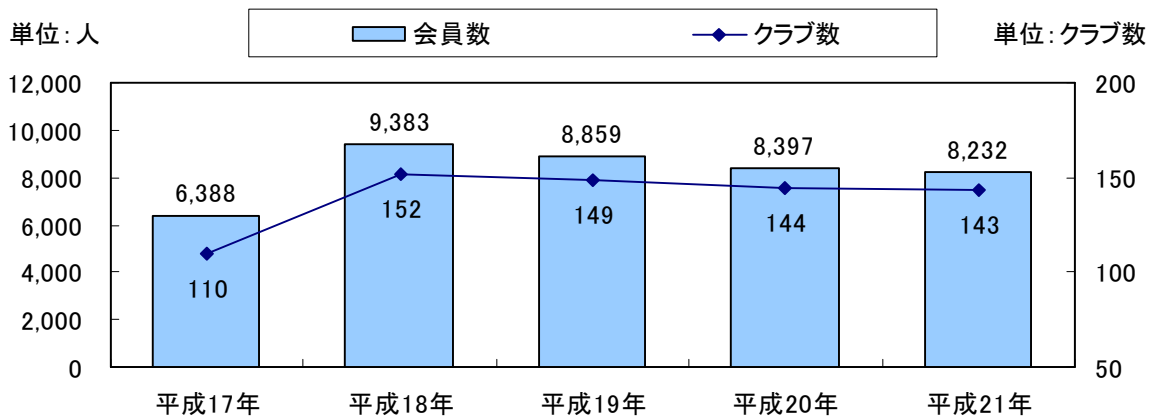
資料：くらしいきいき課（平成17年は旧深谷市）

(2) 老人クラブの状況

老人クラブの会員数については、クラブ数および会員数ともに年々減少している状況となっています。

■老人クラブ会員数及びクラブ数の推移

(各年5月31日現在)

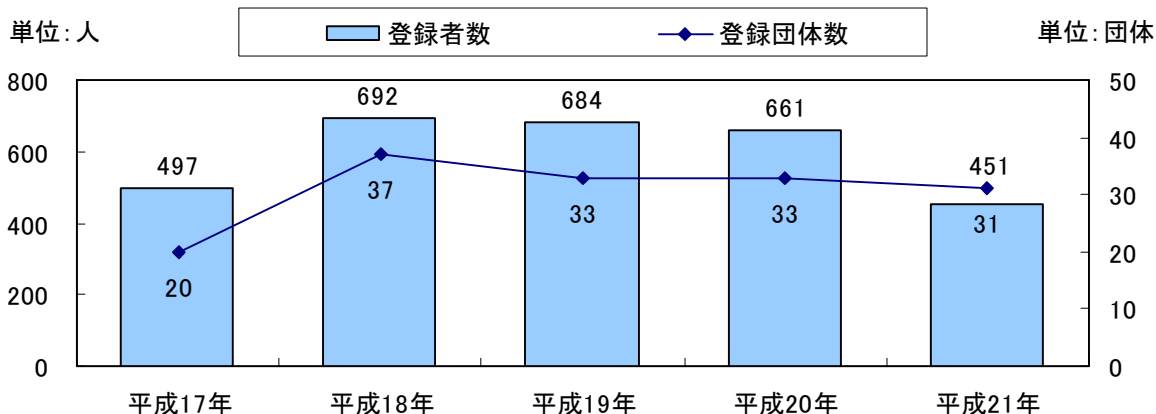


資料：深谷市社会福祉協議会（平成17年は旧深谷市）

(3) ボランティアの状況

深谷市ボランティアセンターの登録者数については、登録者数および登録団体数ともに、平成18年以降やや減少しています。

■ ボランティアセンター登録者及び登録団体数の推移 (各年4月1日現在)



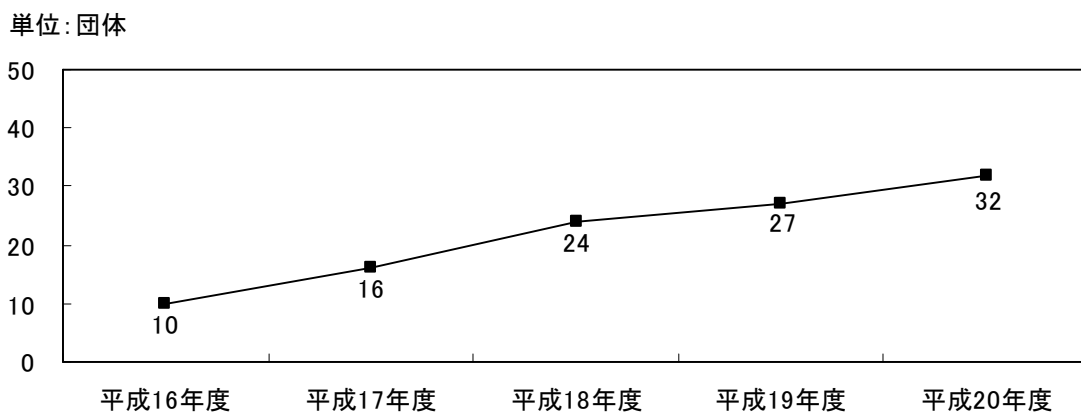
※登録者数は団体及び個人を合算したもの

資料：深谷市社会福祉協議会（平成17年は旧深谷市）

(4) NPOの状況

NPO法人*数については、平成16年度以降増加している状況となっています。

■ NPO法人数の推移 (各年度3月末現在)



※すべて埼玉県認証団体で内閣府認証団体はありません

資料：内閣府NPOホームページ

* NPO法人：民間非営利団体のうち、法的な人格を認めた特定非営利活動法人のこと。平成10年12月に特定非営利活動促進法が施行されたことにより、法人格の取得が可能となる。

6

深谷市の主な地域課題

(1) 福祉意識を高める

- 核家族化の進行や男女共同参画の進展、人々の価値観の変化などに伴い、従来からの多世代が同居する大家族の中で行われてきた家庭での養育や介護のあり方も変わってきました。同時に、地域での人と人とのつながりが希薄化し、かつての伝統的な地縁、血縁で結ばれた地域社会においては、当然のこととして行われてきた相互扶助機能も低下していると言われています。
- 市民アンケート結果では、近所の人に頼まれた場合にできることについて、「災害時の手助け」など、緊急時に助け合う意識は根づいてはいるものの、子どもの預かりや、外出の手伝いなど、日常的な手助けをすることには難しさを感じている人が多くなっています。
- 今後は、市民一人ひとりが日常的に助け合いの心を育むことができるような、福祉の心をしっかり根づかせた、地域における福祉力の強化を図っていくことが重要です。

(2) 地域のコミュニティを強化する

- 地域福祉を進めていくためには、地域でのふれあいや交流を通じて市民同士の日常的な付き合いを深め、お互いに関心を持ち合うことが重要となります。
- しかし、市民アンケート結果では、近所づきあいの程度について、あいさつ程度が約半数を占め、年齢が若くなるにしたがって割合は高くなっています。近年の少子高齢化や核家族化の流れのなかで、旧深谷市の北部や旧町などではある程度の地域におけるつながりはあるものの、市街地などでは希薄化している地区も見受けられます。
- 今後はさらに、地域でのふれあいや交流の場や機会を確保し、地域のコミュニティを強めていくことが求められます。

(3) 地域活動やボランティア活動などを活発にする

- 地域福祉を進めていくためには、地域に住む誰もが地域福祉の担い手としての意識と役割を持つことが重要となります。市民アンケート結果では、地域活動やボランティア活動に参加した経験がある人は3割強で、20歳代、30歳代の若い世代では参加経験がある割合が低くなっている状況です。
- 今後はさらに、一人ひとりが地域福祉の当事者であるという意識を高め、あらゆる世代の人が気軽に地域活動やボランティア活動などに参加できる体制をつくったり、人材を育成していくなど、活動を活発にする取り組みが必要です。

(4) 地域ぐるみの防災・防犯体制をつくる

- 火災や地震などの災害時において、高齢者や障害のある人などの要援護者を救援するためには、地域による主体的な支援体制が不可欠となっています。市民アンケート結果においても、住んでいる地区で安心して暮らしていくために、地区内の組織や団体に期待する活動として「緊急事態が起きたときの対応」や「交通安全や防災・防犯などの活動」が際立って高くなっています。
- また、最近では、児童の登下校時の犯罪被害や高齢者の悪質商法被害など、市民が犯罪に巻き込まれる恐れのある事件も多くなっており、地域ぐるみで自分たちの安全を守る意識を高め、市民が協力して取り組む必要性が高まっています。

(5) 主体的な福祉サービスの利用

- 平成 12 年の社会福祉法の成立により、福祉サービスについては、利用者が事業者と対等の立場でサービスを自ら選択し、利用する制度へとなっています。
- 市民アンケート結果によると、福祉サービスの利用に際して、福祉サービスの情報が入手しづらいことや、利用方法などについて不満や不都合を感じている人の割合が高くなっています。
- 市民一人ひとりが主体的に福祉サービスを利用できるよう、十分なサービス基盤を整備するとともに、利用者のための的確な情報を提供し、利用者の権利を保護する仕組みの普及など、利用者の視点に立った福祉サービスの総合的な提供システムの確立が求められています。

(6) 地域特有の課題解決に向けた取り組みの促進

- 深谷市は、地域によって多様な地域特性が見られています。深谷市の北部地域（主に明戸・大寄・八基・豊里地区）は、平坦で肥沃な土地を活かし、「深谷ねぎ」の主産地とした野菜生産が盛んな農村地域となっています。中央地域（主に深谷・幡羅・上柴・南・岡部(北)地区）は、JR高崎線と国道 17 号に沿って、古くから形成された中山道沿道や深谷駅、岡部駅周辺に形成された街並みと、近年の区画整理などで整備された近代的な街並みが混在する地域となっています。また、この地域には大規模な工業団地も形成されています。西部地域（主に藤沢・南・岡部(南)地区）は、花きや植木、畜産、野菜を中心とした農業が盛んであり、北部地域と同様に農村的な地域となっています。また、この地域に残る北西風を防ぐ防風林は、県条例による「ふるさと緑の景観地」に指定されています。南部地域（主に川本・花園地区）は、秩父鉄道、国道 140 号に沿った地域と荒川右岸からなる地域で、米や野菜を中心とした農業が盛んな農村的な要素と、鉄道駅周辺や幹線道路周辺には住宅街が形成され、高速道路インターチェンジ周辺には商業施設の立地が進んでいる都市的要素が共存する地域となっています。（説明中の地域区分は、「深谷市国土利用計画（平

第3章 深谷市ってどんなまち？

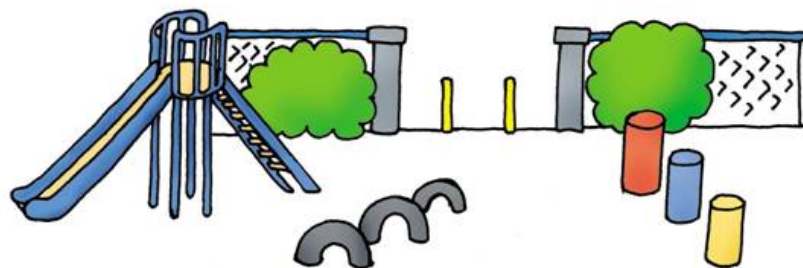
成19年12月策定)」に基づく区分)

- 市の中心部に近い、上柴地区や幡羅地区、南地区では地区別の人口や世帯数が比較的多く、1世帯あたりの人員は少なくなっています。また、年少人口割合、高齢者人口割合ともに15%台を推移しており、他の地区と比べるとやや若くなっています。一方で、市の北部に位置する、明戸地区や八基地区、豊里地区などでは、地区別人口、世帯数ともに低く推移しており、一世帯あたりの人員は他の地区と比べるとやや多く、高齢者人口割合は、年少人口割合を大きく上回っています。このように、地域によって年齢構成や家族形態などに大きな違いが見られます。
- 今後はさらに、各地域特有の課題を解決していくため、地域特性に応じた個々のアプローチが求められます。

各地区の人口・世帯数・年少人口割合・高齢者人口割合

地区名	深谷	藤沢	幡羅	明戸	大寄	八基	豊里	上柴	南	岡部	川本	花園
人口	18,686人	10,663人	18,530人	5,176人	3,798人	4,148人	4,515人	19,610人	18,087人	18,904人	12,532人	12,926人
世帯数	7,516世帯	3,695世帯	7,069世帯	1,855世帯	1,225世帯	1,333世帯	1,472世帯	7,847世帯	7,055世帯	6,616世帯	4,255世帯	4,517世帯
年少人口割合	13.1%	12.9%	16.3%	10.4%	13.4%	11.7%	12.0%	16.0%	15.0%	13.5%	14.0%	13.7%
高齢者人口割合	23.4%	22.0%	17.4%	28.2%	23.5%	24.0%	24.2%	14.1%	18.6%	22.1%	22.1%	20.8%

資料：深谷市地区カルテから抜粋（本計画書81～107ページ参照）



第4章

けいかく わたし
この計画で私たちがめざすべきもの

第4章 この計画で私たちがめざすべきもの

1 私たちが大事にする理念

深谷市は、平成 18 年 1 月に深谷市、岡部町、川本町及び花園町の 1 市 3 町が合併し、新たに誕生した市です。

各地域には、障害のある人やない人、性別・年齢・国籍や文化の違う人などさまざまな人々が暮らしています。加えて、最近では、少子高齢化や核家族化の進展などに伴い、一人暮らし高齢者の問題や、高齢者・子どもへの虐待など、地域の理解や協力なしには解決できないさまざまな課題があります。

このような課題を解決するためには、身近な地域や市全体の中であらゆる人々のふれあいや支え合いを育むとともに、市民一人ひとりが共有の課題として受け止め、人や地域のネットワークで互いに補い合いながら、地域ぐるみで解決していくことが必要となっています。

また、平成 20 年度を初年度として策定された「深谷市総合振興計画」の基本構想においては、『夢を育み 明日に飛翔する 笑顔都市 ふかや』という将来都市像が定められています。

「深谷市地域福祉計画・深谷市地域福祉活動計画」では、基本構想が描くこの将来都市像を念頭に、ともに暮らすこの地域の中で、市民同士がお互いによき隣人として、笑顔あふれる関係を築いていくことをめざしています。

また、深谷市は、近代日本経済の父といわれる明治の大実業家・渋沢栄一*翁の生誕地でもあります。その渋沢栄一翁は、「忠恕のこころ」すなわち「まごころと思いやり」を生涯の規範とし、600 余りの社会福祉事業に多大な功績を残しています。

今後、地域福祉を進めていくためには、地域で暮らす誰もが「まごころと思いやり」を持つことがまずは大切であり、そして実践していくことこそが重要であるという考え方に立ち、次のとおり、基本理念を定めます。

**一人ひとりのまごころで、
地域に笑顔ときずながあふれるまち ふかや**

* 渋沢栄一（1840～1931 年）：現深谷市血洗島出身。1867 年に渡欧して西欧先進諸国を歴訪し、経済制度や近代的技術を見学する。帰国後、日本最初の銀行である第一国立銀行をはじめ、鉄道・製紙・造船など 500 社にものぼる企業の設立・育成に関わる。また、福祉や教育などの社会事業にも熱心に取り組み、600 余りの社会福祉事業に力を注いだ。社会福祉協議会の源流で、1908 年に設立された「中央慈善協会」の初代会長は渋沢栄一である。

2 私たちがめざす目標

この計画では、基本理念を達成するため4つの基本目標を定めました。

これらの基本目標は、地域福祉を推進していくにあたって、これまでに実施した地域福祉に関する市民アンケートや団体調査、市民会議などから得られた意見を踏まえ、今後、私たちがめざしていく方向性を示したものです。

目標1 ふれあい、支え合いの地域をつくる

「向こう三軒両隣」ということわざがあるように、「近所づきあい」が地域づくりの基本となります。まずはあいさつや声かけからはじめ、地域のつながりを深めていくとともに、地域で行われているさまざまな活動の活性化を図り、地域のみんなでふれあい、支え合える地域づくりをめざします。

目標2 SOSに伝えるしくみをつくる

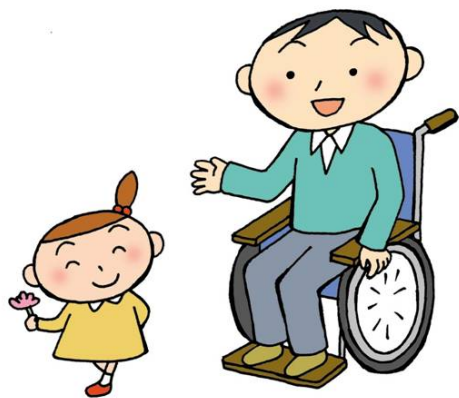
地域で幸せに暮らしていくためには、安全で安心な生活の確保が前提条件となります。災害や犯罪などから市民の生活を守るための活動を進めるとともに、虐待やいじめ、暴力など、人権侵害への対応やSOSを発信している人などを見逃さないしくみづくりをめざします。

目標3 サービスが利用しやすい環境をつくる

地域において自立した生活を支援していくためには、福祉サービスをはじめとして、市民の生活に関わるさまざまな分野の支援を充実させていく必要があります。子どもから高齢者まで、障害のある人もない人も、すべての人がいつでもサービスを利用でき、安心して社会参加できる環境づくりをめざします。

目標4 地域福祉を推進するしくみをつくる

地域福祉を進めるため、社会福祉協議会やボランティア活動・NPO活動などへの支援を図るとともに、さまざまな活動を担う人材育成に努めます。また、市民・関係団体・市・社会福祉協議会などが連携・協働し、地域を支える体制づくりをめざします。



第5章

この^{けいかく}計画で^{わたし}私たちが^と取り^く組むこと

第5章 この計画で私たちが取り組むこと

この計画の基本理念・基本目標の実現に向けて、私たちが具体的に取り組むことを次のとおり体系化し、展開していきます。

目標1 ふれあい、支え合いの地域をつくる

- (1) 気軽にあいさつや声かけをします
- (2) ふれあいや助け合いの活動を促進します
- (3) 気軽に交流できる居場所を地域につくります
- (4) ガーデニングと健康づくりで地域を明るくします

目標2 SOSに応えるしくみをつくる

- (1) ヘルプが出しやすいしくみをつくります
- (2) 地域ぐるみで防犯活動を強化します
- (3) 災害に対して安心できる地域をつくります

目標3 サービスが利用しやすい環境をつくる

- (1) 情報が得やすく、相談しやすい体制をつくります
- (2) 適切なサービスを提供します
- (3) 社会参加しやすい環境を支援します

目標4 地域福祉を推進するしくみをつくる

- (1) 支え合う地域福祉の文化を広めます
- (2) 地域を支える人材を育てます
- (3) さまざまな団体の交流や連携を図るしくみをつくります
- (4) 社会福祉協議会の活性化を図るしくみをつくります

【本計画における市民等・市・社会福祉協議会の定義】

市民等	「市民、地域活動団体（例：自治会、老人クラブ、ボランティア団体、NPOなど）、民生委員・児童委員(協議会)、福祉サービス事業者、その他関係団体（例：企業、商店など）など、深谷市に関係する個人・団体」を指しています。
市	「深谷市役所（教育委員会も含む）」を指しています。
社会福祉協議会	「社会福祉法人 深谷市社会福祉協議会（地区社会福祉協議会も含む）」を指しています。

目標1 ふれあい、支え合いの地域をつくる

(1) 気軽にあいさつや声かけをします

◆◆◆現況と課題◆◆◆

- あいさつは人間関係の基本です。しかしながら、子どもが被害者となる犯罪が後を絶たないことから、「知らない人とは話さない」とか、声をかけると不審者と思われるのではないかなどという心配から、あいさつが少なくなっている状況がうかがえます。また、家庭の中でも「おはよう」や「ありがとう」などと言う習慣が薄れてきています。
- 市民会議では、市民一人ひとりが率先してあいさつをするよう心がけ、あいさつからつながりのあるまちをつくる必要があるという意見が多くあがっています。
- あいさつをする関係は、お互いを認めあい信頼することにもつながります。子どもから大人まで、気持ちよくあいさつできる地域づくりを進める必要があります。

【市民会議での意見】

- まずはあいさつから近所づきあいを大切にする。
- すれ違う人にはあいさつをしよう。
- 市があいさつゾーンを表示したらいいのではないか。
- 地域の人たちはもちろん、子どもたちも含めて「あいさつ運動」を行い、それぞれの人たちが気楽に会話できる雰囲気をつくりたい。

【市民アンケートでの自由意見】

- 近所では誰とでもあいさつをするようにする。
- 最近、隣近所の付き合いや自治会活動への参加してくれる人が少なくなっている。
- 新しい地区は近所の結び付きや付き合いがないように思われる。
- 市民は地域のルールや日常のマナーを守る。
- 危険なことをしている子どもを見たら、注意するよう心がける。

【団体調査での意見】

- 知らない人でもあいさつを交わすことにより、多くの人と知り合うことで地域が明るくなり、他の団体との交流も生まれてくるのではないか。(自治会)
- 顔見知りになれば、話し(相談)もしやすくなると思う。(民生委員・児童委員協議会)
- 地域でのびのびと暮らすためには地域の方との交流が大切だと思う。(障害者関連団体)

◆◇◆みんなで取り組むこと◆◇◆

日頃から市民一人ひとりが率先してあいさつしたり声をかけ合ったりするなど、隣近所とのかかわりをもてる地域づくりを進めます。

市民等の役割	<ul style="list-style-type: none"> ● 基本的なあいさつや社会のモラル・マナーを小さい頃から習慣づけます。 ● 「おはよう」「お帰り」など、あいさつ運動を積極的に実践します。 ● 回覧板を回すときに声かけなどをし、隣近所との交流に努めます。 ● 学校や地域の行事などへの参加を隣近所で呼びかけあい、顔見知りになるように努めます。
市の役割	<ul style="list-style-type: none"> ● 学校や自治会など関係機関・団体と連携を図りながら、あいさつ運動・声かけ運動を推進します。 ● 社会のモラル・マナーを向上するための情報を発信します。 ● 地域コミュニティ*の市民意識を高めるまちづくりを推進します。
社会福祉協議会の役割	<ul style="list-style-type: none"> ● 各地区でのあいさつ運動・声かけ運動を推進します。 ● あいさつ運動・声かけ運動を実践する関係機関・団体の活動を支援します。 ● 関係機関・団体と連携して、社会のモラル・マナーを向上するための活動を推進します。

* 地域コミュニティ：ある一定の地域に属する人々のつながり、又はある一定の地域において自主性と自らの責任において、住みよい地域づくりを行う地域集団のこと。

(2) ふれあいや助け合いの活動を促進します

◆◆◆現況と課題◆◆◆

- これからの地域福祉を推進していくためには、市民一人ひとりの参画が必要不可欠であり、そのための推進体制・組織をどのようにつくっていくかが今後の重要な課題となっています。
- こうした中、地域で暮らす元気な高齢者や豊富な知識・経験・能力を持った退職者などの地域の人材や、福祉サービス事業者や各種団体、民生委員・児童委員*などとの連携をもとに、協力体制をつくる必要があります。さらには、地域でふれあい助け合うための見守り体制やボランティアの活性化を図っていくことも必要です。
- 市民アンケート結果によると、過去5年間に地域活動やボランティア活動をした経験の「ある」人は3割強となっており、活動内容としては自治会活動が多く、理由としては「地域活動の一環」や「もち回りのため」が多くなっています。また、活動の中で困ったこととしては、若い世代を中心とした人材の不足が多く挙げられています。しかし、4割強の人が今後のボランティア活動への参加意向があり、希望する活動内容としては、環境美化や高齢者支援などが多くなっています。
- 今後は、地域における日常的なふれあいや助け合いの活動を活性化させるとともに、さまざまな活動に参加しやすい仕組みづくりが必要となっています。

【市民会議での意見】

- 自治会活動に参加する若い世代が特に少ない。
- 老人クラブの会員相互の交流の機会が少ない。
- 地域とのかかわり合いを敬遠する若い世代が増えた。
- ボランティア活動をしているグループがわかりにくい。

【市民アンケートでの自由意見】

- ボランティアの情報が欲しい。
- 地域などの交流に参加できるようにしてほしい。
- 一人暮らしの高齢者のために、声かけ、訪問、援助等ができる人の育成が大切だ。
- 近隣住民との接触が少なく、地域ぐるみの活動はわずらわしく感じる時がある。

【団体調査での意見】

- 地域全体で福祉や奉仕の精神が希薄である。
- 自分ができる範囲でのボランティアで構わないので一歩踏み出してほしい。(ボランティア団体)
- ボランティア希望者にはどのようなボランティアがあるのか紹介・情報提供をする。(ボランティア団体)

◆◇◆みんなで取り組むこと◆◇◆

地域のことや各種団体の活動内容などの情報を発信する中で、地域活動への関心を高め、参加の促進を図ります。また、ボランティアセンター*の周知やコーディネート機能の強化に努め、ボランティア活動の活性化を図ります。

<p>市民等の役割</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● ボランティア活動へ関心を持ちます。 ● 隣近所で困っている人がいれば、できる範囲でボランティア活動(手助け)をします。 ● 自治会、老人クラブ、子供会などが行う地域行事へ、できる限り参加します。 ● 隣近所で、地域行事への参加を呼びかけ、誘い合います。 ● 若い世帯や転入者が地域行事へ参加しやすい仕組みをつくります。 ● 関係機関・団体は、自らが行うボランティア活動や地域行事の情報を市民に発信します。 ● 市職員・社会福祉協議会職員は、市民の一員として、ボランティア活動や地域行事へ参加します。 ● ボランティアセンターを活用します。
<p>市の役割</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域行事への参加を呼びかけます。 ● 関係機関・団体に対して、ボランティア活動や地域行事への支援などを行い、地域コミュニティの活性化を図ります。 ● 「広報ふかや」やホームページなどにより、ボランティア活動や地域行事の情報発信を通して、市民が参加しやすい環境をつくります。 ● 社会福祉協議会を通じて、ボランティア団体の育成・支援を行います。 ● ボランティアセンターの運営を支援します。
<p>社会福祉協議会の役割</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● ボランティアセンターの周知を図ります。 ● ボランティアセンターにおいて、ボランティアの登録・紹介・斡旋を行います。 ● ボランティア活動の基本や具体的な活動事例を紹介し、地域で活動に取り組む人材の養成に努めます。 ● 「社協だより」やホームページなどにおいて、地域活動の活発な団体の活動事例を紹介します。 ● 関係機関・団体が行うボランティア活動や地域行事を支援します。

* 民生委員・児童委員：民生委員は、地域福祉向上のため民生委員法に基づき国から委嘱される民間の奉仕者で、児童福祉法による児童委員も兼ねている。援助を必要とする人の生活状態の把握、相談・助言活動、情報提供や援助活動を行うほか、市や市社会福祉協議会への協力を行うこととされている。

* (深谷市)ボランティアセンター：市内におけるボランティア活動への理解と関心を深めてもらうために設置され、深谷市社会福祉協議会がその運営にあたっている。主な活動は、ボランティア活動に関する各種相談やボランティア団体の紹介、各種団体との調整、“ボランティアだより”の発行などを行っている。

(3) 気軽に交流できる居場所を地域につくります

◆◆◆現況と課題◆◆◆

- 地域の中で、あるいは隣近所でお互いに支え合い、助け合って生活できる関係を築いていくためには、あいさつする関係から一歩進めてお互いを知ることが大事になります。昔から「向こう三軒両隣」と言ったように、近所づきあいなど、身近なところでのつながりが地域づくりの基本となりますが、核家族化の進行や人々の生活様式の変化により、近所づきあいが希薄となりつつあります。
- 市民アンケート結果によると、ふだん近所の人との付き合いの程度については、近所づきあいはみられるものの、「会えばあいさつする程度の付き合い」が最も多く、特に若い世代ほどこの傾向がみられます。
- 市民会議では、新しく転入してきた市民は地域との交流が少ないことや、なかなか地域に溶け込みにくいといった意見もあがっています。
- 地域のつながりをつくる上では、市民一人ひとりが身近なところからの交流やふれあいを大切にするとともに、誰もが主体的に地域の活動や交流の場に参加していくことが重要です。

【市民会議での意見】

- 隣組との交流が少ない。
- 新しく住みはじめた市民にとって、なかなか地域に溶け込みにくい。
- 若い人とお年寄りが顔を合わすことが少ない。
- 市民サークルは充実している。

【市民アンケートでの自由意見】

- 近くに気軽に立ち寄れる「お茶飲み場所」のような空間があると良い。
- 地域の決まりごとや地区の協力などは進んでやっていきたい。公園など、人が集まるような場所があれば良い。
- サロンのように誰もがふらっと立ち寄れるようなところがほしい。
- 地区のまつりなどの行事に参加してもよいのかわからない。また、地区で疎外感を感じる。

【団体調査での意見】

- ふれあい・いきいきサロンでの活動を広く浸透させ、深谷市全体の活性化を図ることが重要課題である。(自治会)
- サロン同士の交流を図ることでさらなる展開に期待できると思う。(ボランティア団体)
- 文化・スポーツ・レクリエーション主体のサークルなども障害者を巻き込んだ活動を考えたい。(障害者関連団体)

◆◇◆みんなで取り組むこと◆◇◆

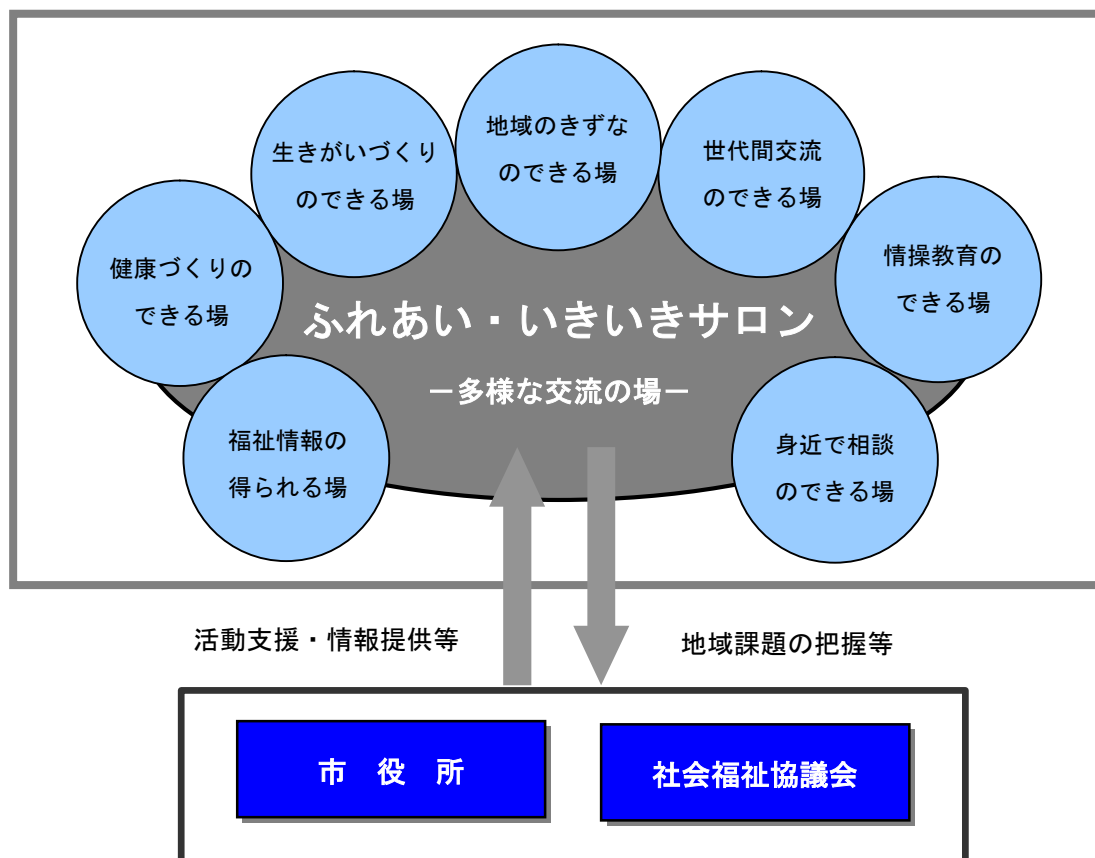
日頃から隣近所とのかかわりを持ち、いざというときに支え合い・助け合える関係づくりを進めるとともに、子どもから高齢者まで、さまざまな世代間の交流を促進し、誰もがつながりのもてる地域づくりをめざします。

また、ふれあい・いきいきサロン*をはじめとして、地域の人同士がふれあえる交流の場（居場所）の確保に努めます。

市民等の役割	<ul style="list-style-type: none"> ●引っ越しをした先では、隣近所へあいさつ回りをします。 ●隣近所に新しい住民が引っ越してきたら、地域のルールや行事などを教えるなど、声かけをするように心がけます。 ●関係機関・団体と連携して、年代を問わず市民が気軽に集える機会をつくり、参加を呼びかけます。 ●ふれあい・いきいきサロンを開催します。 ●関係機関・団体と連携して、サロンの活動内容の充実を図ります。 ●地域にある社会資源を有効活用し、集える場所を提供できるように努めます。
市の役割	<ul style="list-style-type: none"> ●世代間交流の場づくりを支援し、活動の促進を図ります。 ●ふれあい・いきいきサロンへの参加を呼びかけます。 ●サロンの活動へ支援を図ります。 ●集える場所を確保するため、公共施設の有効活用にも努めるとともに、民間の施設や自治会館など活用できる施設の情報収集・提供を行います。
社会福祉協議会の役割	<ul style="list-style-type: none"> ●関係機関・団体と連携するためのネットワークづくりを促進します。 ●集える機会づくりを促進するため、活動事例などの情報提供をします。 ●地域での行事などを実施する際、器材や備品の貸し出しを行います。 ●ふれあい・いきいきサロンの活動の周知を図るとともに、活動の活性化に努めます。 ●赤い羽根共同募金・歳末たすけあい募金の配分金の一部を、サロンの活動に助成します。 ●世代間交流の場づくりを市と協働して支援します。

* ふれあい・いきいきサロン：地域住民が主体となって、高齢者・障害者・子育て中の親子などが自宅から歩いて行ける場所に集い、協働で企画し活動内容を決め、交流を通して仲間づくりを促す活動。市内には、約70か所あまりで定期的な活動をしている。

■深谷モデル「ふれあい・いきいきサロン」の主な機能



●市内でこんな取り組み事例があります！

○ふれあい・いきいきサロン

社会福祉協議会花園支会では、サロンに集う人々はみんなが主役となり、サロンを支えています。福祉活動に自主的にかかわるきっかけの場とするため、自治会館、集会所等で自治会役員、民生委員・児童委員、ボランティアが中心となって取り組みを行っています。

わずかな期間で花園地区のほぼ全域でサロン活動が定着しました。高齢者だけでなく、障害者、外国人、子ども等さまざまな市民を活動に招き入れ、自生する竹を使った流しそうめん体験をするなど、地域に密着した様々な工夫が行われています。



これからは、「マンネリ化、参加しにくい市民への配慮などの課題を乗り越えるよう、展開していきたい」とサロン協力者は言います。そのため、市内の交流会、他市町村への視察研修などを活発に行い、多くの交流を生み出しています。

●市内でこんな取り組み事例があります！

○あいの里

秩父みやのかわ商店街の仕組みを参考に、平成21年4月から地域支え合いの仕組みをスタートさせました。あいの里では、NPO法人や商工会議所関係者、市民の有志など多様な主体によって構成されているコミュニティ協同組合が実施主体となっており、まちづくりの一環として地域支え合いの仕組みに取り組んでいます。

「ふかや 街の便利屋さん」として、高齢のかた、障害のあるかた、子育て中のかたを有償で支援しています。

支援できることとしては、買い物代行、庭の草取り、部屋の掃除、外出支援、家事の手伝い、話し相手、見守りを支援できます。

運営していくうえで、ボランティアに協力をいただきながら、「思いやりの手をつなぐ街 深谷」をめざします。



○ふかや緑の王国「開拓ボランティア」

ふかや緑の王国では、市民のための市民の施設として整備、管理運営を行い、さらに各種ボランティア活動の拠点としてや、広く市民交流の場とするため、ボランティアの力を最大限活用した取り組みを行っています。

開拓ボランティアとしては、これまでに草取り、枝おろし、石・木工オブジェ、ベンチ作り、門松作り等の作業を行いました。また、八ヶ岳倶楽部の研修会、森林公園研修会、救急救命訓練等も行っています。ボランティアの人々は、作業中、虫や蜂に刺され、タニシを獲ろうとして池に落ちたりしながらも、楽しんで活動しています。

これからは、農業、動植物、陶芸、栄養、環境（ケミルス含む）等の分野において、各界の専門家の協力をいただきながら、ボランティアが知恵を出し合い、市民の方々が楽しめ、健康な生活の向上に役立つ「緑の王国」づくりをめざします。



(4) ガーデニングと健康づくりで地域を明るくします

◆◆◆現況と課題◆◆◆

- わが国の平均寿命は世界最高水準にありますが、一方でがん・脳卒中・心臓病・糖尿病などの生活習慣病は増加を続けています。また、高齢化の進行とともに、認知症や寝たきりなどの要介護状態になる人が増加しており、医療費や介護負担の増大が大きな社会問題となっています。
- このため、健康づくりについては、生活習慣病の改善や運動をすることにより、生活習慣を見直し、予防する一次予防を重視することが必要となっています。
- 市民アンケート結果によると、日常生活のなかで日頃不安に思っていることとして、「自分や家族の健康に関すること」が約6割と最も高くなっています。また、地域活動やボランティア活動に参加していない理由として、「身体の具合が悪い」という理由をあげた人がみられており、今後の地域活動の担い手である高齢者ほど、その割合は高くなっています。地域活動などに参加するためには、まずは健康であることが前提であり、市民一人ひとりの健康づくりに対する意識を高め、自分に合った健康づくりに取り組むことが求められています。
- また、深谷市では、市民と行政とが協働し、ガーデニングをまちづくりの中心のひとつに据えた「ガーデンシティふかや*」を実践しています。今後もまた、ガーデニングを通じた健康づくりや仲間づくり、生きがいつくりの重要性を市民に周知し、より多くの市民を巻き込んだ活動をさらに実践していくことが大切です。

【市民会議での意見】

- 趣味などのサークルで活躍するリーダーがいると、活動しやすい。
- 家庭菜園を利用して、隣近所とのコミュニケーションをとることが必要である。

【市民アンケートでの自由意見】

- 体が元気なうちから体力づくりや食生活を考えたり施設を利用できる情報を発信する。
- 夜間・休日の対応ができる診療所を増やしてほしい。

【団体調査での意見】

- ふかや緑の王国でボランティアと協働して定期的に清掃美化活動を行っている。(NPO 団体)
- ゲートボール大会・グラウンドゴルフ大会・公式輪投げ大会を開催し、健康づくりの活動を行っている。(高齢者関連団体)

◆◇◆みんなで取り組むこと◆◇◆

健康づくりを実践することができるよう、市民の健康意識の高揚を図るとともに、既存施設の活用や各種団体などと連携しながら、運動などの健康づくりに取り組める機会や場の確保に努めます。

また、地域の特産品であり、美しさやすらぎをもたらす花などを通じて、心地よい空間づくりだけでなく、健康づくりや生きがいづくりにつながるよう、「ガーデンシティふかや」のまちづくりを進めます。

市民等の役割	<ul style="list-style-type: none"> ●体調管理に気をつけます。 ●定期的な健康診査を受けるように努めます。 ●適度な運動を日常に取り入れます。 ●近所にかかりつけ医を見つけます。 ●地域行事やイベントなどで健康づくりに関する講座に参加します。 ●ユリやチューリップなどの栽培やガーデニングなどを通じて、健康づくりや生きがいづくりに取り組みます。
市の役割	<ul style="list-style-type: none"> ●健康診査やがん検診などを実施します。 ●「広報ふかや」やホームページなどを活用し、年代に応じた健康づくりに関する情報提供に努めます。 ●福祉健康まつりや健康講演会などのイベントを通して、健康づくりの必要性の情報を発信します。 ●出前講座などで健康づくりに関する講座の実施に努めます。 ●関係機関・団体とともに、ガーデニングと健康づくりが連携した、新たなまちづくり運動を構築・支援します。 ●介護予防教室の開催など、介護予防に関する情報を発信します。 ●深谷ねぎやブロッコリーなどの深谷の特産品を地産地消*するよう、食育*の意識を広めます。 ●医療機関や医師会と連携して、健康づくりに取り組むとともに、医療体制の充実に努めます。
社会福祉協議会の役割	<ul style="list-style-type: none"> ●健康づくりや介護予防を推進するボランティアを養成します。 ●市民の自主的な健康づくり・いきがいの活動を支援します。 ●ふれあい・いきいきサロンで健康づくりに関する情報を提供します。

- * ガーデンシティふかや：深谷市の特産品である花などを通じて、心地よい空間づくりを進めるよう、市民や事業者、行政の協働により「心やすらぐ花と緑のまち」をめざしていく取り組み。
- * 地産地消：地元でとれた農産物を地元で消費することをいう。消費者の食に対する安全・安心志向の高まりを背景に、消費者と生産者の相互理解を深める取り組みとして期待されている。
- * 食育：食材の特徴や調理法を学ぶことで、人間形成に役立てようとする教育的運動。従来、家庭の中で親から子へと伝えられた食生活の伝統文化が、社会情勢の変化とともに失われつつある。江戸時代の村井弦齋著『食療法の料理心得』にある「小児には徳育・知育・体育よりも食育が先」との言葉に由来する。

目標2 SOSに答えるしくみをつくる

(1) ヘルプが出しやすいしくみをつくります

◆◆◆現況と課題◆◆◆

- 地域においては、高齢者をはじめ、障害のある人、子育てをしている人など、支援を必要とする人たちが暮らしています。こうした支援の必要な人たちが身近な地域で安心して生活していけるよう、問題を早期に発見し、対応していくための活動が必要です。
- 市民アンケート結果によると、地域のなかで安心して暮らしていくために、地域の組織や団体に期待することとして、「緊急事態が起きたときの対応」が約7割と高くなっています。
- また、最近では高齢者や障害のある人、子どもへの虐待や、女性に対する人権侵害であるドメスティック・バイオレンス（DV）*が社会問題となっています。こうした問題を身近な問題としてとらえるとともに、早期発見・未然防止していけるよう、虐待やDV防止に関する啓発を進め、適切に対応できる体制の整備が求められています。

【市民アンケートでの自由意見】

- 老後をどうするか少し不安です。
- 一人暮らしの高齢者のサポートが必要である。
- 住みやすいまちづくりとは、お隣同士→ご近所→自治会と和を組んで、協力していかなければだめだと思う。
- 声をかけ合うことにより、防犯意識の向上につながる。

【団体調査での意見】

- 高齢者の見守りや安否確認の仕組みづくりが必要である。（民生委員・児童委員協議会）
- 問題が起こる前に対応を考えることが重要になるため、今後、福祉・雇用・教育・医療に関わる団体との交流や連携が必要になってくる。
- 相談しても担当者が動いてくれないときがある。（高齢者関連団体）
- 気軽に市職員に相談できる機会を増やしてほしい。（子育て支援団体）

* ドメスティック・バイオレンス（DV）：夫婦や恋人など親密な関係にある男女間の身体的・心理的暴力のこと。「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」では、主に配偶者等からの身体に対する不法な攻撃であって生命または身体に危害を及ぼすものを対象としている。

◆◇◆みんなで取り組むこと◆◇◆

地域課題を解決するために、地域の見守り体制の充実を図り、各種団体間のネットワークづくりに努めます。また、虐待やDVについて、身近な問題としての認識を高めるとともに、相談体制の充実や関係機関との連携を強化し、迅速な対応に努めます。

<p>市民等の役割</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●隣近所で支援が必要な人の見守りに努めます。 ●身近に相談できる相手をつくります。 ●隣近所で異変を発見したら、関係機関へ相談、連絡・通報します。 ●民生委員・児童委員を中心に、支援が必要な人の把握に努め、見守り支援をします。 ●関係団体は、関係機関と連携し、見守りネットワーク*づくりに参加します。
<p>市の役割</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●身近に相談できる窓口を設置し市民へ周知します。 ●虐待などの早期発見に努め、関係機関と連携して問題解決に努めます。 ●民生委員・児童委員へ支援を必要とする人の情報を提供します。 ●「ご近所見守りシート」*の導入の検討や支援を必要とする人の名簿づくりに取り組むなど、見守り支援の活動を推進します。 ●関係団体と連携し、見守りネットワークづくりを支援します。
<p>社会福祉協議会の役割</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●各種相談機関との連携を強化します。 ●高齢者の見守り活動、児童・生徒への登下校時の声かけ運動などを支援します。 ●地区社協が主体となって活動し、地域の課題を解決するための活動を支援します。 ●関係機関・団体と連携し、見守りネットワークづくりを推進します。

* 見守りネットワーク：一人暮らしや寝たきりの高齢者やその介護者などの日常生活上の心配ごと、あるいは本人や家族の力だけでは解決できない福祉課題などを、隣近所や民生委員・児童委員などが行う「見守り活動」を通じて早期に発見し、福祉の専門機関などにつなげていくこと。

* ご近所見守りシート：財団法人厚生労働問題研究会が、高齢者虐待防止の手引きとして民生委員に活用してもらうために、平成21年3月に作成されたシート。虐待の危険要素を、①暮らし、②家族、③身体、④認知症、⑤経済状況の5つに分類し、チェックリスト、チェック確認表、レーダーチャートと3部からなる「ご近所見守りシート」にチェックしていただくだけで、危険性が視覚的に把握できるようになっている。

(2) 地域ぐるみで防犯活動を強化します

◆◆◆現況と課題◆◆◆

- 深谷市では、平成 18 年 6 月に制定した「深谷市安心安全まちづくり条例」に基づいて、市民、事業者、警察などと連携しながら、防犯パトロールなどの市民による自主的な防犯活動とともに、道路照明灯の設置など、犯罪の発生しにくい環境づくりに努めています。
- 深谷市の犯罪発生率は、平成 21 年 1～9 月の暫定値で 10.00 件（人口千人あたり、埼玉県警察本部犯罪統計）となっており、前年比よりも減少するとともに、県平均の 12.03 件よりも下回る状況となっています。
- 今後も、「自らの安全は自ら守り、地域の安全は地域で守る」という防犯意識のもと、協働による防犯活動をより強力に推進していくことが必要です。

【市民会議での意見】

- 通学路に街灯がなく危険である。
- 空き巣が多く、家を空けるのが心配。
- 地域でのボランティアパトロールや見守り活動は活発。
- 自治会による防犯ボランティアが活発。
- 道がよくなってきたので、スピードを出している人が多い。

【市民アンケートでの自由意見】

- 街灯が少なく夜道が不安である。（同一意見多数）
- 防犯パトロールカーで不審者の見回りをする。
- 防犯・犯罪防止のためのパトロールなどをする。
- 次代の子供達の安全を守るための組織をつくりたい。

【団体調査での意見】

- 交通安全対策を実施し、毎日の登校時に立哨交通安全指導を行っている。（自治会）
- 子どもの安全確保のため、複数の行政機関が活動しているが、機能が十分発揮するような連携・運営を行ってほしい。（民生委員・児童委員協議会）
- 防犯パトロールなど地域で人々がみてくれるのは安心する。（子育て支援団体）

◆◇◆みんなで取り組むこと◆◇◆

子どもや高齢者、障害のある人などが犯罪や交通事故に巻き込まれないよう、見守り活動や声かけ運動を進めます。

<p>市民等の役割</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●地域の防犯活動や交通安全運動に参加します。 ●小・中学校の登下校の時間にあわせて、見守りや巡回、散歩など外出をするように心がけます。 ●「こども110番の家*」の設置に協力します。 ●道路照明灯やカーブミラーなどに不具合がある場合は、関係機関へ連絡をします。 ●自動車や自転車を運転する人は、安全運転に努めます。特に、生活道路では、歩行者に注意しながら速度を抑えて走行します。 ●関係機関・団体との連携・連絡のできる関係を日頃からつくり、地域の安全を守るよう努めます。
<p>市の役割</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●「深谷市安心安全まちづくり条例」に基づき、安心して安全なまちづくりを積極的に推進します。 ●自主防犯活動組織*の結成支援など、地域の防犯活動を支援します。 ●小・中学校の登下校の時間にあわせて、青色回転灯装着車両によるパトロールを実施します。 ●道路照明灯やカーブミラーなどの整備に努めます。 ●防災無線や「広報ふかや」、ホームページなどを通して、防犯・交通安全の情報発信をします。 ●警察署など関係機関・団体との連携の強化に努めます。
<p>社会福祉協議会の役割</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●高齢者の見守り活動、児童・生徒への登下校時の声かけ運動などを支援します。 ●地域で防犯活動をする関係団体を支援します。 ●ふれあい・いきいきサロンで防犯や交通安全に関する情報を提供します。 ●警察署など関係機関・団体との連携の強化に努めます。

* こども110番の家：子どもたちが登下校時や公園・広場等で、トラブルに巻き込まれそうになった時に、緊急避難先として駆け込める民家や事業所のこと。

* 自主防犯活動組織：防犯パトロールや児童等を犯罪から守るための活動など、自主的に防犯活動を行う組織。

(3) 災害に対して安心できる地域をつくります

◆◆◆現況と課題◆◆◆

- 深谷市は、自然災害が比較的少ないものの、近年全国各地で発生している地震や集中豪雨などによる災害は、その発生に備えた災害に強いまちづくりの重要性を改めて示しています。
- 防災対策の充実には、市民一人ひとりの意識向上を図り、地域社会における防災力を高めていくことが必要不可欠であることから、自主防災組織*の設立を進めるとともに、防災訓練などを通じた機能強化が求められます。
- 市民アンケート結果によると、近所の人から頼まれた場合にできることとして、災害時の手助けが『できる』人が8割を超えており、災害時における地域の助け合いについては意識が高くなっています。
- 今後も災害に強いまちづくりを進めるためには、市民や関係機関・団体、行政などが協力・連携して、自助・共助・公助を基本とする防災対策に取り組む必要があります。
- また、災害時にいかに犠牲を減らすかは、日頃から高齢者や障害のある人などの災害時要援護者*を把握し、地域内で情報を共有することが重要となっていますが、個人情報保護法*による制約があり、これらの活動が困難となっています。今後、個人情報の保護に配慮するとともに、個人情報に関する方針を定めながら、防災に対する地域での取り組みを充実させることが大切です。

【市民アンケートでの自由意見】

- 災害がおきた時に組織ができていないのか不安である。
- 災害に対して、日頃からの備えは大事だが、同時に地域の人たちがお互いに知り合っているという時に助け合えるようなつながりも併せて大事だと思う。

【団体調査での意見】

- 防災への対応を組織化する必要がある。(自治会)
- 防災組織づくりや活動においては連携の必要がある。(民生委員・児童委員協議会)

* 自主防災組織：地域住民が「自分たちの地域は、自分たちで守ろう」という連帯感に基づき、主に自治会・町内会等を単位として、自主的に結成する防災組織。
* 災害時要援護者：重度の障害のある人や一人暮らし高齢者などで、災害時に避難誘導などの支援が必要な人。
* 個人情報保護法：個人の権利と利益を保護するために、個人情報を取り扱う事業者に対して個人情報の取り扱い方法を定めた法律で、2005年4月1日に全面施行された。

◆◇◆みんなで取り組むこと◆◇◆

一人暮らし高齢者や障害のある人などの災害時要援護者を把握するとともに、災害時の準備を整え、迅速な対応ができるような体制づくりに努めます。

<p>市民等の役割</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●防災訓練に参加します。 ●避難場所を事前に確認します。 ●家具の転倒防止対策を講じます。 ●住宅用火災警報器を設置します。 ●自主防災組織の活動に協力します。 ●支援が必要な人は、災害時要援護者名簿*へ登録します。 ●日頃から、災害時要援護者への声かけ・交流に努めます。 ●関係機関・団体は、連携して災害時要援護者名簿の作成支援や災害時における要援護者の避難支援に連携して努めます。
<p>市の役割</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●「深谷市地域防災計画」に基づき、防災対策の充実を図ります。 ●自主防災組織の設立支援など、地域の防災活動を支援します。 ●災害発生時において、要援護者が迅速かつ安全に避難できるよう体制づくりに努めます。 ●災害時要援護者名簿*を作成・管理し、関係機関・団体へ提供します。 ●福祉施設を災害発生時の要援護者のための避難所にできるよう、各施設事業者と協議します。
<p>社会福祉協議会の役割</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●要援護者を災害時に支援する災害ボランティアを養成します。 ●災害ボランティアセンター*の運営に努めます。 ●関係機関・団体と連携して、防災対策の充実を図ります。

* 災害時要援護者名簿：災害発生時に、自力で避難することが困難で支援が必要な市民の名簿。現在、約3,200人余りの市民の方が名簿に登録している。

* 災害ボランティアセンター：被災者・被災地支援のために活躍するボランティア活動を効果的・効率的に行うための災害復興支援に特化した臨時のボランティアセンター。

目標3 サービスが利用しやすい環境をつくる

(1) 情報が得やすく、相談しやすい体制をつくります

◆◆◆現況と課題◆◆◆

- 市民が抱える課題や問題を早期に発見し、深刻な事態に陥る前に適切に対応するには、気軽に相談することができる場を確保することが必要となっています。
- 市民アンケート結果によると、「不安や悩みを誰に（どこに）相談しているか」について、家族や親族、きょうだい、友人など、身近な人に相談している傾向がうかがえます。
- 今後は、各相談窓口の周知を図り、認知度を高めるとともに、身近な地域の中で、気軽に生活に関する相談をすることができ、相談内容によっては各専門機関など、最適な相談機関を紹介してくれるような、総合的な相談支援体制の充実を図ることが必要となっています。
- 福祉サービスが多様化するなかで、利用者自身が福祉サービスを選択する力が求められているため、効果的な情報提供が求められています。
- 市民アンケート結果によると、福祉サービスに関する主な情報源については、市の広報紙やホームページが最も高く、行政の果たす役割が大きいものの、特に情報源がない人も2割を超えています。また、福祉サービスの利用者が、利用時に不満を持ったこととして、情報の入手しづらさや利用方法がわからないといったことがあがっています。
- 今後は、行政の情報提供機能を高めることはもちろん、地域内での福祉情報を充実していくとともに、さまざまな情報が誰でも、どこでも得られるような体制の整備を図ることが求められます。

【市民会議での意見】

- 福祉関係の窓口が各所にあり、どこに相談に行ってもよいかわからないことがある。
- 個人情報保護の都合で、高齢者や障害のある人についての情報が入手しにくい。

【市民アンケートでの自由意見】

- わかりやすい広報をつくってほしい。
- 相談しやすい窓口が必要なので行政が積極的に組織づくりをしてほしい。

【団体調査での意見】

- 個人情報保護法等の関係もあり、自治会長レベルでは家庭や個人のニーズは把握できない。（自治会）
- 町内独自の広報紙（相生町広報）を毎月発行している。（自治会）

◆◇◆みんなで取り組むこと◆◇◆

必要な人に必要な情報が届くような体制づくりを行うとともに、情報を一元的に提供できる仕組みや公的制度をわかりやすく周知していくための工夫と充実を図ります。

また、保健や福祉のサービスを誰もが円滑に利用できるように、市の相談窓口の充実を図るとともに、地域の身近なところで誰もが気軽に相談することができ、相談内容によっては専門機関などにつないでいけるよう、総合的な相談支援体制の充実を図ります。

<p>市民等の役割</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●「広報ふかや」や「社協だより」、回覧板などを読み、市をはじめ関係機関・団体からの情報に目を通します。 ●市からのアンケートに回答するように努めます。 ●地域情報の提供手段として回覧板をさらに活用します。 ●民生委員・児童委員をはじめ地域福祉に関係する人が、必要な人に必要な情報を提供し、行政窓口につないでいきます。
<p>市の役割</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●市外からの転入者に対して、「くらしのガイドブック*」を市役所窓口で配布します。 ●「広報ふかや」やホームページなどを通して、市民にわかりやすく情報を伝えます。 ●「(仮称)ふかや福祉ナビ*」の導入など、必要な情報が簡単に入手できるよう、情報提供の方法を工夫します。 ●「市長への手紙」や各種懇談会などにより、市民のニーズの把握に努めます。 ●市役所のほか、ボランティア交流センター*や公民館で、関係機関・団体の情報発信ができるよう検討します。 ●ボランティア交流センターや公民館が、気軽にできる身近な相談窓口となるよう、関係課及び社会福祉協議会と調整します。 ●福祉サービスに関する制度や施設内容、ボランティアの情報をはじめ、関係機関・団体の活動内容についての情報提供に努めます。 ●市の各種相談窓口の充実努めます。
<p>社会福祉協議会の役割</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●地域福祉に関わる情報提供の充実を図ります。 ●各地区に担当職員をおき、気軽に相談に応じ、各種相談機関への橋渡しをします。

- * くらしのガイドブック：各種行政サービスの手続き方法、公共施設などの案内などの市のあらゆる行政情報を冊子にしたガイドブック。
- * ふかや福祉ナビ：ホームページを通して、市などで実施している福祉サービスに関する情報を簡単に検索できるナビゲーションシステム。現在、深谷市では導入を検討中。
- * (深谷市)ボランティア交流センター：市内で活動するボランティア団体や個人の交流や情報交換、ボランティア活動への支援を目的とした施設で、平成21年12月に開館した。施設内にはボランティアルームや録音室・朗読室、点訳室などを備えているほか、社会福祉協議会が入居している。また、施設の2・3階は「深谷市立教育研究所」となっている。

(2) 適切なサービスを提供します

◆◆◆現況と課題◆◆◆

- 住み慣れた地域で生活するためには、福祉サービスの充実も必要となります。深谷市では高齢者福祉・障害者福祉・児童福祉に関する個別の計画を策定し、それぞれに沿った福祉の施策や事業を進めています。しかし、近年の社会情勢の変化や福祉ニーズの多様化、さらには各福祉分野での制度変更などにより、それに対応するための施策の充実や仕組みづくりが求められています。
- 特に、高齢者福祉や障害者福祉においては、住み慣れた地域で自立した生活を送ることが求められており、在宅サービスの充実や家族介護者への支援がますます重要となってきています。
- サービスの充実だけでなく、利用者の立場に立ったサービスを提供できるよう、人材の資質の向上などによる、サービスの質的向上を図ることも必要となっています。
- また、誰もが安心して必要なサービスを利用できるよう、福祉サービス利用援助事業*や成年後見制度*を周知するとともに、利用の促進を図り、事業を定着させることが大切です。

【市民会議での意見】

- 福祉系の民間団体と行政がもっと協働してもよいのではないか。
- 障害者用のトレーニングセンターをつくってほしい。
- 福祉サービスの手続きが煩雑である。
- 介護施設への入所希望者がかなりいる。
- 障害のある人とその家族が孤立しないような支援制度を充実させてほしい。

【市民アンケートでの自由意見】

- 様々なサービスを受けるための手続きの簡略化を。
- 介護における行政の対応。申し込みが煩雑で、初期対応が遅い。

【団体調査での意見】

- 福祉施設の整備と拡充を望む。(自治会)
- 現在、制度として障害者自立支援法に基づく公的サービスはあるが、利用実態はそれほど高くない。(ボランティア団体)
- 公的サービスやガイドヘルプボランティアの存在を知らない、または利用することを迷っている方がいる。(ボランティア団体)
- 障害者施設やボランティアグループとの情報ネットワークの構築が必要だと思う。(障害者関連団体)

◆◇◆みんなで取り組むこと◆◇◆

市や社会福祉協議会、地域の各種団体が連携しながら、質量ともに充実した福祉サービスの提供に努めます。

また、福祉サービス利用援助事業や成年後見制度の周知などに努め、利用促進を図ります。

市民等の役割	<ul style="list-style-type: none"> ●福祉サービスについての正しい認識を深めます。 ●自分の周りに支援を必要とする人がいる場合には、民生委員・児童委員や行政機関などへつなぎ、サービス利用を勧めます。 ●福祉サービス利用援助事業や成年後見制度についての知識を身につけるよう努めます。
市の役割	<ul style="list-style-type: none"> ●各福祉分野の計画に基づき、サービスの必要な人への適切なサービス提供に努めます。 ●新たな福祉ニーズの把握とその対策について検討します。 ●家族介護の労をねぎらうための支援に取り組みます。 ●各窓口において、苦情や相談などを積極的に受け付け、速やかに苦情を解決し、再発防止につなげるよう取り組みます。 ●サービス提供事業者が、サービスの質を高め、利用者が適切にサービスを選択できるよう、第三者評価制度*の導入を働きかけます。 ●福祉サービス利用援助事業の周知を図ります。 ●成年後見制度について周知するとともに、制度利用を支援します。
社会福祉協議会の役割	<ul style="list-style-type: none"> ●研修などを通じて、職員の資質の向上に努めます。 ●福祉ニーズの把握とその解決に努めます。 ●各事業においてサービスの向上に努めます。 ●在宅介護をする家族を支援します。 ●福祉サービス利用援助事業の充実に努め、事業の推進を図ります。 ●成年後見制度について周知し、関係機関・団体と調整します。

- * 福祉サービス利用援助事業：認知症の高齢者や知的障害者、精神障害者など判断能力の不十分な人が地域で安心して自立した生活が営めるように福祉サービスの利用援助を行い、権利擁護を行っていくことを目的として、サービスの利用や日常金銭管理を支援するための事業。
- * 成年後見制度：精神上の障害（知的障害・精神障害・認知症など）により、判断能力が十分でない方が不利益を被らないように家庭裁判所に申し立てをして、その方を援助してくれる人を付けてもらう制度。
- * 第三者評価制度：福祉サービスの質の評価を行うための専門的な知識を有する公正・中立な第三者機関が、客観的な基準に基づいてサービスの質の評価を行うとともに、その結果を公表し、利用者に情報提供を行う制度。

(3) 社会参加しやすい環境を支援します

◆◆◆現況と課題◆◆◆

- 高齢者も障害のある人も自由に外に出て、それぞれの能力を生かしながら、就労・趣味や地域活動、ボランティア・スポーツ・レクリエーションなど、さまざまな活動に参加できる環境づくりが求められています。
- そのためには、不特定多数の人が利用する公的な施設が誰にとっても使いやすく快適なものとなるようバリアフリー*化を進める必要があります。また、より多くの人々が安全で快適に利用できるユニバーサルデザイン*をまちづくりに取り入れ、すべての人が活動しやすい生活環境の整備を進めることが必要です。
- 高齢者や障害のある人などにとっては、日常生活を送る上で移動手段を確保することは必要不可欠となっています。深谷市では、コミュニティバス*「くるリン」が市内の各地域を循環しており、公共施設や医療機関などへの交通手段として、また市民の日常的な移動手段として活用されています。
- 今後はさらに、公共交通機関の利便性向上に努めるとともに、よりきめの細かい移動手段を確保していくため、市民同士の助け合いによる外出支援が求められています。
- 高齢者が培ってきた豊富な知識・技能・経験を地域で生かすことは、高齢者のいきがいにつながるとともに、地域の活性化に不可欠であり、こうした経験などを生かした高齢者の地域活動への参加の促進や就労を望む高齢者への就労支援が求められています。
- 障害のある人の雇用や働く場づくりが課題となっています。今後はさらに、障害の度合いや障害種別に応じた雇用の場の確保が求められています。

【市民会議での意見】

- 公共交通機関を充実させ、車がなくても生活しやすくしてほしい。
- 障害者施設の近くに、くるリンバスのバス停がない。
- 障害のある人のためのジョブコーチを養成してほしい。

【市民アンケートでの自由意見】

- 車がないと生活ができない。
- 家の近くには病院もスーパーもなく、老後が心配である。
- コミュニティバスを増やしてほしい。

【団体調査での意見】

- 障害のある人が外に出ていける行事や施設・環境の整備をお願いしたい。(ボランティア団体)
- 団塊の世代の方が退職されるが、その中には専門的な知識や技術、経験を持っている方が多いため、情報を把握して福祉に生かすべきだと思う。(高齢者関連団体)

◆◇◆みんなで取り組むこと◆◇◆

誰もが自由に行動できるよう、ユニバーサルデザインについての啓発や公共施設などのバリアフリー化を推進していくとともに、高齢者や障害のある人などをはじめ、誰もが社会参加できるような地域の実現をめざします。

また、高齢者や障害のある人が地域活動などに参加しやすい仕組みをつくるとともに、その人に応じた就労ができるよう、働く場の確保や就労に関する情報提供、相談支援の充実に努めます。

<p>市民等の役割</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●公共施設や公共交通機関に関し、日常的な利用の中で感じる不便なところなどの情報を市に提供します。 ●集会や行事などへの参加に際し、介助が必要な人に対し人的なサポートを行います。 ●シルバー人材センターの利用に努めます。 ●障害のある人への理解を深め、働きやすい環境づくりに努めます。
<p>市の役割</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●「深谷市ユニバーサルデザイン基本方針」や「深谷市交通バリアフリー基本構想」に基づいたまちづくりを進めます。 ●コミュニティバス「くるリン」の利便性向上に努めます。 ●障害者自立支援法*に基づく移動支援事業やコミュニケーション支援事業などの地域生活支援事業の充実に努めます。 ●高齢者や障害のある人などを街なかで気軽に手助けできるよう、「心のバリアフリー」について啓発を進めます。 ●シルバー人材センターや公共職業安定所などの関係機関と連携し、高齢者・障害者雇用に関する情報提供に努めます。
<p>社会福祉協議会の役割</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●福祉教育などの機会を通じて、バリアフリー、ユニバーサルデザインについて啓発します。 ●老人クラブ活動など、高齢者の地域活動の紹介・支援をします。 ●高齢者や障害のある人などへの移動支援を行います。 ●地域で外出支援の介助ができるボランティアを養成します。 ●障害者就労支援センター*において、障害のある人に対する就労支援サービスの充実に努めます。

- * バリアフリー：高齢者や障害者の生活や諸活動に不便な障壁（バリア）を取り除くことの総称。段差等の物理的な障害のほか、障害のある人の社会参加を困難にする社会的、制度的、心理的な障害を除去することをいう。
- * ユニバーサルデザイン：障害の有無、性別、年齢、言語の違い等にあわせて特別に考えられたものではなく、すべての人に使いやすいように考えられた製品、環境、情報等のデザインをいう。「だれもが一人の人間として尊重され、自分の意思に基づいて活動し生活する権利を有している」ことを基本的な考え方としている。
- * コミュニティバス：従来の路線バスでは対応が困難な比較的少量の交通需要に対して、公共交通サービスを提供するために、市町村が費用（の一部）を負担しながら運行するバスの総称。
- * 障害者自立支援法：障害のある人の地域生活と就労を進め、自立を支援する観点から、これまで障害種別ごとに異なる法律に基づいて自立支援の観点から提供されてきた福祉サービス、公費負担医療等について、共通の制度のもとで一元的に提供する仕組みを創設した法律。平成18年4月施行。
- * （深谷市）障害者就労支援センター：（市からの委託を受けて）社会福祉協議会が、障害者の一般就労の機会の拡大を図ることを目的に、身近な地域において就労及び生活に関する支援を行っている。

目標4

地域福祉を推進するしくみをつくる

(1) 支え合う地域福祉の文化を広めます

◆◆◆現況と課題◆◆◆

- 自治会加入率の低下などに見られるように、地域社会のつながりや助け合い意識が希薄化してきている上、介護保険制度や障害者自立支援制度など、各種の公的な福祉サービスが分野ごとに整備されてきたことに伴い、自助・共助の意識が薄れてきています。
- 地域福祉活動は支援を必要としている人だけのものではなく、お互いに支え合い、助け合うことによって、誰もが安心して暮らせるための地域づくりにつながることを、地域に住むすべての人が認識することが、地域福祉推進のための第一歩です。
- 地域活動への参加が必要だと考えている人々が、ひとりでも多く行動に移るように、また、地域に住むすべての人が、地域の主役は自分たちであることを自覚し、それぞれの役割をしっかりと認識・実行するよう、働きかけをしていく必要があります。

【団体調査での意見】

- ふれあい・いきいきサロンの充実こそが、地域福祉の向上につながると確信している。(ボランティア団体)

◆◇◆みんなで取り組むこと◆◇◆

地域に住むすべての人が、地域の主役は自分たちであることを自覚し、それぞれの役割をしっかりと認識・実行していくよう、地域福祉の考え方や趣旨を広く周知していきます。

市民等の役割	<ul style="list-style-type: none"> ●「地域福祉」の意味を理解します。 ●地域福祉についての講演会・勉強会などに参加します。
市の役割	<ul style="list-style-type: none"> ●「広報ふかや」やホームページなどで、地域福祉の考え方や趣旨について広く周知していきます。 ●地域福祉についての講演会・勉強会などを開催します。 ●「深谷市地域福祉かわらばん」などコミュニティ紙を発行し、地域福祉に関する取り組みや先進事例などを紹介します。 ●福祉健康まつりは、地域福祉について広く周知していくことを目的の一つとして開催します。
社会福祉協議会の役割	<ul style="list-style-type: none"> ●「社協だより」やホームページなどで、地域福祉の考え方や趣旨について広く周知していきます。 ●先進事例の紹介などにより、地域福祉活動の重要性を情報発信します。



(2) 地域を支える人材を育てます

◆◆◆現況と課題◆◆◆

- 近年、社会の変化や少子高齢化、家族形態の多様化などにより、地域社会の交流が減少しています。そのため、人と人との心のふれあいを通して、思いやりやいたわりといったお互いを思い合う心を育む機会が少なくなりつつあります。
- 市民アンケート結果によると、民生委員・児童委員を「知らない」人や「名前は聞いたことがあるが、活動内容を知らない」人は7割を超えており、民生委員・児童委員の認知度の低さがうかがえます。
- 子どもから大人まで、すべての市民がお互いの気持ちや親切心を大切に、お互いを思い合える心を育てていくことが地域福祉を推進していく上で必要なこととなります。
- 今後は、小・中学校における「総合的な学習の時間」などを有効に活用し、子どもの頃からの福祉教育を充実していくことが必要です。また、生涯学習や福祉イベントなどの機会を活用し、大人に対する福祉教育も推進するとともに、高齢者や障害のある人に対する支援活動や交流活動、世代間交流などへの積極的な参加を通じ、市全体の福祉意識の高揚を図ることが重要です。
- また、地域福祉を進める上での主役は市民であり、まちづくりへの市民の参画は必要不可欠なものです。地域づくりに意欲を持った人材を発掘・育成するための仕組みをつくるとともに、活動したいと考えている人を、ボランティアなどの各種団体活動へつなげていくことが、地域福祉の推進へ向けて必要となっています。

【市民会議での意見】

- 地域で、だれが民生委員・児童委員なのかわかりづらい。
- 小・中学校や高校、地域で人権教育をしてほしい。
- 行政の担当者で、福祉専門職の育成をしてほしい。
- 心のバリアフリーに向けての環境整備に取り組むべきではないか。

【市民アンケートでの自由意見】

- 場を仕切れるようなリーダー的な存在は必要だと思う。
- 自治会のことがよくわからない。
- 自治会役員の高齢化により、活動がままならない。自治会活動の将来が不安である。
- 自分の住んでいる地域の民生委員を知らない高齢者が多い。

【団体調査での意見】

- 退職した人たちの中には優秀な人材がおり、何かできないか検討中である。(自治会)
- 各種資格取得者を調査し、資格取得者の協力を得ながら、有効な地域活動をすることが必要である。(民生委員・児童委員協議会)

◆◇◆みんなで取り組むこと◆◇◆

学校教育や生涯学習などを通じて、子どもから大人まで、福祉に対する意識の向上を図ります。また、地域福祉活動の活性化を図るため、地域福祉に関わるリーダーの育成や人材の確保に努めます。

<p>市民等の役割</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●自治会に積極的に加入し、活動に参加します。 ●民生委員・児童委員の活動を理解します。 ●自治会は、加入促進に向けて、活動内容などの情報発信に努めます。 ●民生委員・児童委員協議会は、活動内容などの情報発信に努めます。 ●「深谷市人材バンク」へ登録します。
<p>市の役割</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●小・中学校からの福祉教育を推進します。 ●教育研究所とボランティア交流センターが連携して、福祉教育を推進します。 ●自治会や民生委員・児童委員の活動内容を情報発信するとともに、活動への支援を行います。 ●地域で活動するリーダーや定年などで退職した市民を、地域福祉の担い手として、人材の育成に努めます。 ●「深谷市人材バンク」の登録を情報発信するとともに、その人材を積極的に活用します。
<p>社会福祉協議会の役割</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●ボランティアに関心のある市民に、ボランティア体験の機会を提供します。 ●学校で行う福祉教育活動に対して協力します。 ●福祉の理解を高めるために、「深谷市社会福祉大会」を行います。 ●自治会、福祉団体などと連携し、地域活動に取り組む人材の確保に協力します。 ●地域で活躍するリーダーの人材の育成に努めます。

(3) さまざまな団体の交流や連携を図るしくみをつくります

◆◆◆現況と課題◆◆◆

- 地域には、地域福祉に関連する活動を行うさまざまな団体があり、地域に根ざした活動を行う団体（地縁団体）やボランティア団体のように地域を越えた広い範囲で活動している団体（志縁団体）など、それぞれが目的を持って活動しています。これからの地域福祉を考えていく上で、これらの活動が幅広く連携、交流していくことが地域のさまざまな問題を解決する上で必要です。
- また、特定非営利活動促進法（NPO法）の成立などを背景に、福祉分野についてもさまざまな形でのボランティア活動が盛んになってきています。さらに、これからは団塊の世代と呼ばれる多くの人々が定年を迎え、これまでの技術、経験を生かし地域で活躍されることが期待されています。このような流れを生かしながら、今後は「ボランティア活動に参加したい」というニーズと「ボランティアをしてほしい」というニーズをうまくコーディネートすることが重要です。
- 深谷市では、これまでのボランティアセンター*におけるボランティア活動の拠点機能を強化するため、平成21年12月に「深谷市立教育研究所・深谷市ボランティア交流センター*」を建設しました。今後はさらに、センターの周知を図るとともに、ボランティアの育成や活動情報の提供、コーディネート機能など、さまざまな充実を図ることが必要となります。また、「深谷市立教育研究所」との複合施設というメリットを生かし、0～15歳までの成長を継続的に支援することができるよう、教育と福祉の連携・交流を図ることが求められています。

【市民会議での意見】

- 福祉に携わるボランティアや民生委員、関連団体がばらばらに活動している。
- まちおこしに取り組むグループが、それぞれお互いに受け入れない。
- 他の自治体と協力関係ができるよう、行政で調整してほしい。

【市民アンケートでの自由意見】

- 家の外に出て、同じ趣味を持つ人などとの交流ができる場が欲しい。

【団体調査での意見】

- 情報誌を作成する際、それぞれ活動しているボランティア団体を活用する。（ボランティア団体）
- 深谷市の社会福祉協議会に登録しているボランティア団体は多数あるが、互いの連携は体系化されていないため、社会福祉協議会が中心となって組織的な体制をつくり、福祉活動を活性化させてほしい。（ボランティア団体）
- 市内小中学福祉体験教育への協力を行っている。（ボランティア団体）

◆◇◆みんなで取り組むこと◆◇◆

地域福祉活動の推進のため、情報の共有化など地域を構成する多種多様な機関・団体との連携を強化していきます。また、ボランティア活動の拠点機能を強化するため、「ボランティア交流センター」の充実を図るとともに、教育と福祉の連携・交流促進についても充実を図ります。

市民等の役割	<ul style="list-style-type: none"> ●地域にある機関・団体を知ります。 ●ボランティア交流センターを積極的に活用します。
市の役割	<ul style="list-style-type: none"> ●社会福祉協議会と連携しながら、各種ボランティア団体などの活動支援や情報提供の充実を図っていきます。 ●ボランティア交流センターの周知・機能充実に努めます。
社会福祉協議会の役割	<ul style="list-style-type: none"> ●ボランティア交流センターの機能充実を市と協働して図ります。 ●団体同士の連携体制構築のため、地域の活動団体などの情報を収集し、活動の効率化への助言など、支援に努めます。 ●福祉健康まつりなどのイベントの開催や地域行事などを活用し、各種団体が交流をする機会を提供します。 ●ボランティア活動に必要な備品などを貸し出します。 ●ボランティア活動保険への加入を促進します。 ●団体同士が情報共有を図れるような場づくりを推進します。 ●ボランティア活動に関するさまざまな講座や研修会を実施します。 ●ボランティアの登録を推進し、必要な人が必要なときに、必要なボランティアを活用できるよう円滑な利用の仕組みをつくりまします。 ●各種ボランティアが教育関連事業の中で活躍してもらえるような仕組みづくりをします。

- * (深谷市)ボランティアセンター：市内におけるボランティア活動への理解と関心を深めてもらうために設置され、深谷市社会福祉協議会がその運営にあっている。主な活動は、ボランティア活動に関する各種相談やボランティア団体の紹介、各種団体との調整、“ボランティアだより”の発行などを行っている。
- * (深谷市)ボランティア交流センター：市内で活動するボランティア団体や個人の交流や情報交換、ボランティア活動への支援を目的とした施設で、平成21年12月に開館した。施設内にはボランティアルームや録音室・朗読室、点訳室などを備えているほか、社会福祉協議会が入居している。また、施設の2・3階は「深谷市立教育研究所」となっている。

(4) 社会福祉協議会の活性化を図るしくみをつくります

◆◆◆現況と課題◆◆◆

- 社会福祉協議会は、地域福祉を推進するための中心的な団体として位置づけられており、市全体の福祉意識の高揚を図り、活発な活動に結びつけていくための重要な役割を果たしていくものとして期待されています。
- 市民アンケート結果によると、社会福祉協議会を「知らない」人や「名前は聞いたことがあるが、活動内容を知らない」人は7割を超えており、社会福祉協議会の認知度の低さがうかがえます。また、知っている活動内容としては、「赤い羽根共同募金運動」が7割近くとなっており、次いで「一人暮らし高齢者の安否確認」や「介護保険事業」といった高齢者に関するサービスが5割を超えています。さらに、充実してほしいサービスについては、福祉に関する相談支援や情報発信、在宅福祉サービスなどの割合が高くなっています。
- 今後は、これまで以上に幅広い市民の参加を積極的に進め、地域に根ざした事業を進めるとともに、関係機関や団体などとの連携を強化し、活発に地域に入り地域福祉を推進していくことが必要となります。

【市民会議での意見】

- 社会福祉協議会の活動内容が伝わってこない。
- 社会福祉協議会が何をしているかよくわからないため、身近に感じない。

【市民アンケートでの自由意見】

- 社会福祉協議会のことがよくわからない。
- 社会福祉協議会がどこにあるの。どんなことをやっているの。
- 社会福祉協議会の活発な活動を期待している。

【団体調査での意見】

- 社会福祉協議会に対し、市民の理解が少ないため、具体的な活動例をPRしてほしい。(自治会)
- 行政や社会福祉協議会と連携を取りながら、事業を進めていきたい。(民生委員・児童委員協議会)
- 社会福祉協議会を通して、他団体と交流している。(ボランティア団体)
- 現在は社協職員がお世話をしてくれるのでありがたい。この先も職員を事務局として置いてほしい。(高齢者関連団体)
- 社協や障害福祉課は地域に出向き、障害者のための生活支援を積極的に行ってほしい。(障害者関連団体)

◆◇◆みんなで取り組むこと◆◇◆

市民とともに歩む組織として、既存事業の見直しや地域ニーズに合った事業展開など、さらなる活動内容の充実に努めます。

また、社会福祉協議会の自主性・主体性を高め、民間組織にふさわしい柔軟性・即応性のある活動・事業を行うため、財源の確保に努めるとともに、市民に「見える」「頼られる」ような団体にするため、その事業内容の効果的な啓発促進を図ります。

市民等の役割	<ul style="list-style-type: none"> ●「社協会員」となり、積極的に社会福祉協議会の活動に参画します。 ●赤い羽根共同募金、歳末たすけあい募金の活動に、積極的に協力をします。 ●社会福祉協議会が発行している「社協だより」やホームページなどを読み、活動内容の把握と理解に努めます。
市の役割	<ul style="list-style-type: none"> ●社会福祉協議会と連携して、社会福祉協議会の活動内容を周知します。 ●社会福祉協議会を地域福祉推進のための中核的役割を担う組織として位置づけ、積極的な活動展開を期待し、支援を行います。 ●募金活動の必要性を周知し、その活動に協力します。
社会福祉協議会の役割	<ul style="list-style-type: none"> ●社会福祉協議会で実施している各種事業の充実に努めます。 ●それぞれの事業に必要な専門性を持った職員を確保するため、各種研修会への参加を積極的に勧め、必要に応じた資格取得に努めます。 ●赤い羽根共同募金、歳末たすけあい募金について、市民に募金の活用方法や配分先について積極的に広報し、募金への協力を呼びかけます。 ●国・県・市及び民間が実施している各種制度事業や補助事業の積極的な活用を図ります。 ●社会福祉協議会が発行している「社協だより」やホームページなどの内容の充実に努めます。 ●社会福祉協議会活動の理解促進のため、各地区で開催される勉強会を支援します。 ●「社協会員」の拡大に努めます。



第6章

この計画の進め方

けいかく

すす

かた

この計画の進め方

第6章 この計画の進め方

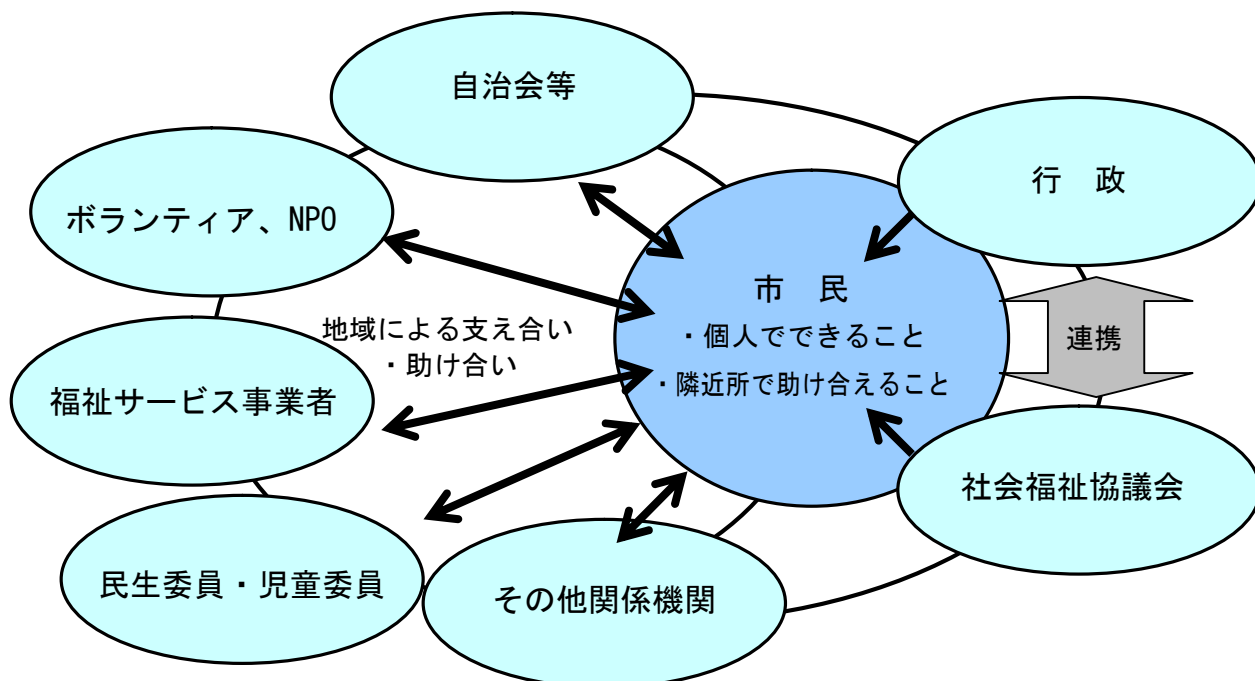
1 協働によりこの計画を進めます

地域福祉の主役は、地域で生活している市民全員となります。自分たちの住む地域を支え合い、助け合いのできる理想の地域に近づけていくためには、行政だけの取り組みでは不十分であり、市民との協働が不可欠となります。

また、地域の中には、それぞれの地域に応じた多様な福祉ニーズがあることが考えられます。それらに対応していくためには、その地域で活動する自治会やボランティア団体、NPO法人、事業所などの取り組みも必要となることから、これらの地域資源も重要な地域福祉の担い手となります。

この計画を進めていくにあたっては、地域福祉を担う主体それぞれが、相互に連携を図り、役割を果たしながら計画を進めていくことが大切です。

■協働のイメージ図



(1) 市民、地域活動団体の役割

市民、地域活動団体は、地域や福祉に対する関心を持ち、地域の中にある生活課題を発見・共有するとともに、地域の中で連携しながら解決していく行動が求められています。また、そのためには日頃から地域の人たちが、あいさつや声かけを通じて交流を深め、顔見知りの関係を築いていくことが重要です。

(2) 民生委員・児童委員の役割

民生委員・児童委員は、社会福祉に関する活動の担い手として、福祉サービスの対象とならない人、虐待や暴力などで問題を抱えている人や、地域の中で孤立・引きこもりとなり、心の問題を抱えている人に対する支援が期待されます。

(3) 福祉サービス事業者の役割

福祉サービス事業者は、サービスの質の確保、事業内容の情報公開や利用者の生活の質の向上に取り組むことが求められています。また、福祉施設などにおいては、利用者とボランティアなどが交流し合う場として期待され、地域福祉の拠点としても期待されます。

(4) 市の役割

行政は、市民や地域活動団体などの自主的な活動を促し、地域福祉力の向上を図るとともに、福祉施策の総合的な推進の役割を担っています。

また、地域における各種活動団体を把握し、相互に連携・協力を図り、団体間の交流や参加意向のある市民と団体の調整を図るなど、市内の地域福祉に関する管理・運営を行い、地域における福祉活動の推進に努めます。

(5) 社会福祉協議会の役割

社会福祉協議会は、自ら福祉サービスを提供するなどの活動に取り組んでいますが、地域福祉推進の中心的な存在として、市民と地域活動団体、福祉サービス事業者、行政とのコーディネート役としての機能も求められます。

また、社会福祉協議会としての組織の機能強化を図るとともに、地域における多様な課題を把握し、その課題に対応した事業の展開を図るため、「社協発展・強化計画」を策定します。

2 この計画を周知・普及させます

地域福祉を推進する上で、計画のめざす地域福祉の方向性や取り組みについて、市民、地域活動団体、ボランティア・NPO、福祉サービス事業者、市、社会福祉協議会などの計画に関係するすべての人が共通の理解を持つことが必要です。

そのため、市や社会福祉協議会の「広報ふかや」や「社協だより」、ホームページなどを通じて、計画を広く市民に周知し、普及に努めます。

また、市民は地域や福祉に対する関心を持ち、地域の中でさまざまな活動に積極的・主体的に参加することが求められています。そのため、地域福祉の考え方や計画の内容などを把握・理解し、地域福祉活動に参加するきっかけづくりの場とするため、市民参加型の会議の開催を検討していきます。

3 この計画を点検・評価します

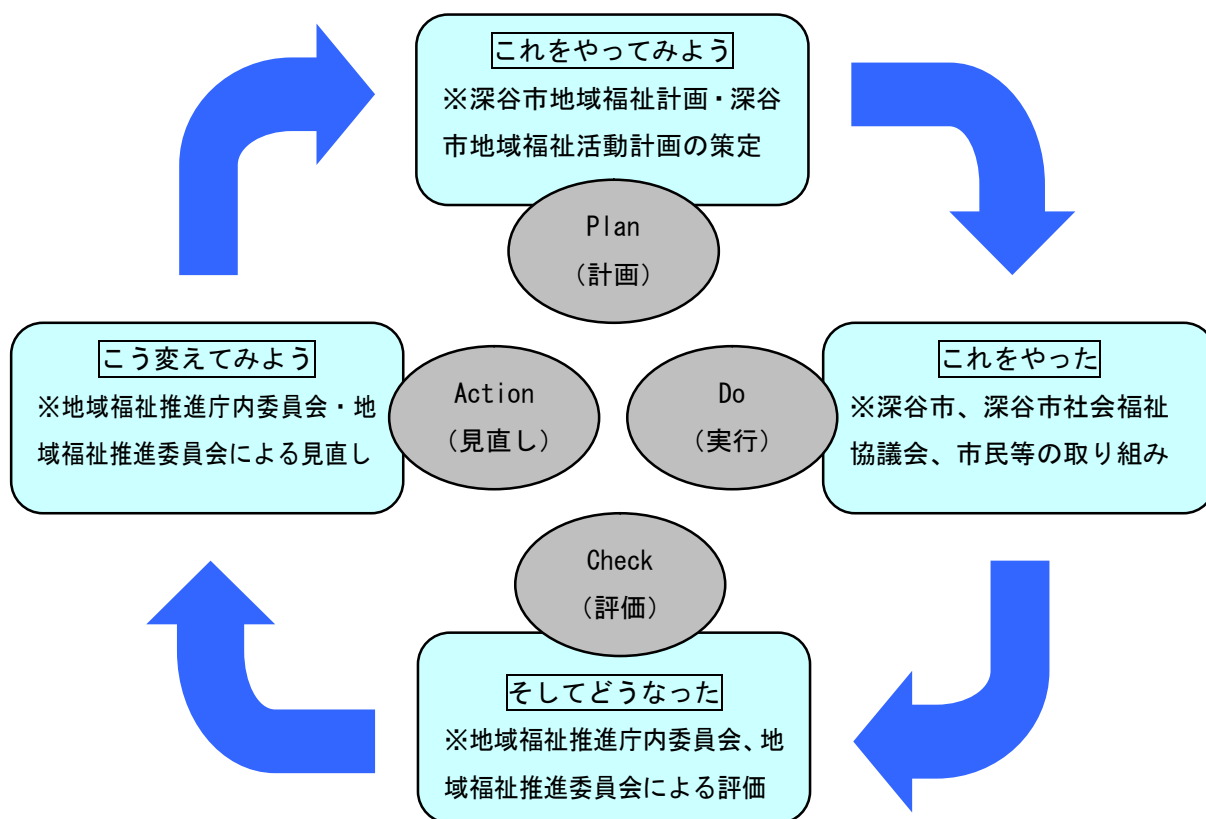
この計画は、市と社会福祉協議会が一体となって、各年度計画にも反映させながら着実に取り組むとともに、市民、地域活動団体、ボランティア・NPO、福祉サービス事業者などとも連携しつつ進めていきます。このため、計画の進行管理については、市と社会福祉協議会で構成する「(仮称)地域福祉推進庁内委員会」と、市民・地域活動団体・市・社会福祉協議会などで構成する「(仮称)地域福祉推進委員会」において、国の社会福祉制度改革の動向も十分に見極め、福祉関連計画などとも連携を図りながら、推進体制の整備と計画の点検・評価を行っていきます。

また、特に地域の実情や特色を考慮した状況の把握を必要とする項目については、市民の積極的な参画を得て、公民館や地区社協を単位とした地域ごとにそれぞれ点検・評価を行っていきます。

計画の点検・評価については、PDCAサイクルに基づいて実施します。PDCAサイクルとは、計画(Plan)をたて、それを実行(Do)し、実行の結果を評価(Check)して、さらに計画の見直し(Action)を行うという一連の流れをシステムとして進めていく方法です。

なお、見直しした内容については、評価と併せて「広報ふかや」やホームページなどを使用して市民に広く公開していきます。

■PDCAサイクルの流れ



4 個人情報を適正に取り扱います

平成 17 年に「個人情報の保護に関する法律」が施行され、市民の個人情報に関する意識は非常に高まっていますが、この計画の推進にあたっては、より実効性を高めるために支援を必要とする人の情報を正確に把握することが必要となっています。

この計画に基づき集められた個人情報は、法令を遵守し、市において適正に管理していきます。ただし、支援を必要とする人の個人情報は、関係機関・団体と共有化することで、災害時などにおいて有効的活用することができることから、支援を必要とする本人または家族の同意に基づき、関係機関・団体へ定期的に個人情報を提供し、地域福祉の推進に役立てていきます。



資料編

1	計画の策定経過	74
2	市民参加の概要	75
3	深谷市地域福祉計画策定委員会設置要綱	76
4	深谷市地域福祉活動計画策定委員会設置要綱	77
5	深谷市地域福祉計画・深谷市地域福祉活動計画策定委員会委員名簿	78
6	深谷市地域福祉計画策定市民会議設置要綱	79
7	深谷市地域福祉計画策定庁内会議設置要綱	80
8	深谷市地区カルテ	81
9	深谷市地域福祉計画策定市民会議について	108
10	用語集	118

資料編

1 計画の策定経過

■平成 20 年度

開催日	会議名等	内容
2月～3月	市民アンケートの実施	○20歳以上の市民（2,000票配布、うち回収1,279票）

■平成 21 年度

開催日	会議名等	内容
5月14日	市長・会長からの諮問 第1回策定委員会	○策定委員会の運営について ○深谷市地域福祉計画・深谷市地域福祉活動計画策定方針について ○深谷市地域福祉計画策定市民会議の実施について ○今後のスケジュールについて ○市民アンケートの単純集計結果について
5月30日	第1回市民会議	○オリエンテーション
6月13日	第2回市民会議	○地域の現状と課題について
7月4日	第3回市民会議	○課題解決の方法について
7月16日	第1回庁内会議	○地域福祉計画について ○庁内会議の役割について ○これまでの取り組み状況について
7月18日	第4回市民会議	○まちの将来像について ○成果の発表
8月25日	第2回策定委員会	○市民アンケートの結果について ○深谷市地域福祉計画策定市民会議の報告について ○団体調査の実施について
9月上～中旬	団体調査の実施	○自治会、民生委員・児童委員協議会、市民活動団体、当事者関係団体（130票配布、うち回収99票）
10月19日	第3回策定委員会	○計画骨子案（前半） ○計画骨子案（後半） ○深谷市地区カルテの作成について
11月9日	第2回庁内会議	○これまでの取り組み状況について ○計画（素案）について
11月19日	第4回策定委員会	○団体調査の報告について ○計画（素案）について ○パブリックコメントの実施について
12月10日	第5回策定委員会	○計画（素案）について（継続協議） ○パブリックコメントの実施について
1月上～下旬	計画素案に対する意見募集	○4名の市民から8件の意見あり
2月18日	第6回策定委員会 市長・会長への答申	○パブリックコメントの結果について ○答申（案）について
2月25日	第3回庁内会議	○答申を受けて ○今後の進行管理について

2 市民参加の概要

(時系列順)

(1) 地域福祉計画・地域福祉活動計画策定のための市民アンケート

目的	市民の地域に対する意識や地域福祉に対する参加の意向、福祉分野の生活課題などを把握する。
対象・方法等	20歳以上の市民2,000人を対象に郵送により実施（有効回答率：64.0%）
実施時期	平成21年2月～3月

(2) 地域福祉計画策定市民会議

目的	公募市民が、地域の生活課題の抽出及びその解決策の協議を重ね、市及び社会福祉協議会へ提案をする。
対象・方法等	ホームページや折込チラシなどを見て応募した市民48名が、居住地域別に6チームに分かれて検討を重ね、最終回で発表を行う。
実施時期	平成21年5月～7月（全4回）

(3) 地域福祉計画策定委員会・地域福祉活動計画策定委員会

目的	地域福祉計画・地域福祉活動計画案の内容を審議し、市長・会長へ答申をする。
対象・方法等	学識経験者や市内福祉施設の代表者、市民活動団体の代表者、地域福祉計画策定市民会議の代表者など22名で構成。22名中7名は公募市民。
実施時期	平成21年5月～平成22年2月（全6回）

(4) “ボランティアフェスティバル”で意見募集

目的	市民の地域に対する意識や地域福祉に対する参加の意向、福祉分野の生活課題などを把握する。
対象・方法等	“ボランティアフェスティバル”（深谷青年会議所主催）において、地域福祉のブースを設置し、来場者から、「地域の良いところ・悪いところ」を“シール貼りアンケート方式”で意見を募集。
実施時期	平成21年7月

(5) 地域福祉計画・地域福祉活動計画策定のための団体調査

目的	市内の各種団体に、地域福祉に関する意識などを把握する。
対象・方法等	市内の各種団体のうち、市民活動団体（96団体）、高齢者関係団体（15団体）、障害者関係団体（10団体）、児童関係団体（9団体）の合計130団体を抽出し、アンケートを郵送する形式（一部団体はヒアリング形式）で実施。 （有効回答率：76.2%）
実施時期	平成21年9月

(6) 計画素案に対する意見の募集（パブリックコメント）

目的	市民の意見を反映した計画とするため、計画素案を公表し、意見を募集する。
対象・方法等	計画素案を市内の公共施設20か所に備えるとともに、ホームページ上に公開し、市内在住・在勤・在学する方、市内で活動する各種団体から意見を求める。 （意見数：4名の市民から8件の意見）
実施時期	平成22年1月

3

深谷市地域福祉計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条に規定する地域福祉計画（以下「計画」という。）を策定するため、深谷市地域福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 委員会の所掌事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 計画の策定に関すること。
- (2) その他計画の策定に必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、概ね20人以内の委員をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 社会福祉関係団体の代表者
- (3) 市民活動関係団体の代表者
- (4) 深谷市地域福祉計画策定市民会議の代表者
- (5) 市内小・中学校長の代表者
- (6) 深谷市人材バンクの登録者
- (7) 市職員

(任期)

第4条 委員の任期は、第2条に規定する事務が終了するまでとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に、委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が招集し、会議の議長となる。

2 委員会は、委員の2分の1以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求めて意見又は説明を聴くことができる。

(市民会議)

第7条 委員会は、第2条に掲げる所掌事項に関し調査及び検討を行うため、市民会議を置く。

2 市民会議の運営に関し必要な事項は、別に定める。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、福祉健康部福祉課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

4

深谷市地域福祉活動計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 深谷市における地域福祉活動計画（以下「活動計画」という。）を策定するため、深谷市地域福祉活動計画策定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 活動計画の策定に関すること。
- (2) その他活動計画の策定に必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員20名以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから会長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 社会福祉関係団体の代表者
- (3) 市民活動関係団体の代表者
- (4) 深谷市地域福祉計画策定市民会議の代表者
- (5) 市内小中学校長の代表者
- (6) 深谷市人材バンクの登録者
- (7) 深谷市職員

(任期)

第4条 委員の任期は、活動計画の策定が終了するまでとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により選任する。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、会議の議長となる。

2 会議は、委員の過半数の者が出席しなければ開くことができない。

3 委員長は、必要があると認めるときは、関係職員等を会議に出席させ、説明又は助言を求めることができる。

(市民会議)

第7条 委員会に提案する事項について、協議し、又は調査及び検討するため、委員会に市民会議を置く。

2 市民会議の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、深谷市社会福祉協議会において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成21年3月19日から施行する。

5

深谷市地域福祉計画・深谷市地域福祉活動計画策定委員会委員名簿

(要綱順・敬称略)

区分	氏名	所属・役職名
1号委員	◎稲葉一洋	立正大学社会福祉学部教授
1号委員	加藤利江	深谷市議会議員
2号委員	島田真樹	FOMA・なごみ 主任介護支援専門員
2号委員	武政知津江	ふじさわ苑 看護師
2号委員	佐久間嘉郎	しくね育成園施設長
3号委員	塚越豊晴	深谷市自治会連合会副会長
3号委員	茂木絢子	深谷市民生委員・児童委員協議会副会長
3号委員	○内田みち子	深谷市民生委員・児童委員協議会主任児童委員部会部会長
3号委員	小林英	深谷市老人クラブ連合会会長
3号委員	小暮功子	深谷市連合婦人会会長
3号委員	太田良一	深谷市ボランティアセンター代表
3号委員	大澤孝	深谷市身体障害者福祉会代表
4号委員	藤本厚二	深谷市地域福祉計画策定市民会議代表
4号委員	高梨文夫	深谷市地域福祉計画策定市民会議代表
4号委員	沼澤広美	深谷市地域福祉計画策定市民会議代表
4号委員	鈴木俊哉	深谷市地域福祉計画策定市民会議代表
4号委員	関根一男	深谷市地域福祉計画策定市民会議代表
4号委員	田尻麻子	深谷市地域福祉計画策定市民会議代表
5号委員	加藤真司	八基小学校校長
5号委員	植竹豊	花園中学校校長
6号委員	田島裕子	深谷市人材バンク
7号委員	山口清	深谷市福祉健康部長、深谷市社会福祉協議会常務理事

◎委員長 ○副委員長

6

深谷市地域福祉計画策定市民会議設置要綱

(設置)

第1条 市町村地域福祉計画及び市町村地域福祉活動計画（以下「計画」という。）を策定するに当たり、市民との協働を推進するため、深谷市地域福祉計画策定市民会議（以下「市民会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 市民会議は、次の各号に掲げる事項について調査検討する。

- (1) 計画の策定に係る課題を抽出し、整理及び分類に関すること。
- (2) 抽出した課題の解決策を提起すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、計画の策定に必要な事項に関すること。

2 市民会議は、前項に規定する事務の結果について、深谷市地域福祉計画策定委員会及び深谷市地域福祉活動計画策定委員会に報告するものとする。

(組織)

第3条 市民会議は、地域福祉に関心がある委員をもって組織する。

(任期等)

第4条 委員の任期は、第2条に規定する事務が終了するまでとする。

2 委員は、無報酬とする。

(座長及び副座長)

第5条 市民会議に、座長及び副座長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 座長は、会務を総理し、市民会議を代表する。

3 副座長は、座長を補佐し、座長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 市民会議は、座長が招集し、会議の議長となる。

2 座長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席を求めて意見又は説明を聴くことができる。

(部会)

第7条 座長は、必要があるときは、市民会議に課題別に検討を行うための作業部会を置くことができる。

(庶務)

第8条 市民会議の庶務は、福祉健康部福祉課及び深谷市社会福祉協議会地域福祉課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は座長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

7

深谷市地域福祉計画策定庁内会議設置要綱

(設置)

第1条 社会福祉法(昭和26年法律第45号)第107条に規定する地域福祉計画(以下「計画」という。)を策定するに当たり、庁内の関係部局の職員により必要な事項を検討するため、深谷市地域福祉計画策定庁内会議(以下「庁内会議」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 庁内会議は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 計画の策定に関すること。
- (2) 庁内との連絡調整に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、計画の策定に必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 庁内会議は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長は、福祉健康部長を、副委員長は、福祉健康部次長をもって充てる。

3 委員は、課長補佐職にある者のうちから市長が任命する。

(任期)

第4条 委員の任期は、計画の策定が終了するまでとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員長は、庁内会議を総理し、会議の議長となる。

2 委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代理する。

(会議)

第6条 庁内会議は、委員長が召集し、会議の議長となる。

2 委員長は、必要があると認めるときは、関係職員を会議に出席させることができる。

(庶務)

第7条 庁内会議の庶務は、福祉健康部福祉課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、庁内会議の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

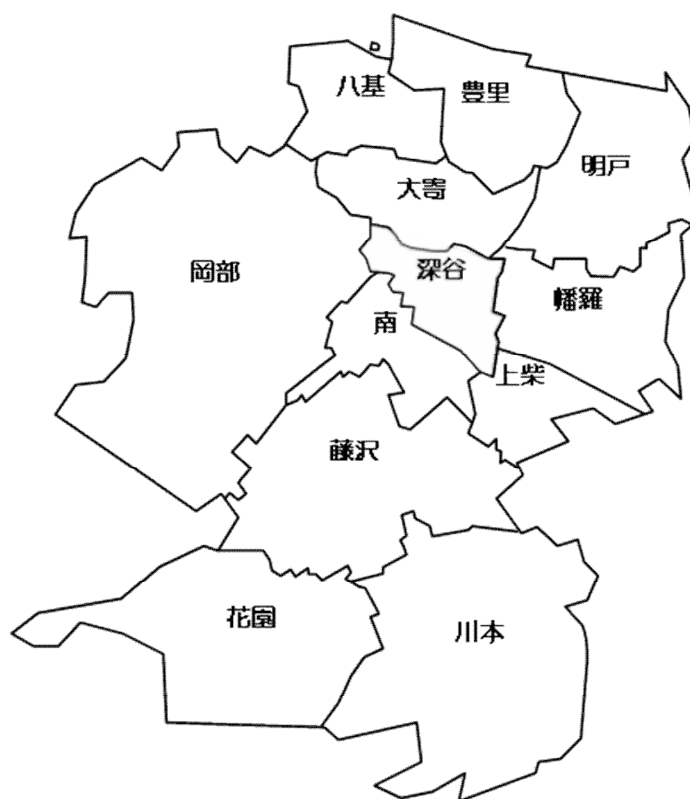
1 この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

2 この要綱は、計画が策定された時点で、その効力を失うが、定期人事異動による委員の職務を失う場合は、新たにその職務に就いた課長補佐職がこれを兼ねる。

8 深谷市地区カルテ

この「深谷市地区カルテ」は、人口や高齢化率などの基礎的な人口統計、公共施設や福祉施設などの情報を地区ごとにまとめ、現在、地域で抱えている課題の解決策の参考資料として活用してもらえるよう、この計画の策定にあわせて作成したものです。

■地区の区分：公民館単位に次の12地区に区分けし、地区カルテを作成しました。



■掲載データについて

- 「基本情報」の各数値は、平成21年4月1日現在の住民基本台帳人口及び外国人登録者数に基づく。ただし、年齢階層別人数には外国人登録者含まず。また、「深谷市全体の状況」の世帯数には混合世帯（日本人と外国人が同一の世帯）を計上：深谷市市民課調べ
- 「未就学児」「小学生」「中学生」の各数値は、平成21年4月1日現在の住民基本台帳人口の年齢階層別人数に基づき人数を推定：深谷市市民課調べ
- 「保育園児」「学童保育室利用者」の各数値は、平成21年3月31日現在：深谷市保育課調べ
- 「障害」の各数値は、平成21年3月31日現在：深谷市障害福祉課調べ
- 「高齢者のみの世帯」「独居高齢者」「要支援認定者」「要介護認定者」「要介護認定者がいる世帯」の各数値は平成21年3月31日現在：深谷市長寿福祉課調べ
- 「配食サービス」「おむつサービス」「緊急通報装置台数」「高齢者介護手当受給者」の各数値は、平成21年11月1日現在：深谷市長寿福祉課調べ
- 「介護」の各数値には、施設入所者は含まれず。
- 「自治会」「自治会加入世帯」の各数値は、平成21年4月1日現在：深谷市くらしいきいき課調べ
- 「老人クラブ会員」の数値は、平成21年8月1日現在：深谷市社会福祉協議会調べ
- 「社会福祉協議会会費納入率」の数値は、平成20年度実績を世帯数で割った値
- その他の各数値は、概ね平成21年4月1日を基準に、各種統計書や電話帳、ホームページなどを参考に深谷市福祉課で独自に調査した数値。
- 「赤ちゃんSA」とは、気軽におむつ替えや授乳ができる公共施設のこと。深谷市独自のサービス（SA：スマイルエリア）
- 平成22年3月1日に深谷市へ編入した前小屋地区の情報は含まず。

深谷市全体 の状況

基本情報

人口	147,575 人 (うち外国人 2,780 人)
世帯数	53,889 世帯 (うち外国人 1,839 世帯)
性別人数	男性: 73,663 人、女性: 73,912 人
年齢階層別人数	15歳未満: 20,430 人 (14.1%)
	15~64歳: 94,753 人 (65.4%)
	65歳以上: 29,612 人 (20.5%)
	うち75歳以上: 13,360 人 (9.2%)

子ども

- ・未就学児: 7,630 人
- ・保育園児: 3,135 人
- ・学童保育室利用者: 1,420 人
- ・小学生: 8,506 人
- ・中学生: 4,294 人

介護

- ・高齢者のみ世帯: 8,869 世帯
- ・独居高齢者: 1,568 人
- ・要支援認定者: 634 人
- ・要介護認定者: 3,250 人
- ・要介護認定者がいる世帯: 3,771 世帯

- ・配食サービス利用者: 178 人
- ・おむつサービス利用者: 485 人
- ・緊急通報装置台数: 406 台
- ・高齢者介護手当受給者: 310 人

障害

- ・身体障害者: 4,708 人
- ・知的障害者: 903 人
- ・精神障害者: 463 人
- ・障害者がいる世帯: 5,694 世帯

- ・生活保護世帯: 657 世帯
- ・児童扶養手当受給者: 1,145 人
- ・要援護者名簿登録者: 3,281 人

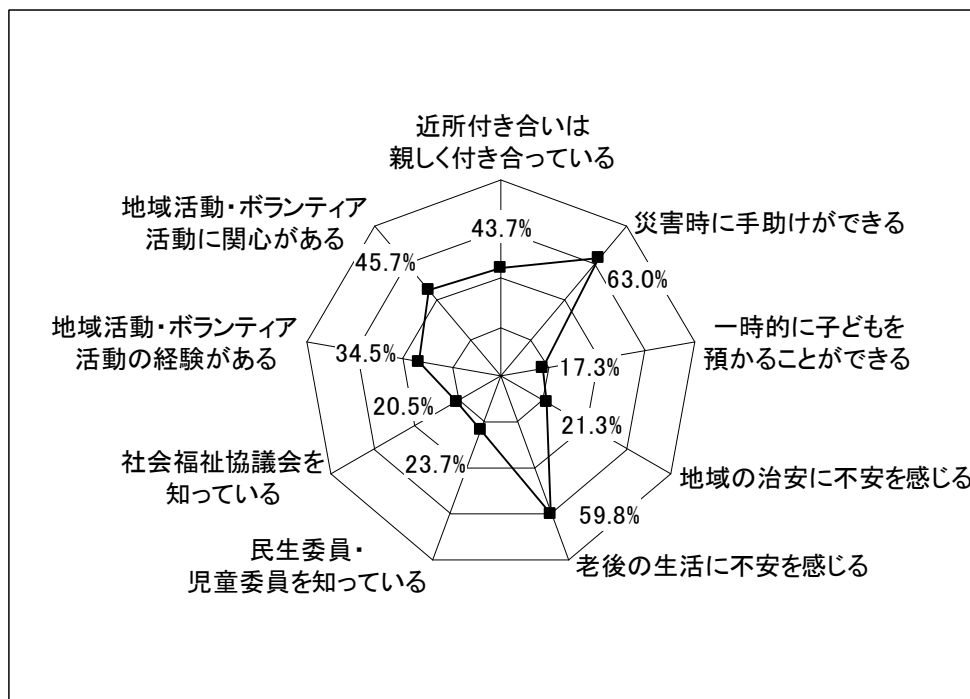


— 市全体資源の状況 —

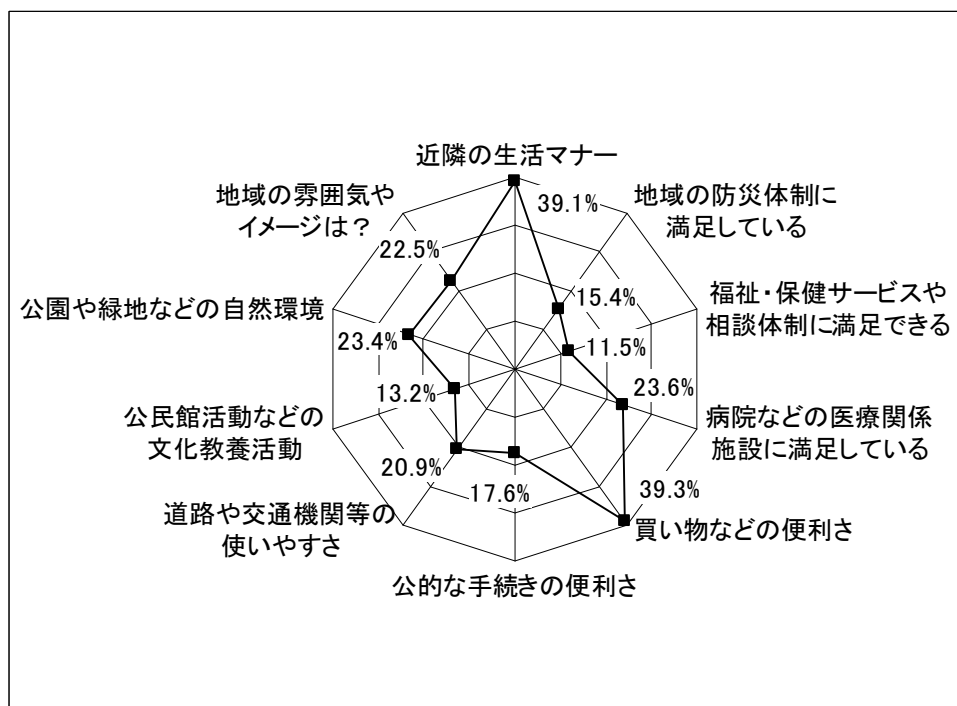
人的資源	教育・医療・福祉施設		その他の資源
自治会 200 自治会	幼稚園 14 か所	図書館 4 か所	郵便局 19 か所
自治会加入世帯 41,937 世帯	保育園 41 か所	公民館 12 か所	警察署 1 か所
民生委員・児童委員 261 人	学童保育室 29 か所	児童施設 3 か所	交番・駐在所 14 か所
老人クラブ会員 7,939 人	赤ちゃんSA 41 か所	介護施設 67 か所	消防署 7 か所
社会福祉協議会会費納入率 61.4%	小学校 19 か所	障害者施設 52 か所	J A 14 か所
	中学校 10 か所	医療機関 82 か所	コンビニ 60 か所

市民アンケート結果より

地域とのつながりや地域に感じることにについて



地域の暮らしやすさについて



深谷地区 の状況



基本情報

地区人口	18,686 人 (うち外国人 391 人)
世帯数	7,516 世帯 (うち外国人 237 世帯)
性別人数	男性：9,231 人、女性：9,455 人
年齢階層別人数	15歳未満：2,394 人 (13.1%)
	15～64歳：11,626 人 (63.5%)
	65歳以上：4,275 人 (23.4%)
	うち 75歳以上：1,934 人 (10.6%)

子ども

- ・未就学児：873 人
- ・保育園児：351 人
- ・学童保育室利用者：130 人
- ・小学生：995 人
- ・中学生：526 人

介護

- ・高齢者のみ世帯：1,545 世帯
- ・独居高齢者：401 人
- ・要支援認定者：104 人
- ・要介護認定者：407 人
- ・要介護認定者がいる世帯：464 世帯

障害

- ・身体障害者：607 人
- ・知的障害者：94 人
- ・精神障害者：64 人
- ・障害者がいる世帯：701 世帯

- ・配食サービス利用者：42 人
- ・おむつサービス利用者：66 人
- ・緊急通報装置台数：93 台
- ・高齢者介護手当受給者：41 人

- ・訪問介護利用者：172 人
- ・通所介護利用者：247 人

- ・生活保護世帯：130 世帯
- ・児童扶養手当受給者：120 人
- ・災害時要援護者名簿登録者：672 人

— 地区資源の状況 —

人的資源

- 自治会 16 団体
- 自治会加入世帯 6,154 世帯
- 民生委員・児童委員 32 人
- 老人クラブ会員 1,696 人
- 社会福祉協議会会費納入率 53.6%

教育・医療・福祉施設

幼稚園 (3 か所)

- ・深谷幼稚園 ・深谷西幼稚園
- ・白百合学園

保育園 (4 か所)

- ・深谷保育園 ・深谷西保育園
- ・椈の実保育園 ・稲荷町保育園

学童保育室 (3 か所)

- ・深谷学童保育室・深谷西クラブ
- ・ハートPOPO児童クラブ

赤ちゃんSA (6 か所)

- ・深谷市役所本庁舎 ・深谷保健センター
- ・くれよんかん ・深谷市立図書館
- ・深谷公民館 ・深谷市民文化会館

小学校 (2 か所)

- ・深谷小学校 ・深谷西小学校

中学校 (1 か所)

- ・深谷中学校

図書館 (1 か所)

- ・深谷市立図書館

公民館 (1 か所)

- ・深谷公民館

児童施設 (2 か所)

- ・病後児保育ステーションのぞみ
- ・はなこみち

その他の資源

郵便局 4 か所	消防署 0 か所
警察署 0 か所	J A 1 か所
交番・駐在所 1 か所	コンビニ 9 か所

介護施設 (5 か所)

【グループ】

- ・アシストハウス緑ヶ丘
- ・みなみちゃんち

【デイサービス】

- ・通所介護ひまわり
- ・だんらんデイサービス
- ・西島デイサービスセンターのぞみ館

障害者施設 (3 か所)

【知的】

- ・駅前福祉館

【精神】

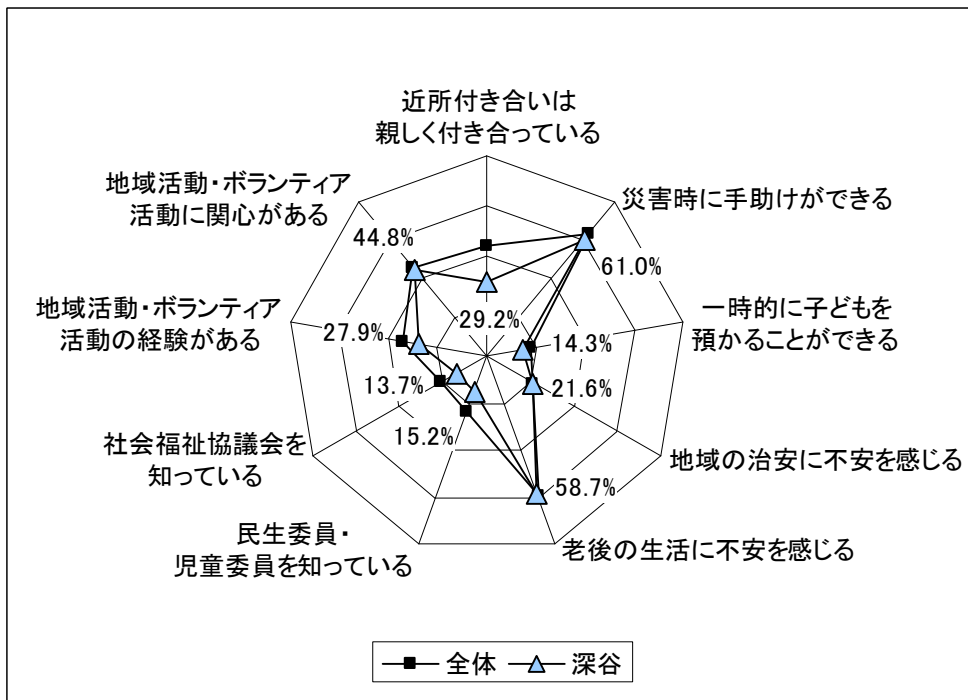
- ・桑ねっこ
- ・フレンドリー

医療機関 (20 か所)

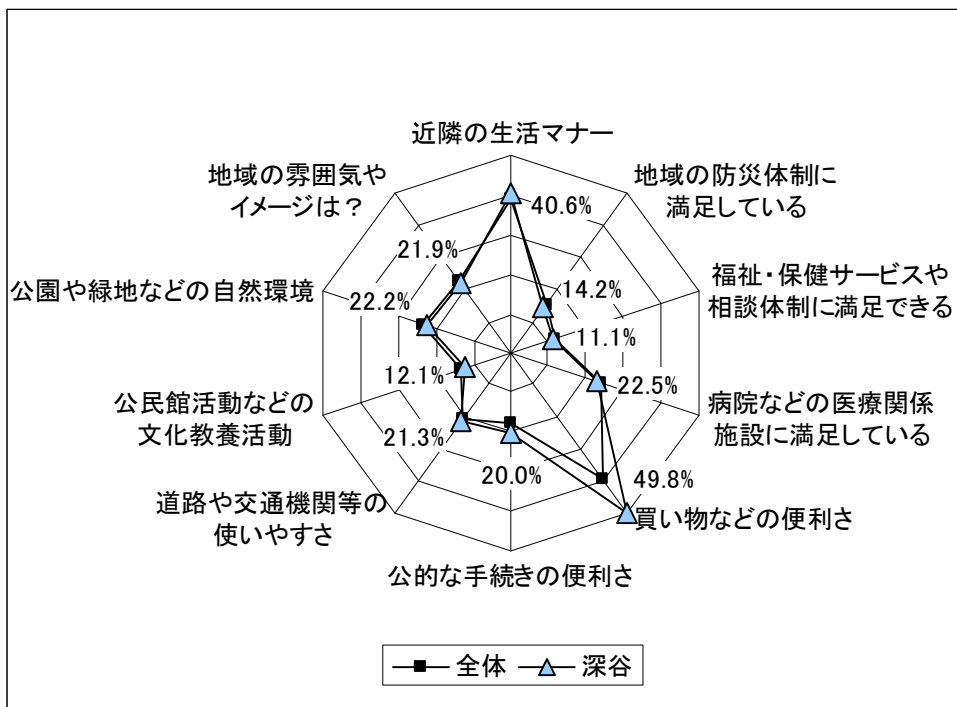
- ・石川医院耳鼻咽喉科 ・松村医院
- ・今井医院 ・荻野医院
- ・荻野外科 ・皆成病院
- ・風間医院 ・斎藤内科医院
- ・佐々木病院 ・正田眼科
- ・白倉医院 ・白倉クリニック
- ・すずきクリニック ・高木医院
- ・高橋眼科医院 ・田部井医院
- ・ふかや眼科
- ・深谷メンタルクリニック
- ・茂木医院 ・吉田医院

市民アンケート結果より

地域とのつながりや地域に感じることにについて



地域の暮らしやすさについて



※数値は各地区のみ表記

藤沢地区 の状況



基本情報

地区人口	10,663 人 (うち外国人 97 人)
世帯数	3,695 世帯 (うち外国人 87 世帯)
性別人数	男性: 5,222 人、女性: 5,441 人
年齢階層別人数	15歳未満: 1,367 人 (12.9%)
	15~64歳: 6,879 人 (65.1%)
	65歳以上: 2,320 人 (22.0%) うち 75歳以上: 1,185 人 (11.2%)

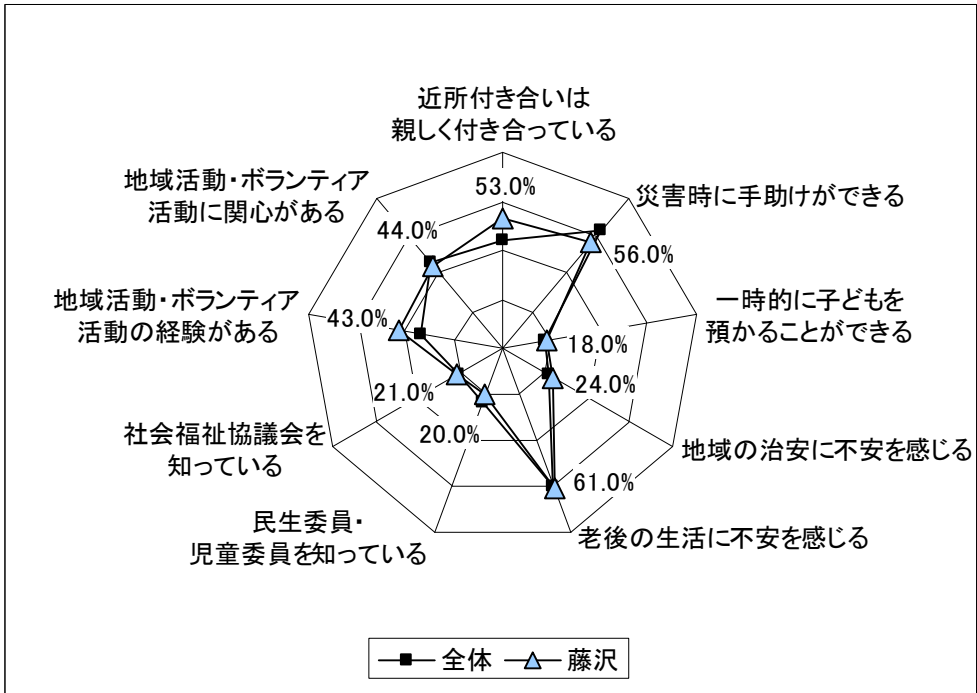
子ども	介護
<ul style="list-style-type: none"> ・未就学児: 499 人 ・保育園児: 241 人 ・学童保育室利用者: 108 人 ・小学生: 565 人 ・中学生: 303 人 	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者のみ世帯: 734 世帯 ・独居高齢者: 62 人 ・要支援認定者: 41 人 ・要介護認定者: 319 人 ・要介護認定者がいる世帯: 330 世帯
障害	
<ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者: 557 人 ・知的障害者: 70 人 ・精神障害者: 28 人 ・障害者がいる世帯: 599 世帯 	<ul style="list-style-type: none"> ・配食サービス利用者: 10 人 ・おむつサービス利用者: 39 人 ・緊急通報装置台数: 15 台 ・高齢者介護手当受給者: 26 人 ・訪問介護利用者: 65 人 ・通所介護利用者: 156 人
	<ul style="list-style-type: none"> ・生活保護世帯: 23 世帯 ・児童扶養手当受給者: 67 人 ・災害時要援護者名簿登録者: 181 人

— 地区資源の状況 —

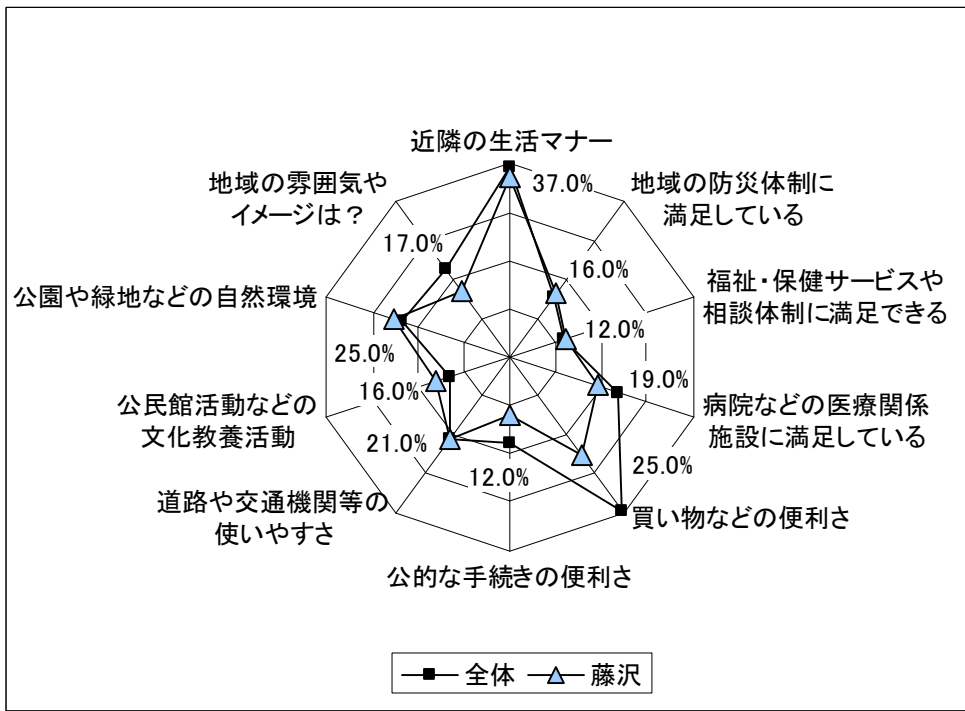
人的資源	教育・医療・福祉施設	
<ul style="list-style-type: none"> 自治会 20 団体 自治会加入世帯 2,743 世帯 民生委員・児童委員 15 人 老人クラブ会員 945 人 社会福祉協議会会費納入率 65.4% 	<ul style="list-style-type: none"> 幼稚園 (1 か所) <ul style="list-style-type: none"> ・藤沢幼稚園 保育園 (5 か所) <ul style="list-style-type: none"> ・藤沢保育園 ・ベビーハウスあけぼの ・さくらんぼ保育園 ・第二さくら保育園 ・のぞみ保育園 学童保育室 (3 か所) <ul style="list-style-type: none"> ・さくらんぼ学童保育室 ・わかばクラブ ・ポプラ学童クラブ 赤ちゃんSA (3 か所) <ul style="list-style-type: none"> ・藤沢公民館 ・藤沢保育園 ・藤沢地域子育て支援センター 小学校 (1 か所) <ul style="list-style-type: none"> ・藤沢小学校 中学校 (1 か所) <ul style="list-style-type: none"> ・藤沢中学校 公民館 (1 か所) <ul style="list-style-type: none"> ・藤沢公民館 医療機関 (4 か所) <ul style="list-style-type: none"> ・あねとす病院 ・あねとすホームケア診療所 ・折之口診療所 ・清水外科医院 	<ul style="list-style-type: none"> 介護施設 (12 か所) <ul style="list-style-type: none"> 【特養】 <ul style="list-style-type: none"> ・松寿園 ・ふじさわ苑 ・むさし愛光園 【老健】 <ul style="list-style-type: none"> ・はなみずき 【デイサービス】 <ul style="list-style-type: none"> ・ふじさわ苑 ・むさし愛光園 ・のぞみ館 ・桃や ・はなみずき ・つくしんぼ 【グループホーム】 <ul style="list-style-type: none"> ・榎合めくもりの里 ・五感の里深谷 障害者施設 (7 か所) <ul style="list-style-type: none"> 【身体】 <ul style="list-style-type: none"> ・皆光園 ・むさし静光園 【知的】 <ul style="list-style-type: none"> ・たんぼぼ作業所 ・ミラクル ・あゆみ作業所 【障害児】 <ul style="list-style-type: none"> ・母子通園施設ポプラ ・生活支援サービスのぞみ
その他の資源		
<ul style="list-style-type: none"> 郵便局 2 か所 消防署 1 か所 警察署 0 か所 JA 2 か所 交番・駐在所 1 か所 コンビニ 4 か所 		

市民アンケート結果より

地域とのつながりや地域に感じることにについて

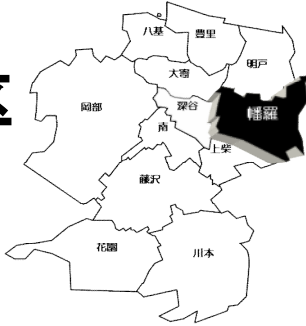


地域の暮らしやすさについて



※数値は各地区のみ表記

幡羅地区 の状況



基本情報

地区人口	18,530 人 (うち外国人 414 人)
世帯数	7,069 世帯 (うち外国人 282 世帯)
性別人数	男性 : 9,421 人、女性 : 9,109 人
年齢階層別人数	15 歳未満 : 2,959 人 (16.3%)
	15~64 歳 : 11,996 人 (66.2%)
	65 歳以上 : 3,161 人 (17.4%) うち 75 歳以上 : 1,219 人 (6.7%)

子ども

- 未就学児 : 1,103 人
- 保育園児 : 376 人
- 学童保育室利用者 : 233 人
- 小学生 : 1,232 人
- 中学生 : 624 人

介護

- 高齢者のみ世帯 : 985 世帯
- 独居高齢者 : 131 人
- 要支援認定者 : 70 人
- 要介護認定者 : 308 人
- 要介護認定者がいる世帯 : 548 世帯

障害

- 身体障害者 : 514 人
- 知的障害者 : 96 人
- 精神障害者 : 49 人
- 障害者がいる世帯 : 547 世帯

- 配食サービス利用者 : 25 人
- おむつサービス利用者 : 59 人
- 緊急通報装置台数 : 34 台
- 高齢者介護手当受給者 : 38 人

- 訪問介護利用者 : 71 人
- 通所介護利用者 : 170 人

- 生活保護世帯 : 87 世帯
- 児童扶養手当受給者 : 152 人
- 災害時要援護者名簿登録者 : 380 人

— 地区資源の状況 —

人的資源

- 自治会 : 21 団体
- 自治会加入世帯 : 4,927 世帯
- 民生委員・児童委員 : 26 人
- 老人クラブ会員 : 633 人
- 社会福祉協議会会費納入率 : 56.8%

教育・医療・福祉施設

幼稚園 (2 か所)

- 幡羅幼稚園
- 常盤幼稚園

保育園 (4 か所)

- ひばり乳児保育園
- エンゼル家庭保育室
- 東光保育園
- さくら保育園

学童保育室 (2 か所)

- 幡羅学童保育室
- 常盤学童保育室

赤ちゃんSA (2 か所)

- はたらふれあい館
- 幡羅公民館

小学校 (2 か所)

- 幡羅小学校
- 常盤小学校

中学校 (1 か所)

- 幡羅中学校

公民館 (1 か所)

- 幡羅公民館

介護施設 (5 か所)

【デイサービス】

- グループホームスワン
- ケアセンターそよ風
- 野の花

【グループホーム】

- 野の花
- アシストハウス深谷

障害者施設 (6 か所)

【知的】

- 東方ホーム
- みんなのむら
- ケアホームハーモニー

【生活ホーム】

- 生活ホーム東方
- のぞみの園 1 号館
- のぞみの園 2 号館

医療機関 (6 か所)

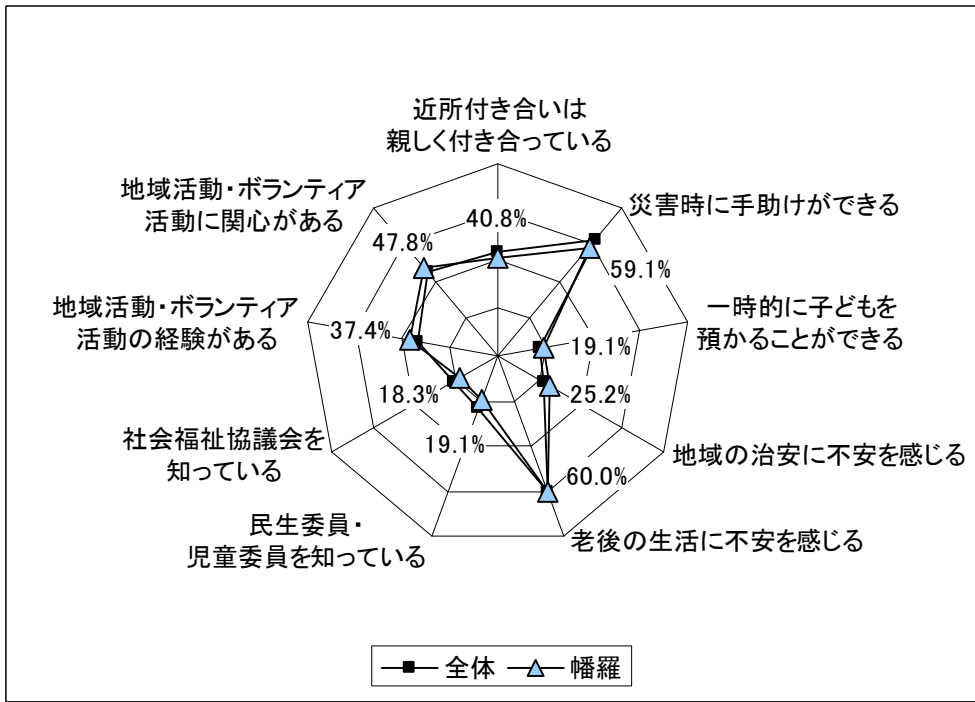
- 内田ハートクリニック
- 上武内科クリニック
- 高田医院
- 深谷肛門科
- 深谷中央病院
- 楽仙堂病院

その他の資源

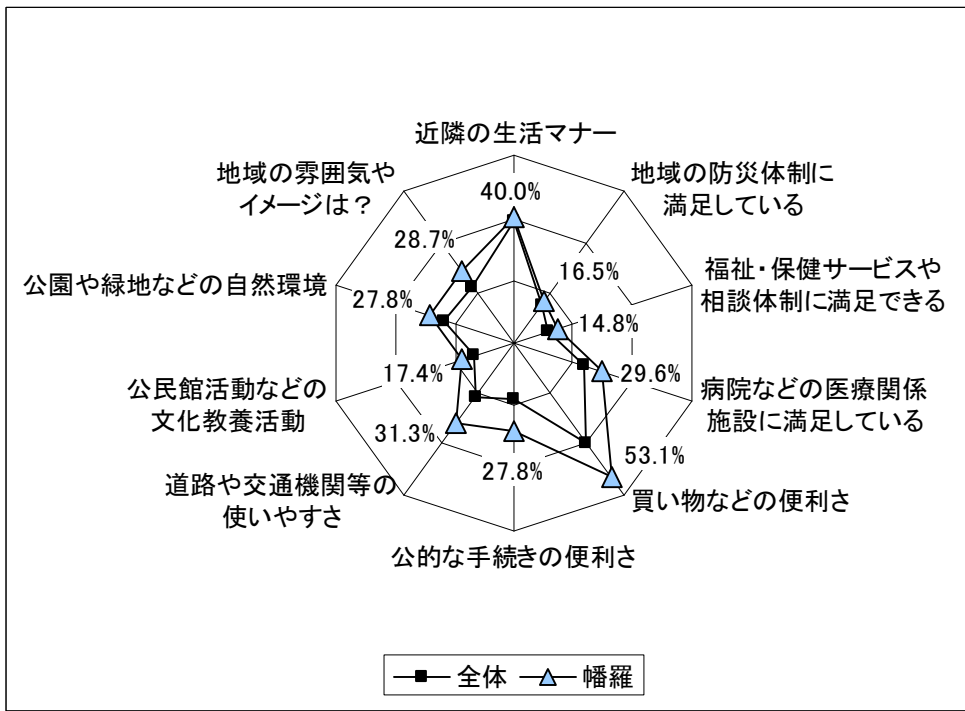
郵便局 : 1 か所	消防署 : 0 か所
警察署 : 0 か所	J A : 1 か所
交番・駐在所 : 0 か所	コンビニ : 7 か所

市民アンケート結果より

地域とのつながりや地域に感じることにについて



地域の暮らしやすさについて



※数値は各地区のみ表記

明戸地区 の状況



基本情報

地区人口	5,176 人 (うち外国人 29 人)
世帯数	1,855 世帯 (うち外国人 19 世帯)
性別人数	男性：2,464 人、女性：2,712 人
年齢階層別人数	15 歳未満：535 人 (10.4%)
	15～64 歳：3,160 人 (61.4%)
	65 歳以上：1,452 人 (28.2%) うち 75 歳以上：839 人 (16.3%)

* 前小屋地区の情報は含まれていません。

子ども

- ・未就学児：222 人
- ・保育園児：97 人
- ・学童保育室利用者：48 人
- ・小学生：200 人
- ・中学生：113 人

介護

- ・高齢者のみ世帯：482 世帯
- ・独居高齢者：59 人
- ・要支援認定者：22 人
- ・要介護認定者：258 人
- ・要介護認定者がいる世帯：260 世帯

障害

- ・身体障害者：206 人
- ・知的障害者：55 人
- ・精神障害者：22 人
- ・障害者がいる世帯：279 世帯

- ・配食サービス利用者：13 人
- ・おむつサービス利用者：33 人
- ・緊急通報装置台数：12 台
- ・高齢者介護手当受給者：23 人

- ・訪問介護利用者：47 人
- ・通所介護利用者：112 人

- ・生活保護世帯：14 世帯
- ・児童扶養手当受給者：35 人
- ・災害時要援護者名簿登録者：123 人

— 地区資源の状況 —

人的資源

- 自治会 14 団体
- 自治会加入世帯 1,387 世帯
- 民生委員・児童委員 11 人
- 老人クラブ会員 398 人
- 社会福祉協議会会費納入率 67.4%

教育・医療・福祉施設

- 幼稚園 (1 か所)
・明戸幼稚園
- 保育園 (1 か所)
・明戸保育園
- 学童保育室 (1 か所)
・明戸学童保育室
- 赤ちゃんSA (2 か所)
・明戸公民館 ・明戸保育園
- 小学校 (1 か所)
・明戸小学校
- 中学校 (1 か所)
・明戸中学校
- 公民館 (1 か所)
・明戸公民館

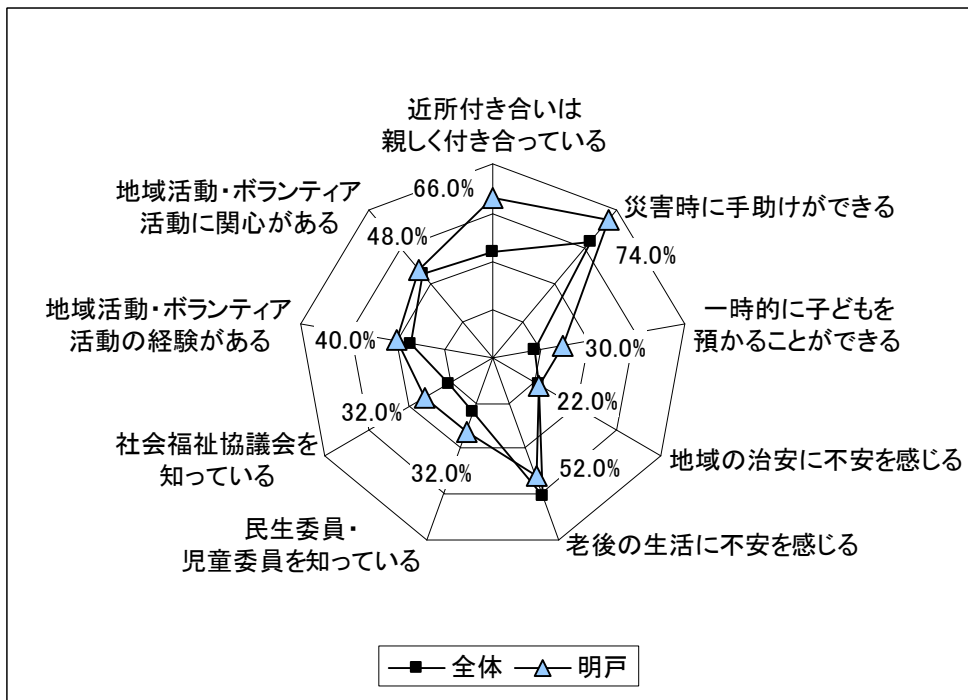
- 介護施設 (4 か所)
【特養】
・深緑苑
・藤の木荘
【デイサービス】
・深緑苑
・藤の木荘
- 医療機関 (2 か所)
・磯辺クリニック
・北深谷病院

その他の資源

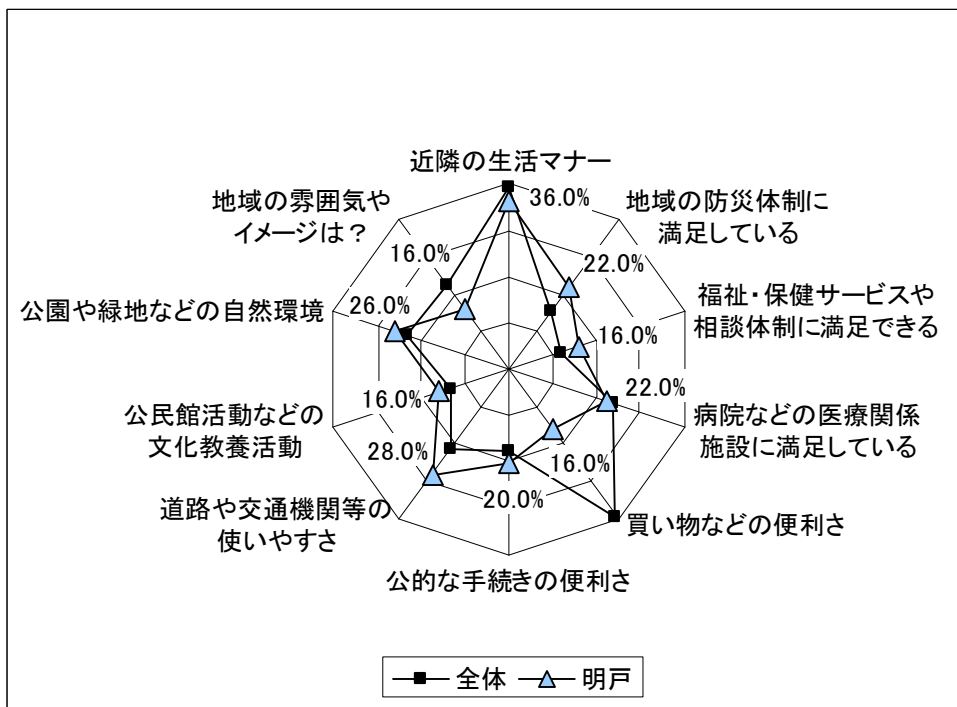
郵便局 1 か所	消防署 0 か所
警察署 0 か所	J A 1 か所
交番・駐在所 1 か所	コンビニ 3 か所

市民アンケート結果より

地域とのつながりや地域に感じることにについて



地域の暮らしやすさについて



※数値は各地区のみ表記

大寄地区 の状況



基本情報

地区人口	3,798 人 (うち外国人 50 人)
世帯数	1,225 世帯 (うち外国人 31 世帯)
性別人数	男性: 1,877 人、女性: 1,921 人
年齢階層別人数	15 歳未満: 501 人 (13.4%)
	15~64 歳: 2,367 人 (63.2%)
	65 歳以上: 880 人 (23.5%) うち 75 歳以上: 452 人 (12.1%)

子ども

- 未就学児: 171 人
- 保育園児: 97 人
- 学童保育室利用者: 49 人
- 小学生: 208 人
- 中学生: 122 人

介護

- 高齢者のみ世帯: 205 世帯
- 独居高齢者: 29 人
- 要支援認定者: 20 人
- 要介護認定者: 82 人
- 要介護認定者がいる世帯: 94 世帯

- 配食サービス利用者: 3 人
- おむつサービス利用者: 11 人
- 緊急通報装置台数: 8 台
- 高齢者介護手当受給者: 9 人

障害

- 身体障害者: 135 人
- 知的障害者: 32 人
- 精神障害者: 11 人
- 障害者がいる世帯: 174 世帯

- 生活保護世帯: 12 世帯
- 児童扶養手当受給者: 49 人
- 災害時要援護者名簿登録者: 61 人

— 地区資源の状況 —

人的資源

- 自治会: 9 団体
- 自治会加入世帯: 1,015 世帯
- 民生委員・児童委員: 7 人
- 老人クラブ会員: 0 人
- 社会福祉協議会会費納入率: 75.8%

教育・医療・福祉施設

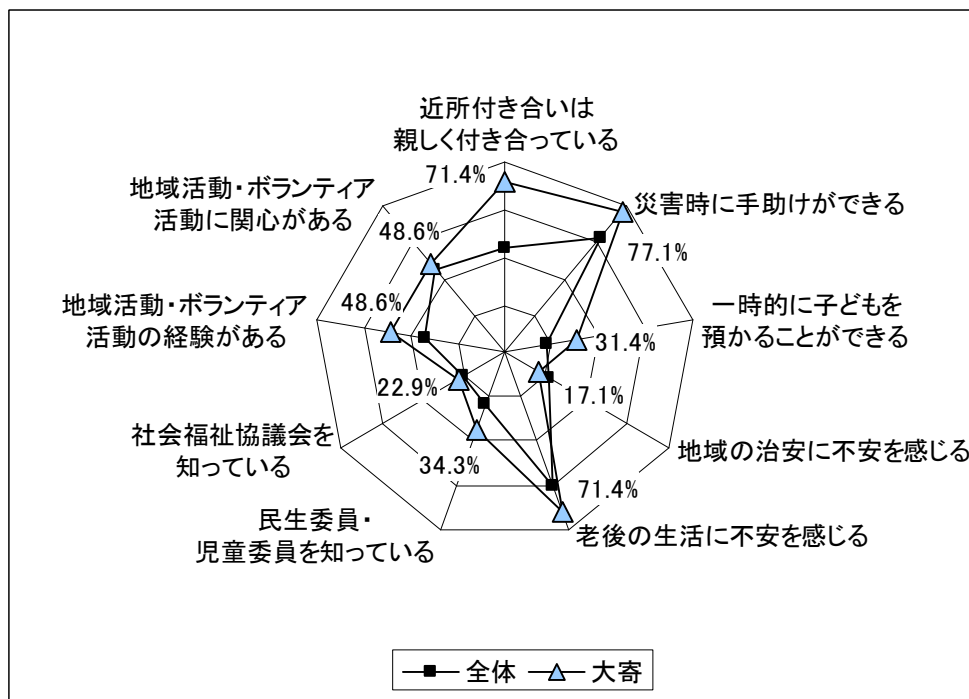
- 幼稚園 (1 か所): 大寄幼稚園
- 保育園 (1 か所): 桃園保育園
- 学童保育室 (1 か所): 大寄学童保育室
- 赤ちゃんSA (2 か所): 大寄公民館、深谷市消防本部
- 小学校 (1 か所): 大寄小学校
- 公民館 (1 か所): 大寄公民館
- 介護施設 (1 か所): 【デイサービス】フェアリーケアデイサービスせいえん
- 障害者施設 (1 か所): 【精神】それいゆ
- 医療機関 (4 か所): 加藤内科クリニック、小林医院、佐藤外科胃腸科内科医院、山本整形外科内科医院

その他の資源

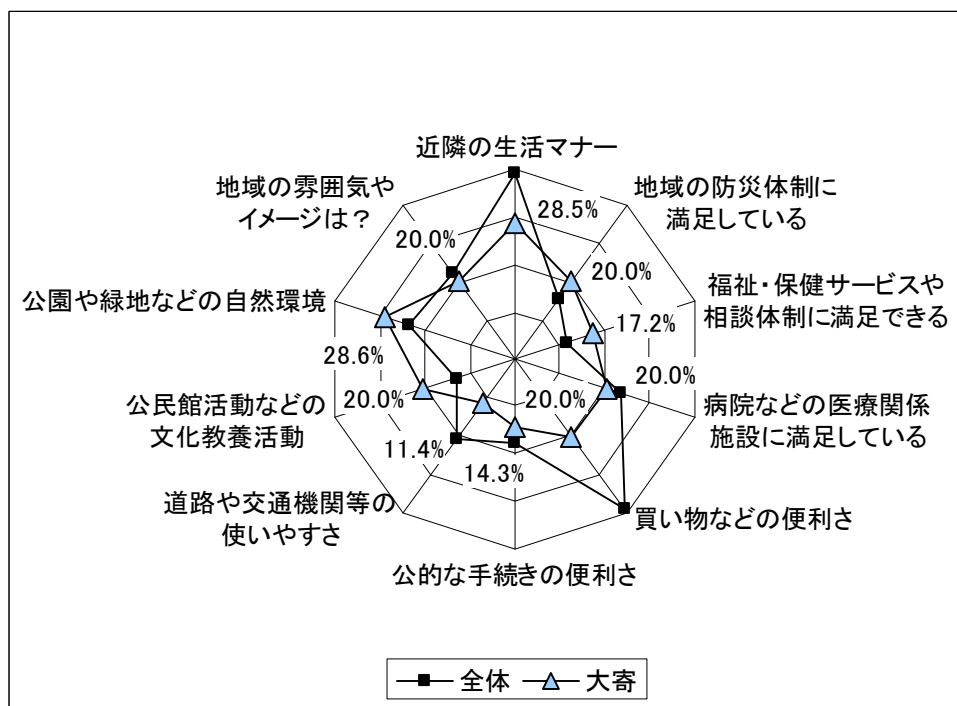
郵便局: 1 か所	消防署: 1 か所
警察署: 1 か所	J A: 1 か所
交番・駐在所: 1 か所	コンビニ: 2 か所

市民アンケート結果より

地域とのつながりや地域に感じることにについて

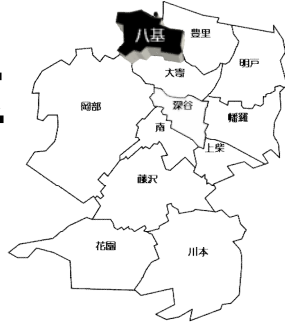


地域の暮らしやすさについて



※数値は各地区のみ表記

八基地区 の状況



基本情報

地区人口	4,148 人 (うち外国人 26 人)
世帯数	1,333 世帯 (うち外国人 23 世帯)
性別人数	男性: 2,095 人、女性: 2,053 人
年齢階層別人数	15歳未満: 484人 (11.7%)
	15~64歳: 2,649人 (64.3%)
	65歳以上: 989人 (24.0%)
	うち75歳以上: 507人 (12.3%)

子ども

- 未就学児: 164人
- 保育園児: 89人
- 学童保育室利用者: 37人
- 小学生: 209人
- 中学生: 111人

介護

- 高齢者のみ世帯: 213世帯
- 独居高齢者: 44人
- 要支援認定者: 16人
- 要介護認定者: 112人
- 要介護認定者がいる世帯: 120世帯

障害

- 身体障害者: 156人
- 知的障害者: 18人
- 精神障害者: 20人
- 障害者がいる世帯: 190世帯

- 配食サービス利用者: 6人
- おむつサービス利用者: 19人
- 緊急通報装置台数: 15台
- 高齢者介護手当受給者: 11人

- 生活保護世帯: 3世帯
- 児童扶養手当受給者: 19人
- 災害時要援護者名簿登録者: 76人

— 地区資源の状況 —

人的資源

- 自治会: 13団体
- 自治会加入世帯: 1,127世帯
- 民生委員・児童委員: 9人
- 老人クラブ会員: 246人
- 社会福祉協議会会費納入率: 78.9%

教育・医療・福祉施設

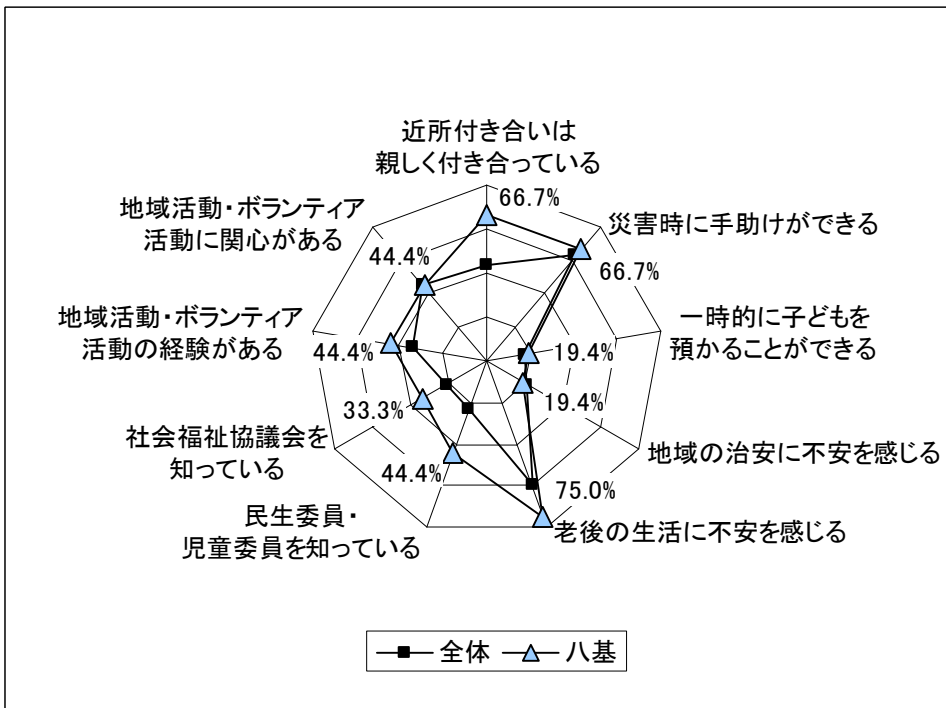
- 幼稚園 (1か所): 豊里幼稚園
- 保育園 (2か所): 八基保育園, 光保育園
- 学童保育室 (1か所): 八基学童保育室
- 赤ちゃんSA (2か所): 洪沢栄一記念館, 八基保育園
- 小学校 (1か所): 八基小学校
- 中学校 (1か所): 豊里中学校
- 公民館 (1か所): 八基公民館
- 医療機関 (1か所): 緒方医院

その他の資源

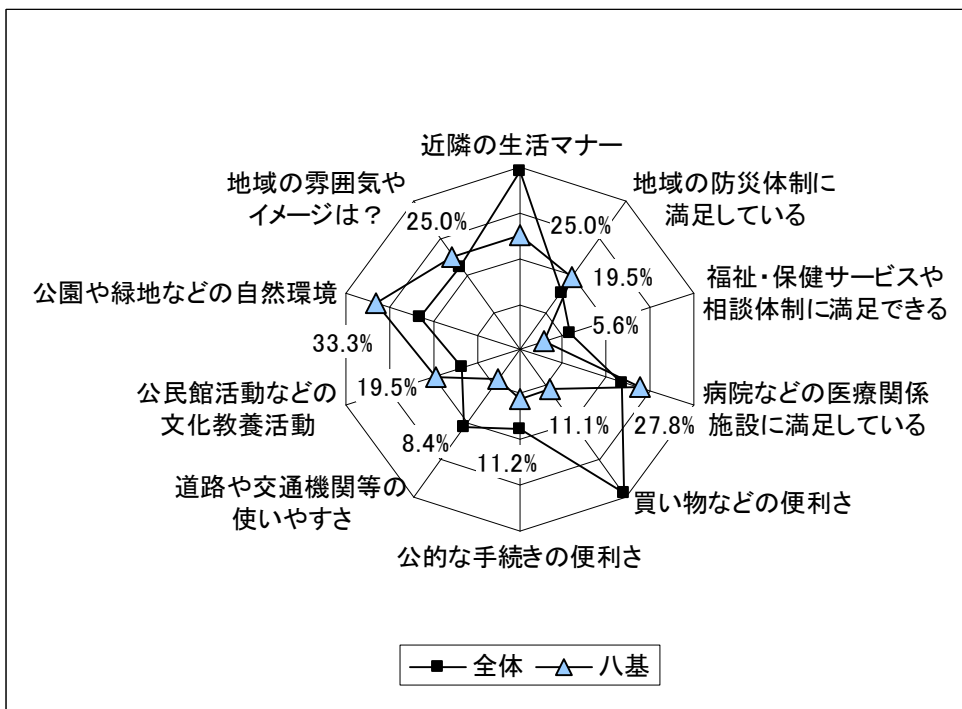
郵便局: 0か所	消防署: 1か所
警察署: 0か所	J A: 1か所
交番・駐在所: 1か所	コンビニ: 1か所

市民アンケート結果より

地域とのつながりや地域に感じることにについて

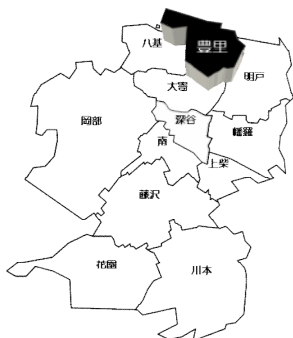


地域の暮らしやすさについて



※数値は各地区のみ表記

豊里地区 の状況



基本情報

地区人口	4,515 人 (うち外国人 31 人)
世帯数	1,472 世帯 (うち外国人 21 世帯)
性別人数	男性 : 2,272 人、女性 : 2,243 人
年齢階層別人数	15歳未満 : 538 人 (12.0%)
	15~64歳 : 2,860 人 (63.8%)
	65歳以上 : 1,086 人 (24.2%) うち 75歳以上 : 573 人 (12.8%)

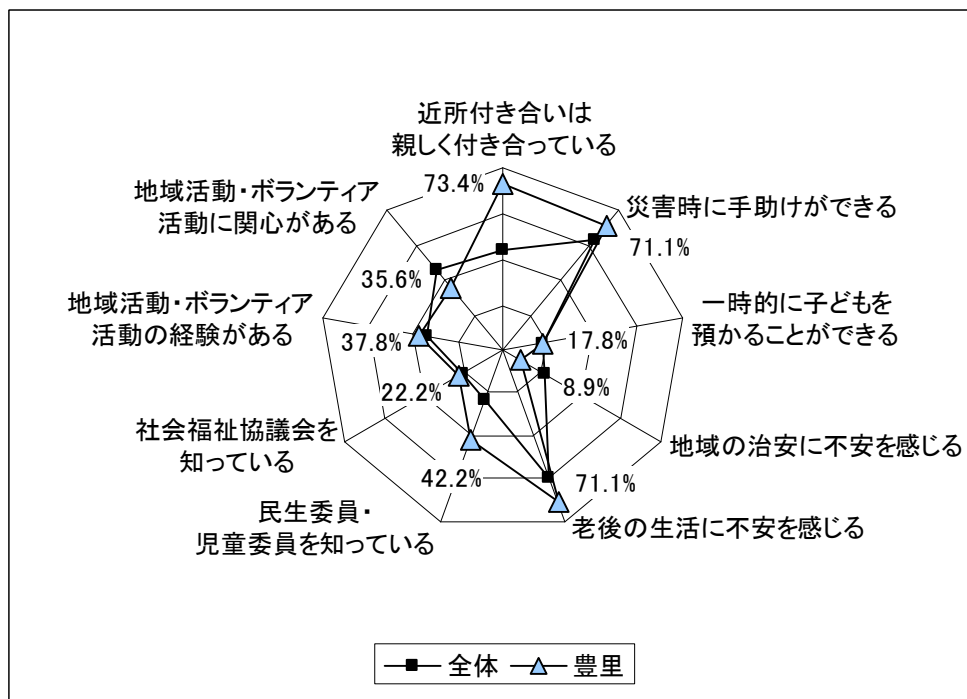
子ども	介護
<ul style="list-style-type: none"> 未就学児 : 162 人 保育園児 : 107 人 学童保育室利用者 : 67 人 小学生 : 256 人 中学生 : 120 人 	<ul style="list-style-type: none"> 高齢者のみ世帯 : 247 世帯 独居高齢者 : 45 人 要支援認定者 : 35 人 要介護認定者 : 139 人 要介護認定者がいる世帯 : 157 世帯
障害	
<ul style="list-style-type: none"> 身体障害者 : 128 人 知的障害者 : 22 人 精神障害者 : 15 人 障害者がいる世帯 : 160 世帯 	<ul style="list-style-type: none"> 配食サービス利用者 : 6 人 おむつサービス利用者 : 14 人 緊急通報装置台数 : 10 台 高齢者介護手当受給者 : 9 人
	<ul style="list-style-type: none"> 訪問介護利用者 : 42 人 通所介護利用者 : 81 人
	<ul style="list-style-type: none"> 生活保護世帯 : 10 世帯 児童扶養手当受給者 : 15 人 災害時要援護者名簿登録者 : 76 人

— 地区資源の状況 —

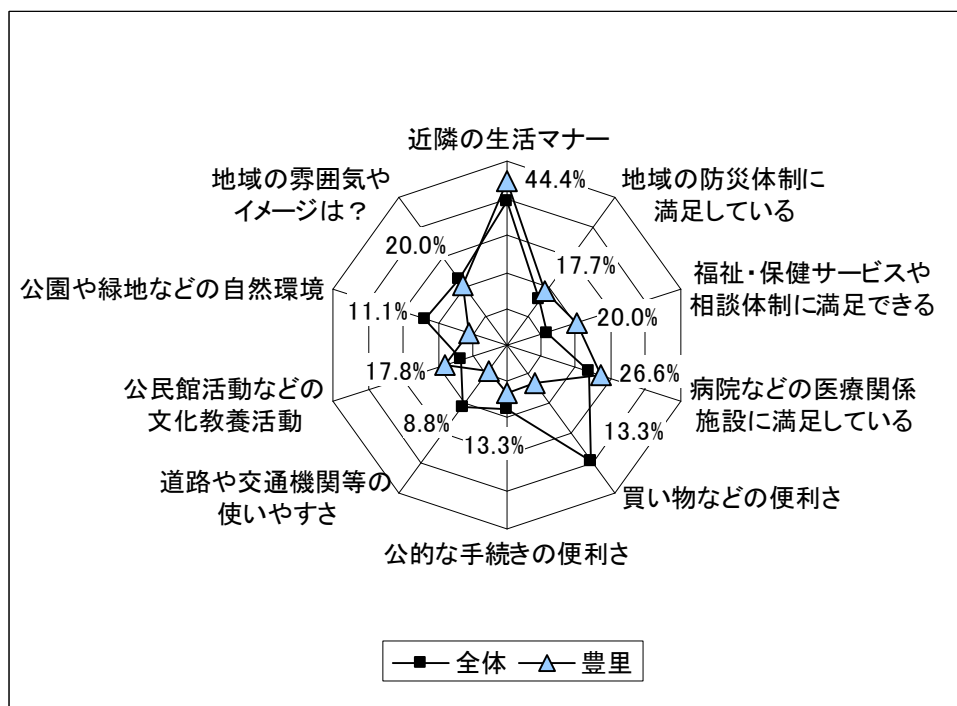
人的資源	教育・医療・福祉施設	
<ul style="list-style-type: none"> 自治会 13 団体 自治会加入世帯 1,218 世帯 民生委員・児童委員 11 人 老人クラブ会員 377 人 社会福祉協議会会費納入率 76.6% 	<ul style="list-style-type: none"> 保育園 (1 か所) ・豊里保育園 学童保育室 (1 か所) ・豊里学童保育室 赤ちゃんSA (3 か所) ・豊里公民館 ・豊里保育園 ・豊里地域子育て支援センター 小学校 (1 か所) ・豊里小学校 	<ul style="list-style-type: none"> 公民館 (1 か所) ・豊里公民館 介護施設 (2 か所) 【老健】 ・FOMAなごみ 【グループホーム】 ・「ここあ」深谷 医療機関 (1 か所) ・小暮医院
その他の資源		
<ul style="list-style-type: none"> 郵便局 2 か所 消防署 0 か所 警察署 0 か所 JA 1 か所 交番・駐在所 1 か所 コンビニ 2 か所 		

市民アンケート結果より

地域とのつながりや地域に感じることにについて

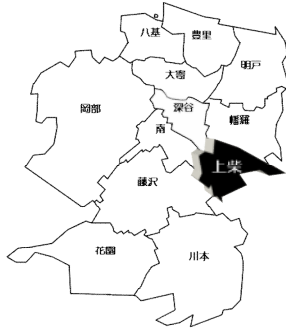


地域の暮らしやすさについて



※数値は各地区のみ表記

上柴地区 の状況



基本情報

地区人口	19,610人 (うち外国人690人)
世帯数	7,847世帯 (うち外国人408世帯)
性別人数	男性: 9,987人、女性: 9,623人
年齢階層別人数	15歳未満: 3,022人 (16.0%)
	15~64歳: 13,233人 (69.9%)
	65歳以上: 2,665人 (14.1%) うち75歳以上: 927人 (4.9%)

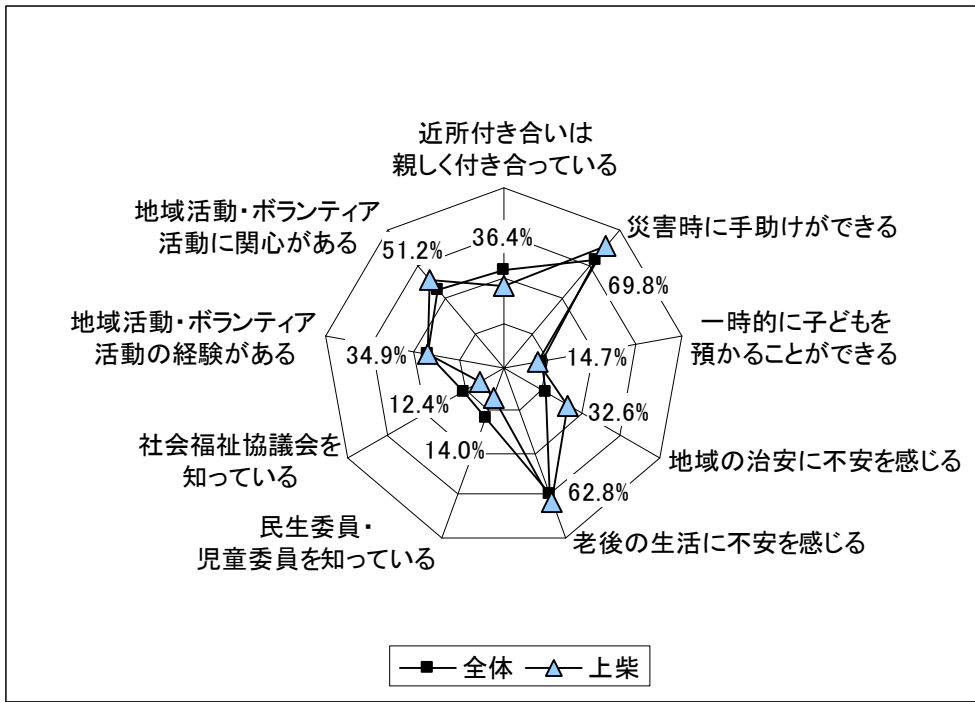
<h3>子ども</h3> <ul style="list-style-type: none"> 未就学児: 1,129人 保育園児: 386人 学童保育室利用者: 201人 小学生: 1,262人 中学生: 631人 	<h3>介護</h3> <ul style="list-style-type: none"> 高齢者のみ世帯: 889世帯 独居高齢者: 167人 要支援認定者: 39人 要介護認定者: 168人 要介護認定者がいる世帯: 201世帯 	<ul style="list-style-type: none"> 配食サービス利用者: 18人 おむつサービス利用者: 41人 緊急通報装置台数: 54台 高齢者介護手当受給者: 25人
<h3>障害</h3> <ul style="list-style-type: none"> 身体障害者: 406人 知的障害者: 79人 精神障害者: 46人 障害者がいる世帯: 482世帯 	<ul style="list-style-type: none"> 訪問介護利用者: 78人 通所介護利用者: 133人 	
<ul style="list-style-type: none"> 生活保護世帯: 81世帯 児童扶養手当受給者: 222人 災害時要援護者名簿登録者: 365人 		

— 地区資源の状況 —

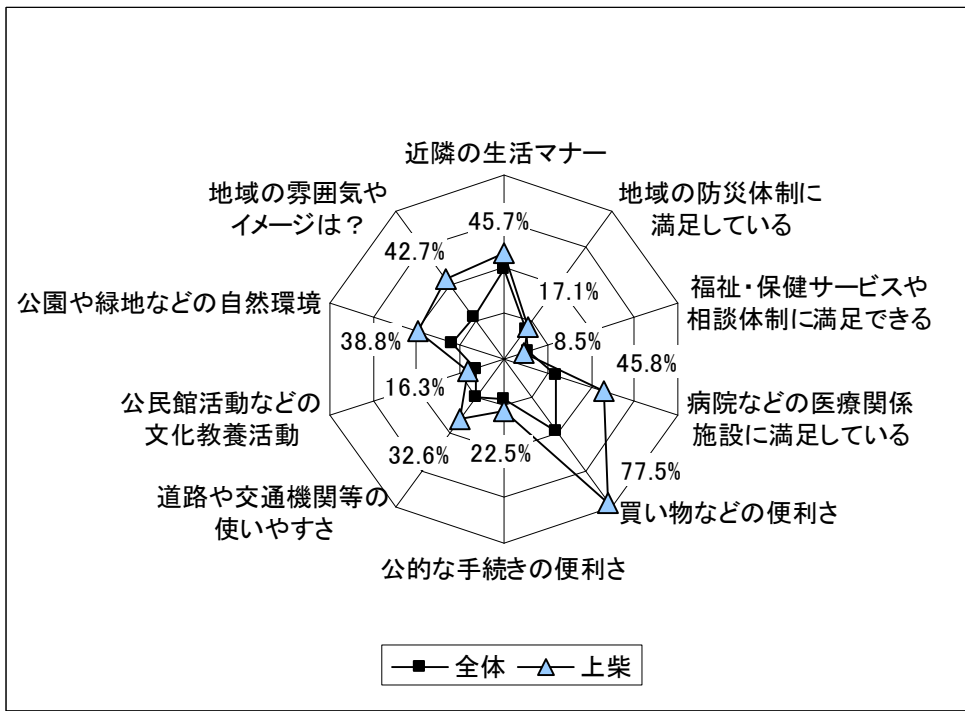
<h3>人的資源</h3> <ul style="list-style-type: none"> 自治会: 20団体 自治会加入世帯: 5,776世帯 民生委員・児童委員: 28人 老人クラブ会員: 382人 社会福祉協議会会費納入率: 47.3% 	<h3>教育・医療・福祉施設</h3>							
<h3>その他の資源</h3> <table border="1"> <tr> <td>郵便局: 1か所</td> <td>消防署: 1か所</td> </tr> <tr> <td>警察署: 0か所</td> <td>J A: 0か所</td> </tr> <tr> <td>交番・駐在所: 1か所</td> <td>コンビニ: 5か所</td> </tr> </table>	郵便局: 1か所	消防署: 1か所	警察署: 0か所	J A: 0か所	交番・駐在所: 1か所	コンビニ: 5か所	<h4>幼稚園 (1か所)</h4> <ul style="list-style-type: none"> 上柴幼稚園 	<h4>介護施設 (2か所)</h4> <ul style="list-style-type: none"> 【デイサービス】 だんらん上柴 ケアステーションハートフレンド
郵便局: 1か所	消防署: 1か所							
警察署: 0か所	J A: 0か所							
交番・駐在所: 1か所	コンビニ: 5か所							
	<h4>保育園 (6か所)</h4> <ul style="list-style-type: none"> あおぞら家庭保育室 あけぼの保育園 つばき保育園 東つばき保育園 桃園第二保育園 柘の木保育園 	<h4>障害者施設 (3か所)</h4> <ul style="list-style-type: none"> 【知的】 みんなのいえ 【デイサービス】 共同作業所よもぎ野 【生活ホーム】 生活ホーム上柴 						
	<h4>学童保育室 (4か所)</h4> <ul style="list-style-type: none"> 上柴東学童保育室 上柴西学童保育室 プリズムクラブ こどもとおはなしの家 	<h4>医療機関 (13か所)</h4> <ul style="list-style-type: none"> あだち医院 安達皮膚科医院 岩崎医院 おおしまクリニック 神足眼科医院 外山ひふ科 深谷赤十字病院 福田クリニック 古沢医院 松村泌尿器科医院 松本小児科医院 矢部耳鼻咽喉科 四元医院 						
	<h4>赤ちゃんSA (2か所)</h4> <ul style="list-style-type: none"> 上柴公民館 上柴コミュニティセンター 							
	<h4>小学校 (2か所)</h4> <ul style="list-style-type: none"> 上柴東小学校 上柴西小学校 							
	<h4>中学校 (1か所)</h4> <ul style="list-style-type: none"> 上柴中学校 							
	<h4>公民館 (1か所)</h4> <ul style="list-style-type: none"> 上柴公民館 							

市民アンケート結果より

地域とのつながりや地域に感じることにについて

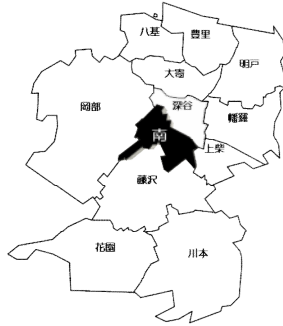


地域の暮らしやすさについて



※数値は各地区のみ表記

南地区 の状況



基本情報

地区人口	18,087 人 (うち外国人 443 人)
世帯数	7,055 世帯 (うち外国人 289 世帯)
性別人数	男性: 8,986 人、女性: 9,101 人
年齢階層別人数	15歳未満: 2,641 人 (15.0%)
	15~64歳: 11,723 人 (66.4%)
	65歳以上: 3,280 人 (18.6%) うち 75歳以上: 1,344 人 (7.6%)

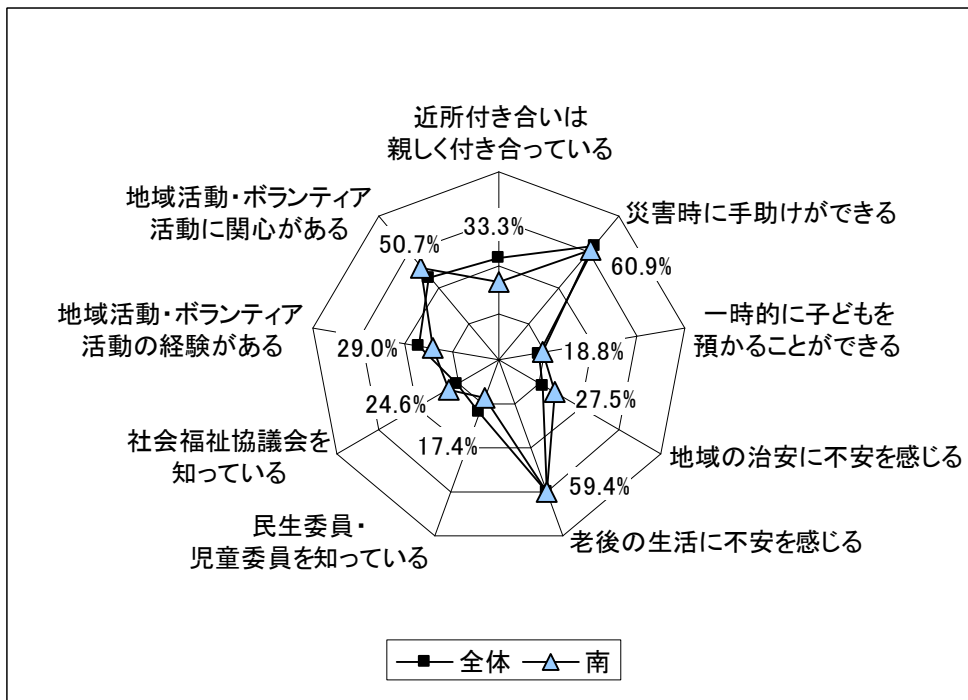
子ども	介護
<ul style="list-style-type: none"> ・未就学児: 1,053 人 ・保育園児: 426 人 ・学童保育室利用者: 188 人 ・小学生: 1,054 人 ・中学生: 534 人 	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者のみ世帯: 1,123 世帯 ・独居高齢者: 167 人 ・要支援認定者: 73 人 ・要介護認定者: 314 人 ・要介護認定者がいる世帯: 356 世帯
障害	
<ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者: 505 人 ・知的障害者: 116 人 ・精神障害者: 59 人 ・障害者がいる世帯: 642 世帯 	<ul style="list-style-type: none"> ・配食サービス利用者: 20 人 ・おむつサービス利用者: 59 人 ・緊急通報装置台数: 58 台 ・高齢者介護手当受給者: 33 人
	<ul style="list-style-type: none"> ・訪問介護利用者: 107 人 ・通所介護利用者: 182 人
	<ul style="list-style-type: none"> ・生活保護世帯: 133 世帯 ・児童扶養手当受給者: 186 人 ・災害時要援護者名簿登録者: 475 人

— 地区資源の状況 —

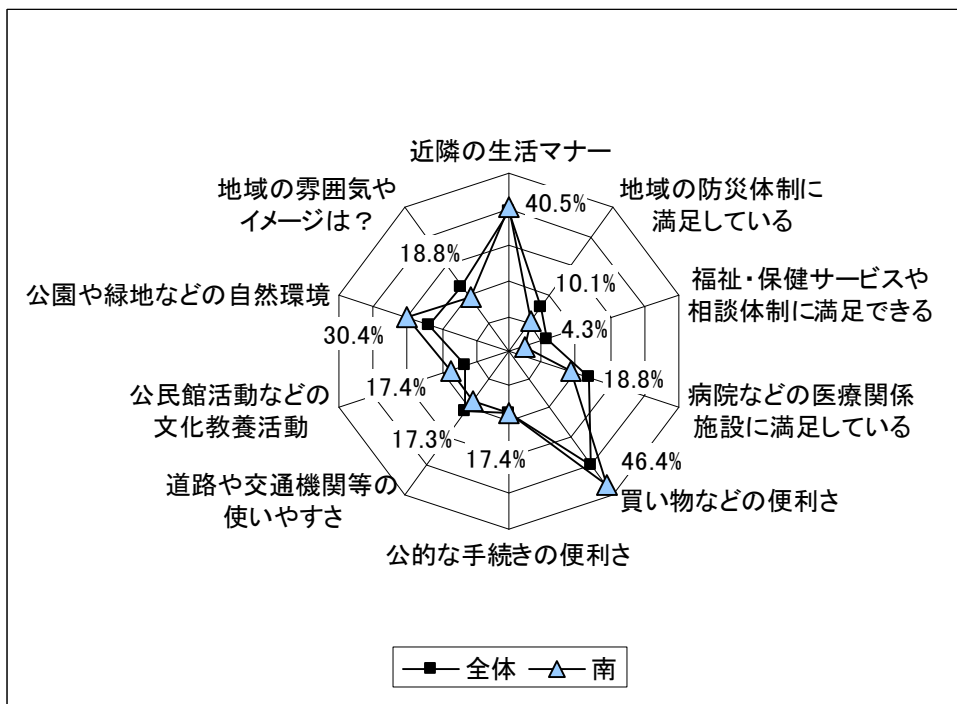
人的資源	教育・医療・福祉施設	
<ul style="list-style-type: none"> 自治会 12 団体 自治会加入世帯 5,104 世帯 民生委員・児童委員 26 人 老人クラブ会員 797 人 社会福祉協議会会費納入率 54.0% 	<ul style="list-style-type: none"> 幼稚園 (1 か所) <ul style="list-style-type: none"> ・桜ヶ丘幼稚園 保育園 (3 か所) <ul style="list-style-type: none"> ・桜ヶ丘保育園 ・すみれ保育園 ・仙元山保育園 学童保育室 (3 か所) <ul style="list-style-type: none"> ・桜ヶ丘学童保育室 ・たけのこ学童クラブ ・第二たけのこ学童クラブ 赤ちゃんSA (4 か所) <ul style="list-style-type: none"> ・南公民館 ・総合体育館 ・桜ヶ丘保育園 ・桜ヶ丘地域子育て支援センター 小学校 (1 か所) <ul style="list-style-type: none"> ・桜ヶ丘小学校 中学校 (1 か所) <ul style="list-style-type: none"> ・南中学校 公民館 (1 か所) <ul style="list-style-type: none"> ・南公民館 	<ul style="list-style-type: none"> 介護施設 (6 か所) <ul style="list-style-type: none"> 【デイサービス】 <ul style="list-style-type: none"> ・上野台デイサービスセンター ・ケアステーションあさひ ・森のふくろう ・みどりの里深谷 ・深谷介護支援サービス 【グループホーム】 <ul style="list-style-type: none"> ・さくらホーム 障害者施設 (3 か所) <ul style="list-style-type: none"> 【知的】・しくね育成園 <ul style="list-style-type: none"> ・あゆみ作業所分場スワンペーカー 【精神】・ふかや桑の実 医療機関 (14 か所) <ul style="list-style-type: none"> ・新井整形外科 ・石川アイクリニック ・井上こどもクリニック ・上野医院 ・上野台クリニック ・上柴クリニック ・菊地病院 ・桑原医院 ・桜ヶ丘病院 ・台坂クリニック ・仲町診療所 ・深谷産婦人科医院 ・深谷整形外科医院 ・福島医院
その他の資源		
<ul style="list-style-type: none"> 郵便局 1 か所 消防署 0 か所 警察署 0 か所 JA 0 か所 交番・駐在所 0 か所 コンビニ 7 か所 		

市民アンケート結果より

地域とのつながりや地域に感じることにについて



地域の暮らしやすさについて



※数値は各地区のみ表記

岡部地区 の状況



基本情報

地区人口	18,904 人 (うち外国人 257 人)
世帯数	6,616 世帯 (うち外国人 195 世帯)
性別人数	男性：9,453 人、女性：9,451 人
年齢階層別人数	15歳未満：2,510 人 (13.5%)
	15～64歳：12,025 人 (64.5%)
	65歳以上：4,112 人 (22.1%) うち75歳以上：1,920 人 (10.3%)

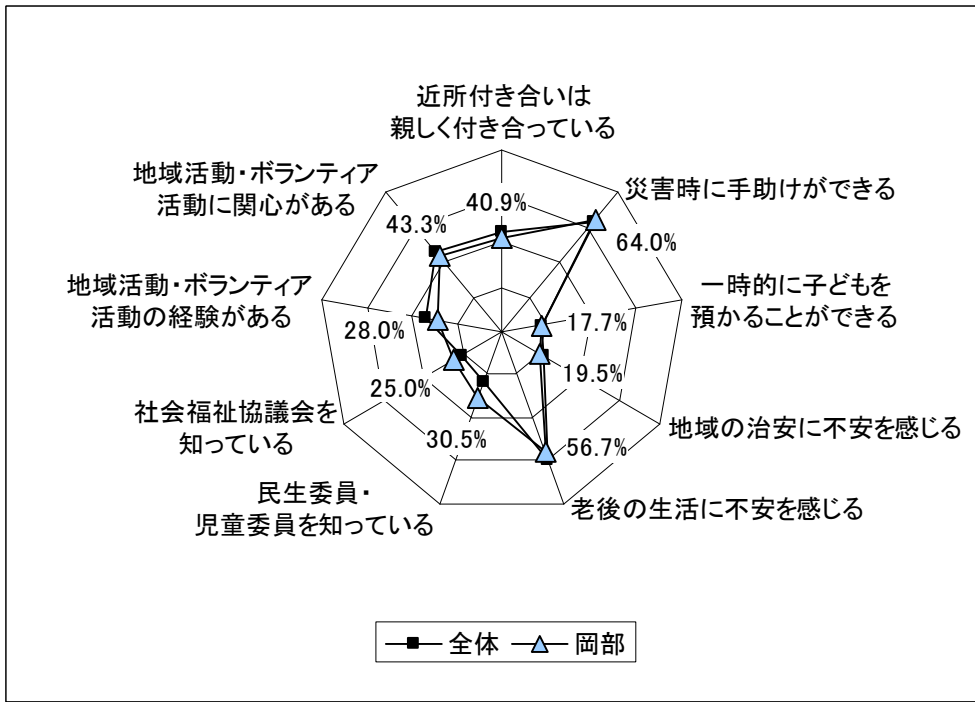
子ども	介護
<ul style="list-style-type: none"> 未就学児：956 人 保育園児：487 人 学童保育室利用者：185 人 小学生：1,064 人 中学生：490 人 	<ul style="list-style-type: none"> 高齢者のみ世帯：1,100 世帯 独居高齢者：187 人 要支援認定者：95 人 要介護認定者：497 人 要介護認定者がいる世帯：535 世帯
障害	
<ul style="list-style-type: none"> 身体障害者：659 人 知的障害者：136 人 精神障害者：46 人 障害者がいる世帯：812 世帯 	<ul style="list-style-type: none"> 配食サービス利用者：17 人 おむつサービス利用者：71 人 緊急通報装置台数：59 台 高齢者介護手当受給者：43 人 訪問介護利用者：110 人 通所介護利用者：285 人 生活保護世帯：52 世帯 児童扶養手当受給者：120 人 災害時要援護者名簿登録者：370 人

— 地区資源の状況 —

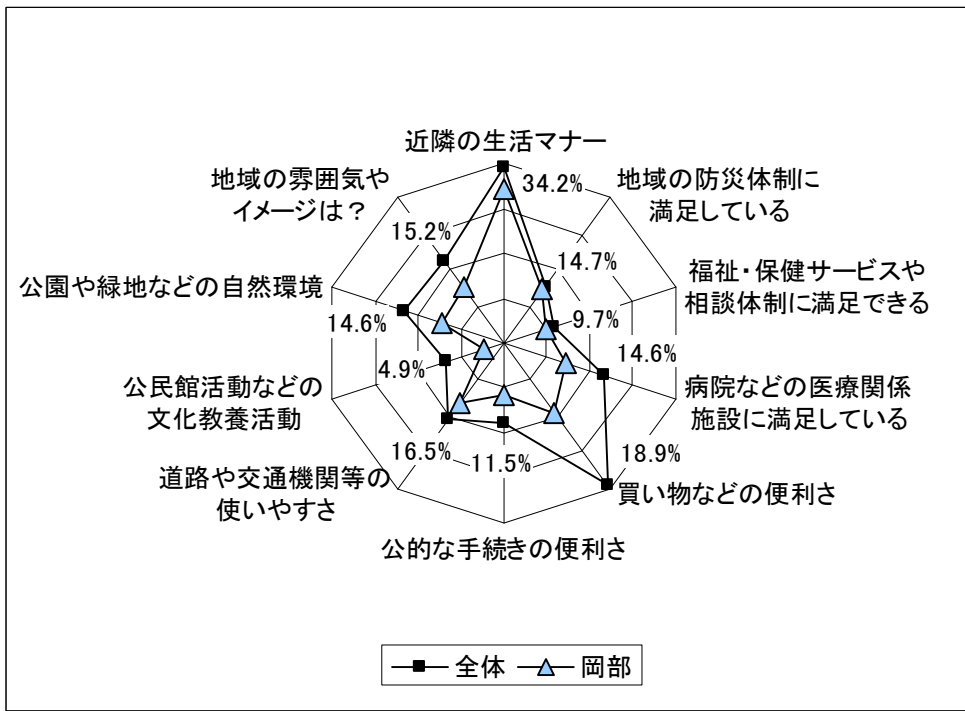
人的資源	教育・医療・福祉施設
<ul style="list-style-type: none"> 自治会 19 団体 自治会加入世帯 5,118 世帯 民生委員・児童委員 40 人 老人クラブ会員 1,113 人 社会福祉協議会会費納入率 61.4% 	<ul style="list-style-type: none"> 幼稚園 (1 か所) <ul style="list-style-type: none"> 岡部幼稚園 保育園 (5 か所) <ul style="list-style-type: none"> みらい幼児園おかべ つばさ保育園 エンゼル保育園 あゆみ保育園 ふきのとう保育園 学童保育室 (4 か所) <ul style="list-style-type: none"> 岡部学童保育室 榛沢学童保育室 本郷学童保育室 岡部西学童保育室 赤ちゃんSA (7 か所) <ul style="list-style-type: none"> 岡部総合支所 岡部保健センター 岡部公民館 みらい幼児園おかべ つばさ保育園 岡部勤労福祉センター 岡部地域子育て支援センター 小学校 (4 か所) <ul style="list-style-type: none"> 岡部小学校 本郷小学校 榛沢小学校 岡部西小学校 中学校 (1 か所) <ul style="list-style-type: none"> 岡部中学校 図書館 (1 か所) <ul style="list-style-type: none"> 岡部図書館 公民館 (1 か所) <ul style="list-style-type: none"> 岡部公民館 児童施設 (1 か所) <ul style="list-style-type: none"> さんあい 介護施設 (10 か所) <ul style="list-style-type: none"> 【特養】 <ul style="list-style-type: none"> 福寿園 【デイサービス】 <ul style="list-style-type: none"> 福寿園 エンゼル コスモス なでしこ 岡部ぬくもりの里 てまり 楽風 福寿園おかべ つくしんぼ 障害者施設 (10 か所) <ul style="list-style-type: none"> 【知的】 <ul style="list-style-type: none"> ナイスデイ ねぎぼうず ワークショップチボリ ケアホーム山河 ケアホーム岡部 ケアホームクウ ケアホームピース ケアホームプラット 【生活ホーム】 <ul style="list-style-type: none"> とまり木 グッドライフ 医療機関 (7 か所) <ul style="list-style-type: none"> 金子医院 竹沢外科医院 樋口医院 益岡医院 水越医院 柳田医院 吉田眼科医院
その他の資源	
<ul style="list-style-type: none"> 郵便局 3 か所 消防署 1 か所 警察署 0 か所 JA 3 か所 交番・駐在所 3 か所 コンビニ 7 か所 	

市民アンケート結果より

地域とのつながりや地域に感じることにについて



地域の暮らしやすさについて



※数値は各地区のみ表記

川本地区 の状況



基本情報

地区人口	12,532 人 (うち外国人 155 人)
世帯数	4,255 世帯 (うち外国人 116 世帯)
性別人数	男性: 6,247 人、女性: 6,285 人
年齢階層別人数	15歳未満: 1,729 人 (14.0%)
	15~64歳: 7,907 人 (63.9%)
	65歳以上: 2,741 人 (22.1%) うち 75歳以上: 1,245 人 (10.1%)

子ども

- 未就学児: 662 人
- 保育園児: 217 人
- 学童保育室利用者: 77 人
- 小学生: 722 人
- 中学生: 345 人

介護

- 高齢者のみ世帯: 657 世帯
- 独居高齢者: 102 人
- 要支援認定者: 50 人
- 要介護認定者: 348 人
- 要介護認定者がいる世帯: 371 世帯

- 配食サービス利用者: 9 人
- おむつサービス利用者: 37 人
- 緊急通報装置台数: 17 台
- 高齢者介護手当受給者: 33 人

障害

- 身体障害者: 431 人
- 知的障害者: 76 人
- 精神障害者: 51 人
- 障害者がいる世帯: 552 世帯

- 生活保護世帯: 61 世帯
- 児童扶養手当受給者: 82 人
- 災害時要援護者名簿登録者: 202 人

— 地区資源の状況 —

人的資源

- 自治会: 21 団体
- 自治会加入世帯: 3,630 世帯
- 民生委員・児童委員: 27 人
- 老人クラブ会員: 445 人
- 社会福祉協議会会費納入率: 69.5%

その他の資源

郵便局: 2 か所	消防署: 1 か所
警察署: 0 か所	J A: 2 か所
交番・駐在所: 2 か所	コンビニ: 7 か所

教育・医療・福祉施設

幼稚園 (1 か所)

- 川本若竹幼稚園

保育園 (5 か所)

- 田中保育園
- 長在家保育園
- 川本南保育園
- たんぼぼ保育室
- 川本のこキッズ保育園

学童保育室 (2 か所)

- 川本南学童クラブ
- 川本北学童クラブ

赤ちゃんSA (5 か所)

- 川本総合支所
- 川本公民館
- 田中保育園
- 長在家保育園
- 川本南保育園

小学校 (2 か所)

- 川本北小学校
- 川本南小学校

中学校 (1 か所)

- 川本中学校

図書館 (1 か所)

- 川本図書館

公民館 (1 か所)

- 川本公民館

介護施設 (14 か所)

【特養】

- 清風苑
- 飛鳥の郷
- ひびき

【デイサービス】

- 清風苑
- まつの木苑
- のぞみ館
- ゆず
- まんさくの里
- デイサービス梢
- デイサービスセンターそう
- 飛鳥の郷通所介護

【グループホーム】

- ひまわりの里
- すずかけ
- まつの木苑

障害者施設 (11 か所)

【身体】

- 春日園
- 第2春日園
- 埼玉朝日園

【知的】

- ウッドワーク川本
- 川本園
- ハイツ川端
- 第二ハイツ川端

【精神】

- かわもと桑の実

【デイサービス】

- No side

【生活ホーム】

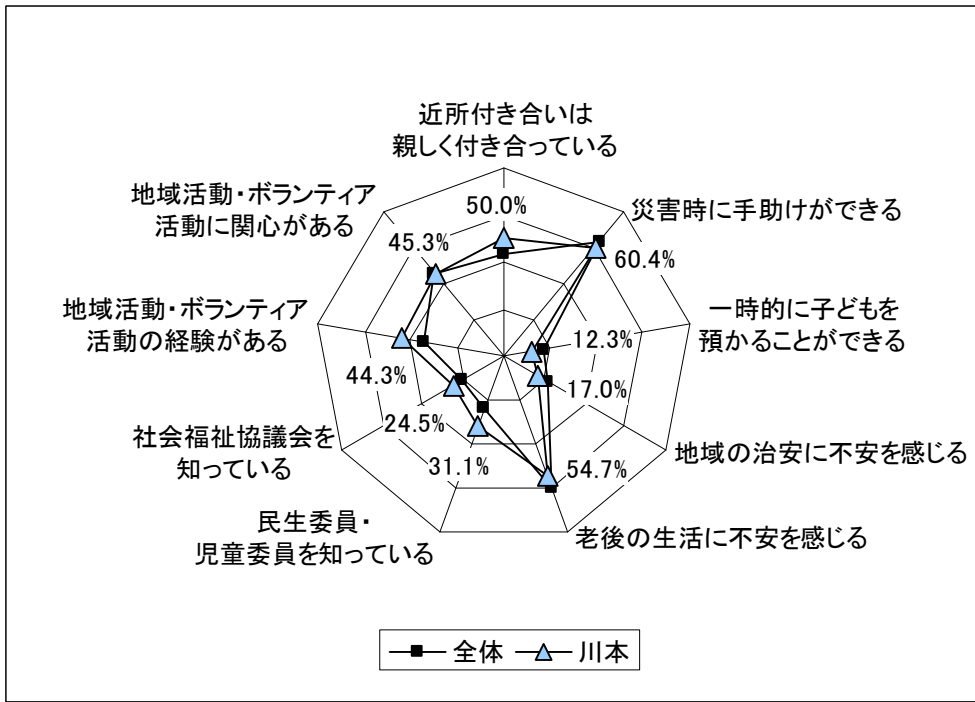
- KASUGA
- とびた

医療機関 (5 か所)

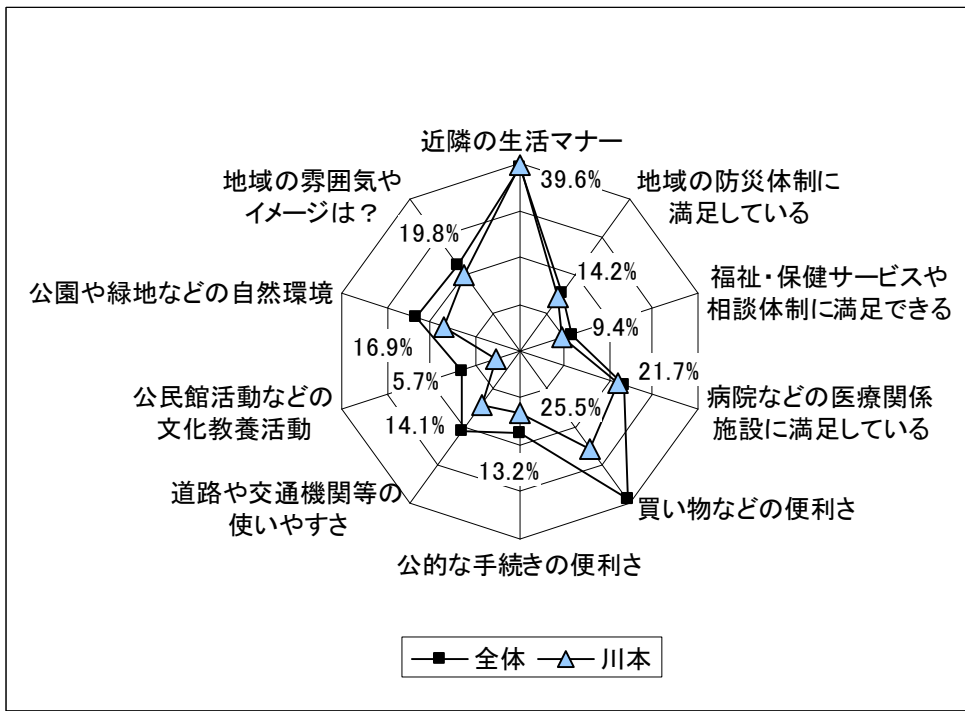
- 神山医院
- 川本メディカルクリニック
- くろや整形外科
- 清水クリニック
- みやはらクリニック

市民アンケート結果より

地域とのつながりや地域に感じることにについて



地域の暮らしやすさについて



※数値は各地区のみ表記

花園地区 の状況



基本情報

地区人口	12,926 人 (うち外国人 197 人)
世帯数	4,517 世帯 (うち外国人 131 世帯)
性別人数	男性: 6,408 人、女性: 6,518 人
年齢階層別人数	15 歳未満: 1,750 人 (13.7%)
	15~64 歳: 8,328 人 (65.4%)
	65 歳以上: 2,651 人 (20.8%)
	うち 75 歳以上: 1,215 人 (9.5%)

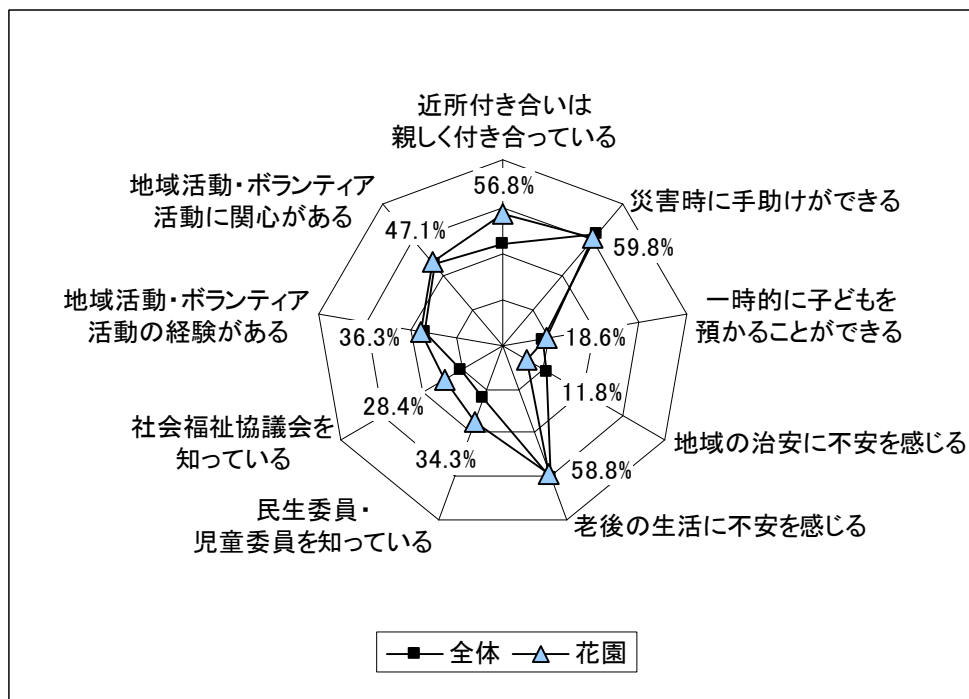
子ども	介護
<ul style="list-style-type: none"> 未就学児: 636 人 保育園児: 261 人 学童保育室利用者: 97 人 小学生: 739 人 中学生: 375 人 	<ul style="list-style-type: none"> 高齢者のみ世帯: 689 世帯 独居高齢者: 174 人 要支援認定者: 69 人 要介護認定者: 298 人 要介護認定者がいる世帯: 335 世帯
障害	
<ul style="list-style-type: none"> 身体障害者: 404 人 知的障害者: 109 人 精神障害者: 52 人 障害者がいる世帯: 556 世帯 	<ul style="list-style-type: none"> 配食サービス利用者: 9 人 おむつサービス利用者: 36 人 緊急通報装置台数: 31 台 高齢者介護手当受給者: 19 人
	<ul style="list-style-type: none"> 訪問介護利用者: 78 人 通所介護利用者: 163 人
	<ul style="list-style-type: none"> 生活保護世帯: 51 世帯 児童扶養手当受給者: 78 人 災害時要援護者名簿登録者: 300 人

— 地区資源の状況 —

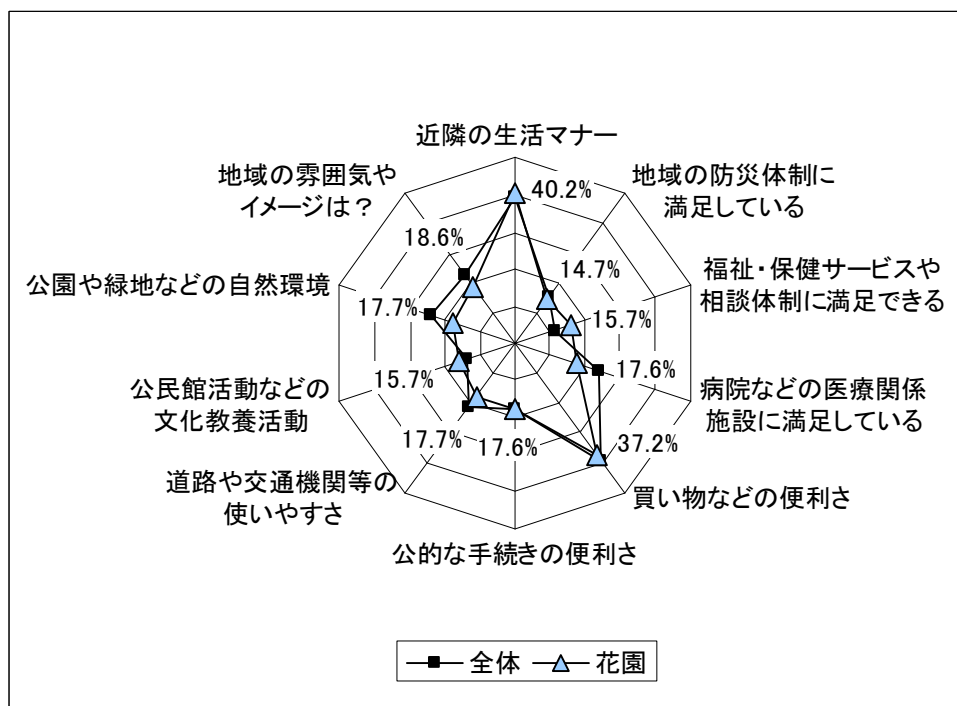
人的資源	教育・医療・福祉施設
<ul style="list-style-type: none"> 自治会: 22 団体 自治会加入世帯: 3,738 世帯 民生委員・児童委員: 29 人 老人クラブ会員: 907 人 社会福祉協議会会費納入率: 82.0% 	<ul style="list-style-type: none"> 幼稚園 (1 か所) <ul style="list-style-type: none"> 花園幼稚園 保育園 (4 か所) <ul style="list-style-type: none"> 花園保育園 花園第二保育園 ふたば乳児保育室 ひまわり家庭保育室 学童保育室 (4 か所) <ul style="list-style-type: none"> 花園学童クラブ (花組) 花園学童クラブ (月組) 中央学童クラブ なのはな学童クラブ 赤ちゃんSA (3 か所) <ul style="list-style-type: none"> 花園総合支所 花園公民館 花園文化会館アドニス 小学校 (1 か所) <ul style="list-style-type: none"> 花園小学校 中学校 (1 か所) <ul style="list-style-type: none"> 花園中学校 図書館 (1 か所) <ul style="list-style-type: none"> 花園こども情報交流図書館 公民館 (1 か所) <ul style="list-style-type: none"> 花園公民館
その他の資源	
<ul style="list-style-type: none"> 郵便局: 1 か所 消防署: 1 か所 警察署: 0 か所 JA: 1 か所 交番・駐在所: 2 か所 コンビニ: 6 か所 	<ul style="list-style-type: none"> 介護施設 (6 か所) <ul style="list-style-type: none"> 【特養】 <ul style="list-style-type: none"> フラワーヴィラ 【デイサービス】 <ul style="list-style-type: none"> 花園 フラワーヴィラ かぐや姫 えがお 【グループホーム】 <ul style="list-style-type: none"> フラワーヴィラ 障害者施設 (8 か所) <ul style="list-style-type: none"> 【知的】 <ul style="list-style-type: none"> 若あゆ作業所 フレンドセンターまきの木 花園 グループホーム小前田 アパートメント花園 【精神】 <ul style="list-style-type: none"> はなぞの桑の実 【生活ホーム】 <ul style="list-style-type: none"> フレンジ館 生活ホーム花園 医療機関 (5 か所) <ul style="list-style-type: none"> あさみ医院 神田クリニック 須藤医院 谷口医院 花園耳鼻咽喉科医院

市民アンケート結果より

地域とのつながりや地域に感じることにについて



地域の暮らしやすさについて



※数値は各地区のみ表記



(1) はじめに

今回の市民会議は、深谷市地域福祉計画及び深谷市地域福祉活動計画策定の取り組みのひとつとして、一般公募から選ばれた市民 48 名が主体となって、平成 21 年 5 月～7 月にかけてワークショップ*方式により実施されました。

市民会議の目的は、市民の視点から地域にある資源や課題を洗い出し、地域の状況を再確認するとともに、さらに、そこから住みやすい地域にしていくためにはどのような取り組みが必要になるのか、地域の将来像も含めて6つのグループに分かれて話し合い、共通の情報や目標を共有する場となるものです。

(2) 全体の総括について

市民会議の全4回を通して、各グループから出された意見を総括すると、以下のようにまとめることができます。

まず、まちの現状や課題については、地域のつながり・交流や生活環境、自然環境、道路交通環境、福祉、行政など、さまざまな分野の意見が挙がっています。

特に、地域のつながり・交流については、地域での高齢化や核家族化等が進む中で、どのグループも大きな課題として捉えていることがうかがえます。具体的には、自治会活動を取り上げるグループが多くなっており、活動の活発な地域もあるものの、全体としては組織の保守化やメンバーの高齢化、若年層の不参加などの意見が挙がっています。

生活環境では、ゴミ問題を挙げているグループが多くなっており、ゴミの回収は地域のよさとして捉えられているものの、不法投棄等の問題もあることがうかがえます。また、郊外の参加者が多いグループなどでは、恵まれた自然環境が地域のよさとする意見が多い一方で、車のスピードの問題やマナーの悪さなど、郊外特有の課題も挙がっています。

一方、地域の課題を解決するための方策としては、地域のつながり・交流を深めるために、自助（自分でできること）では誰もが気軽にあいさつをしていくこと、共助（地域でできること）では交流の場をつくること、公助（行政がすべきこと）では交流の場づくりを支援することやさまざまな活動を周知することなどが多くのグループで挙がっています。交流の場としては、特に自治会活動への意見が多く挙がっており、誰もが活動に参加し、気軽に意見が言える場づくりが求められています。また、個人情報保護法の施行等の中で、一人暮らし高齢者等の要援護者の把握を自治会や隣組などに求める声も挙がっています。

その他、地域の生活環境（ゴミ問題や交通マナーなど）を改善するためのモラルの向上や公共交通機関の利便性の向上、まちの福祉を充実するための福祉意識の向上や相談・情報提供機能の充実など、さまざまな意見が挙がっています。

さまざまな地域の課題がある中で、あいさつや地域の交流の場へ参加することによって地域のふれあいを強めていくことは、すべての課題解決のための前提として必要であることがうかがえます。

最後に、まちのめざすべき姿として、各グループが作成した将来像は以下のようになっています。

A班：「共に助けあう街づくりを実現しよう」

B班：「意見を大切にして、実行できるまちにしよう！」

C班：「つながりのあるまちにしよう！～みんなで助け合えるまちにしよう！～」

D班：「住民の意志でつくる街づくり」

E班：「困っている人を気軽に助け合えるおもいやりのある地域づくり」

F班：「あいさつはコミュニケーションの始まり 絆を強めヘルプに答える街にしよう！！」

これらの将来像を集約すると、以下のような方向性が考えられます。

「一人ひとりの意見や思いを大切にして、
みんなが気軽に声をかけ合い、助け合い、強い絆の生まれるまち」

* ワークショップ：多様な価値や考え方を受け入れ、参加者の立場や年齢の違いにかかわらず、誰もが自由に意見を言いやすく形式にとらわれないよう工夫された会議の手法。講義等のような一方的な知識伝達のスタイルではなく、さまざまな人の意見やアイデアを交換・紹介することにより、課題の解決のための方策の提案等を行う。

(3) 市民会議の全体プログラム

	開催日時	会場	内容
第1回	5月30日(土) 13:30~15:30	深谷生涯学習 センター・深谷 公民館	オリエンテーションです! ワークショップのやり方や地域福祉の基本的なことを学びます。 そして、自己紹介をしていただき、チームの親睦を深めます。
第2回	6月13日(土) 13:30~15:30	深谷生涯学習 センター・深谷 公民館	地域福祉って何!? 私たちの身の回りのいいところ・わるいところについて意見を出し合ひましょう! 地域のいいところやわるいところについて意見を出し合ひます。 出された意見について、分野ごとにわけること で、課題を洗い出していきます。
第3回	7月4日(土) 10:00~12:00	深谷生涯学習 センター・深谷 公民館	地域の課題等について、私たちができることについて話し合ひましょう! 前回で出た課題の中で、特に取り組んでいかなければならないことなどについて整理し、解決策を考えていきます。 自分たちができること・行政に取り組んでほしいことなど自助、共助、公助に分類し、まとめていきます。
第4回	7月18日(土) 13:30~15:30	深谷生涯学習 センター・深谷 公民館	これまでの成果を発表しましょう! まちのめざすべき将来像を話し合っていた だき、みんなで共有します。 最後に、これまでの市民会議で話し合った内容 についてみんなで発表し合ひます。

※市民会議当日資料より抜粋

(4) 各グループの発表について (要旨)

① A班の発表

●まちのめざすべき姿

共に助けあう街づくりを実現しよう

●発表内容

参加者8名が全員同じ地区の住民であったこともあり、各々の意見は同調する部分が多く、話し合いはスムーズに進みました。

前回の議論の中で出された3つの課題：①地域の生活環境をよくしよう、②まちの福祉意識を高めよう、③自治会活動を活性化させよう、を統合して表現できるキャッチコピーが「共に助けあう街づくりを実現しよう」でした。理想の街づくりを是非とも実現したいという班員の思いが込められています。

「共に助けあう街づくり」とは、例えば、町を歩く時にあいさつ・会釈をするなどして、一人ひとりの気持ちがつながっていくようなことをイメージしています。弱者と言われる人々を含めて、さまざまな境遇にある住民同士がお互いに知り合えなければ、置いていかれる人が出てきてしまいます。地域に暮らすすべての住民を一人にしない意味で、地域のふれあいを強めていくことが肝心だと感じます。また、自治会活動などにも住民が意識的に参加していくべきです。このようにふれあいを増やしていく街づくりにより、福祉に限らず、生活環境にも良い効果が及ぶと期待します。

話し合いで確認された地域の課題を解決できる街づくりの方向性について、意見交換ができましたが、そうした街づくりを実現していく具体的な取り組みを考えるまでには今回は至りませんでした。

補足ですが、「共に助けあう街づくり」を実現することや弱者を助けることはとても一筋縄ではいきません。このような社会状況の中では自分自身だけで精一杯であり、たったひとりの弱者を助けることさえ難しいことです。そのような中で助けていくためには、地域に暮らす人々が同じ地域の弱者を理解することが大事であり、実現するためには、みんなの力が必要になります。



② B班の発表

●まちのめざすべき姿

意見を大切にして、実行できるまちにしよう！

●発表内容

当班の参加者は多地区から来ており、それぞれの地域の特徴から様々な意見を聞くことができました。今回のキャッチコピーである「意見を大切にして、実行できるまちにしよう！」の「実行」という言葉を班員は特に強調したいと考えています。

これまで今回の市民会議のような話し合いの場が設けられても、出された意見がなかなか形にならなかった（話し合いの結果を、実効・実践できたことが見えにくい）ことから、そうした住民のよい意見が立ち消えとなることのないようにとの思いを表現しました。

地域の問題に関する意見としては、例えば、町のお祭りなどに障害者や高齢者をどのように招くかをきちんと議論されているのか不安であるという意見などが出されました。それ以外にも、交通事情、ゴミの収集や生活環境に関する不満、老人会の立ち上げ数が少ないことや活動が衰退していることへの危惧、または県北地域の福祉が県内の他の地域に比べて立ち遅れていることに対する危機感などが聞かれました。

その後、自助・共助・公助でできることを話し合いましたが、市民会議の参加者は意識の高い人が多いこともあり、全般的に自助の意見が多く出されました。例えば、県北地域の立ち遅れに関して、今後もっと県南地域の状況や取り組みを勉強していかなければならないとの意見があった他、中高生の自転車運転マナーの問題では、考えられる対策として、自転車と自動車を対面交通にしてはどうかなどの意見が挙がりました。

今回の話し合いで班員から出されたさまざまな意見も実行されない限り、絵に描いた餅です。是非一つでも、住民の意見を反映した策が講じられることを願います。



③ C班の発表

●まちのめざすべき姿

つながりのあるまちにしよう！
～ みんなで助け合えるまちにしよう！ ～

●発表内容

C班では、まちの将来像として「つながりのあるまちにしよう！」にしまして、サブタイトルを「みんなで助け合えるまちにしよう！」としました。

また、2回目の会議では、「地域のよいところ・悪いところ」について話し合いました。その際、共感するとして貼られたシールが多かった意見について、自助・共助・公助の取り組みを考えてみました。

自らできること（自助）は、自分に合う交流の場を積極的に探すこと、また住民一人ひとりが率先してあいさつをするよう心がけることなどがあります。あいさつからつながりのあるまちがつけられることをめざします。共助では、障害者、健常者等を区別しない交流活動や地域の独居老人に対する声かけを実践していくことが重要との意見が聞かれました。

そして、公助の動きは、自助・共助の取り組みをバックアップするようなものであり、高齢者や障害者など交流の場（公民館、コミュニティセンターなど）に出ていくことが困難な地域住民に対する支援などが考えられます。あるいは、独居老人など個人の情報を、他の住民が独自に入手することができないような現在の状況に配慮した支援も行政に求められていることです。行政側の支援では、障害者や高齢者に対して、健康づくりなどの分野で指導ができる市民講師を活用するなど、市民参加による低予算・低コストの実現を図ることも可能です。

障害者・健常者に関わりなくあいさつし合えるまちづくりを理想として、あいさつができる人間を育む家庭環境をつくるよう努力する必要があります。また、コミュニティを求めているがどこに行けばよいか分からない人のために、市や社協さんなどで、どこでどんなグループが活動しているかをピックアップしたマップを作成することも、人と人とのつながりをつくることに貢献するのではないかと思います。



④ D班の発表

●まちのめざすべき姿

住民の意志でつくる街づくり

●発表内容

老人会や自治会の活動に地域で暮らす全住民の意見が反映されていないことに対する不満を起点として、「住民の意志でつくる街づくり」というキャッチコピーが出来上がりました。これに対して、老人会、自治会におけるリーダーの育成と、みんなが集まって何でも言い合える場所の設置が必要であるとの意見が挙がりました。

住民の意志で街をつくる基盤を整えるためにできる自助としては、自分から交流の場を求める意志を持つこと、あいさつを積極的に行っていくことなどが考えられます。また、共助については、核家族化が進み、家族が食事をしながら話し合うようなことも少なくなった現代において、どのように人との関わりを持ち、お互いの助け合いを実行していくことができるかを地域がしっかり考えていく必要があります。さらに、地域の状況を把握している自治会がリードして独自の事業を起こすことが重要と言えます。希薄になりつつある助け合いの意識を再び高めていくためには、みんなが集合する場づくり・雰囲気づくりをますます進めていかなければならないと思います。そして、公助としては、ボランティアをポイント制にする、あるいは、老人センターなどの施設をPRするなどの方策があるとの意見が挙がっています。

これに加えて、特に参加者が暮らす各地区の課題の改善を望む意見が聞かれました。ある参加者の住居がある地区では、児童数が減少する一方、高齢化が進み、福祉の必要性が高まっています。こうした状況下で、地域の自治会の古い体質に不満を感じています。新興団地住民を他所者扱いして意見を聞かないなどの問題を改善し、地域住民全体の福祉について取り組める自治会であってほしいと思います。自治会においても、どの住民も意見を述べるのが良いという雰囲気づくりを醸成すべきとの意見が聞かれました。



⑤ E班の発表

●まちのめざすべき姿

困っている人を気軽に助け合える
おもいやりのある地域づくり

●発表内容

参加者の住居がある地区はどちらかというと農村部で、他の市街地住民の方の意見とは少々相違があるかもしれません。

班員が感じる最も重要な地域の課題は、①犬の糞が道端にあること、②農道を走るドライバーの運転マナーが悪いこと、③路肩の雑草、土砂などが車椅子の通行の妨げになることでした。

これに対して解決策を話し合った結果、まず犬の糞を入れる袋を持ち歩いてもらうこと、車の速度違反や信号無視、標識無視に関しては、行政からの働きかけにより警察の取り締まりを強化してもらう、あるいはT字路では歩行者優先の表示をするなどして、交通整備をしてもらいたいとの意見がありました。

また、困っている人を気軽に助け合える地域を実現するため、現状では特に独居老人の生活状況を把握できていないことで、万が一の時に助けることができないのではないかといった不安があります。これについて、地域の自治会や隣組が日頃から住民の情報を交換しておくことが必要と考えます。自治会が持つ地域住民の個人情報などを有効に活用し、困っている人の存在を把握し、放置しないことが大切です。

さらに、自治会と行政はそれぞれの組織ができることを記したメニューを作成して公開していくべきです。住民が市で相談できる内容などについて、民生委員や支援担当者を通じて積極的に周知してほしいと思います。また、自治会は地域に貢献できるノウハウを持っている住民（地域助っ人隊）の情報を収集して、周知できる組織として機能するとよいといった意見も挙がっています。

つながりのあるまちを実現するためには、地域であいさつしあい、コミュニケーションを取っていけばいいと思いますが、気軽にあいさつできるようになるためには、市があいさつゾーンを表示したらいいのではないかといい意見もありました。



⑥ F班の発表

●まちのめざすべき姿

あいさつはコミュニケーションの始まり
絆を強めヘルプに答える街にしよう！！

●発表内容

全4回の話し合いでは、自治会に関する意見が多数挙がりました。高齢者は自治会での役割が果たせなくなると、自治会活動から外れなければならないこと、同時に地域住民が高齢者の状況を把握する術を失ってしまうこと、また、自治会活動への参加者数が減少傾向であることなどは、現状では地域が抱える大きな課題であると各班員が認識しています。

そのような課題の背景には、特に若い世代の自治会活動への参加者が少ないことが関連していると考えます。現在、自治会活動に参加していない住民の多くは自治会に入らなくても生活ができてしまうことから、自治会活動に関心が薄く、活動内容も知りません。一方、高齢者の側では、自治会自体が高齢者を受け入れる体制を整えておらず、高齢になっても自治会に携わっていける環境がないことが、高齢者の自治会・地域活動への不参加を招いています。結果的に地域住民の世代を超えたつながりが以前よりも希薄になってきています。

自治会は地域の基盤であり、交流の場であり、情報交換の場であると思います。自治会活動を通して、何かを生み出し、また住民同士がお互いに協力して活動を進めていくことから、つながりや協力するという概念が生まれるきっかけとなります。このような自治会活動を活性化していく上で、自助は自らが自治会活動に参加するメリットを見つけ、活動等について積極的に情報を収集するなどの姿勢を持つこと、共助として、あいさつをして、住民同士が参加を促すよう誘い合うこと、また、公助としては、広報やホームページ、郵便等で積極的に活動内容を周知し、住民の自治会参加を促す努力をすることなどが考えられます。

なお、自治会に限らず地域住民がみんなで助け合える雰囲気醸成するためには、まずはあいさつをすることが基盤となり、さらに、近隣の困っている人に進んで声かけをする、自分ができるボランティアがないか考える（自助）、ボランティア団体の活動を周知する（共助）、気軽に誰もが出向ける場の設置、目的別のボランティアをつくる、学校教育の現場で児童にボランティア、地域の行事に参加するよう指導する（公助）などが必要との意見が出ました。



(4) 参加者インタビュー（要旨）

●お一人目

各班の発表であいさつの必要性について多く聞かれました。気をつけるべきことは、あいさつが他人に対して強要するものでは決してないということです。あいさつのお返しを期待するのではなく、あいさつはお坊さんが合掌するようなものであり、あいさつを通して相手の状況や気持ちを理解してあげるような気持ちを持つことが大切だと思います。

●お二人目

深谷が生んだ人格者である渋沢栄一のような先人を称える心が深谷市民にあってもいいと思います。渋沢栄一が今生きていると、深谷に大変貢献しているのではないかと感じます。そのような先人になることをめざすことは、市民の生きがいにも生活の糧にもなります。もっと深谷の先人を世界に発信するような取り組みを、県や市にもやっていただきたいと思います。



10 用語集**あ 行****NPO**

民間非営利団体（Non-Profit Organization）の略。営利を目的とせず地域などにおいてさまざまな社会的・公益的な活動を行っている団体。

NPO法人

民間非営利団体のうち、法的な人格を認めた特定非営利活動法人のこと。平成10年12月に特定非営利活動促進法が施行されたことにより、法人格の取得が可能となる。

大里広域市町村圏組合

深谷市のほか、熊谷市、寄居町で構成される広域行政組織（一部事務組合）。主にごみ処理施設（ごみ焼却施設、不燃物処理場）や介護保険事業の運営等を行っている。

か 行**ガーデンシティふかや**

深谷市の特産品である花などを通じて、心地よい空間づくりを進めるよう、市民や事業者、行政の協働により「心やすらぐ花と緑のまち」をめざしていく取り組み。

協働

住民、住民公益活動団体、事業者、行政など、異なる性格を持つ組織・集団が、それぞれ固有の機能を提供しながら、対等の立場で協力し合うこと。「協力しながら働く」という意味から「協働」という表現を使う。

くらしのガイドブック

各種行政サービスの手続き方法、公共施設などの案内などの市のあらゆる行政情報を冊子にしたガイドブック。

合計特殊出生率

その年次の15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、1人の女性が仮にその年次の年齢別出生率で一生涯の間に生むとしたときの子ども数に相当する。

ご近所見守りシート

財団法人厚生労働問題研究会が、高齢者虐待防止の手引きとして民生委員に活用してもらうために、平成21年3月に作成されたシート。虐待の危険要素を、①暮らし、②家族、③身体、④認知症、⑤経済状況の5つに分類し、チェックリスト、チェック確認表、レーダーチャートと3部からなる「ご近所見守りシート」にチェックしていくだけで、危険性が視覚的に把握できるようになっている。

個人情報保護法

個人の権利と利益を保護するために、個人情報を取り扱う事業者に対して個人情報の取り扱い方法を定めた法律で、2005年4月1日に全面施行された。

子ども110番の家

子どもたちが登下校時や公園・広場等で、トラブルに巻き込まれそうになった時に、緊急避難先として駆け込める民家や事業所のこと。

コミュニティバス

従来の路線バスでは対応が困難な比較的少量の交通需要に対して、公共交通サービスを提供するために、市町村が費用（の一部）を負担しながら運行するバスの総称。

さ 行

災害時要援護者

重度の障害のある人や一人暮らし高齢者などで、災害時に避難誘導などの支援が必要な人。

災害時要援護者名簿

災害発生時に、自力で避難することが困難で支援が必要な市民の名簿。現在、約3,200人余りの市民の方が名簿に登録している。

災害ボランティアセンター

被災者・被災地支援のために活躍するボランティア活動を効果的・効率的に行うための災害復興支援に特化した臨時のボランティアセンター。

自主防災組織

地域住民が「自分たちの地域は、自分たちで守ろう」という連帯感に基づき、主に自治会・町内会等を単位として、自主的に結成する防災組織。

自主防犯活動組織

防犯パトロールや児童等を犯罪から守るための活動など、自主的に防犯活動を行う組織。

渋沢栄一（1840～1931年）

現深谷市血洗島出身。1867年に渡欧して西欧先進諸国を歴訪し、経済制度や近代的技術を見学する。帰国後、日本最初の銀行である第一国立銀行をはじめ、鉄道・製紙・造船など500社にもものぼる企業の設立・育成に関わる。また、福祉や教育などの社会事業にも熱心に取り組み、600余りの社会福祉事業に力を注いだ。社会福祉協議会の源流で、1908年に設立された「中央慈善協会」の初代会長は渋沢栄一である。

社会福祉協議会

地域住民やボランティア団体、社会福祉施設などの関係者と協力して、さまざまな福祉の問題の解決を通して誰もが安心して暮らすことができる『福祉のまちづくり』をめざす民間の非営利団体。

(深谷市)障害者就労支援センター

(市からの委託を受けて)社会福祉協議会が、障害者の一般就労の機会の拡大を図ることを目的に、身近な地域において就労及び生活に関する支援を行っている。

障害者自立支援法

障害のある人の地域生活と就労を進め、自立を支援する観点から、これまで障害種別ごとに異なる法律に基づいて自立支援の観点から提供されてきた福祉サービス、公費負担医療等について、共通の制度のもとで一元的に提供する仕組みを創設した法律。平成18年4月施行。

食育

食材の特徴や調理法を学ぶことで、人間形成に役立てようとする教育的運動。従来、家庭の中で親から子へと伝えられた食生活の伝統文化が、社会情勢の変化とともに失われつつある。江戸時代の村井弦斎著『食療法の料理心得』にある「小児には徳育・知育・体育よりも食育が先」との言葉に由来する。

成年後見制度

精神上の障害(知的障害・精神障害・認知症など)により、判断能力が十分でない方が不利益を被らないように家庭裁判所に申し立てをして、その方を援助してくれる人を付けてもらう制度。

た 行

第三者評価制度

福祉サービスの質の評価を行うための専門的な知識を有する公正・中立な第三者機関が、客観的な基準に基づいてサービスの質の評価を行うとともに、その結果を公表し、利用者に情報提供を行う制度。

地域コミュニティ

ある一定の地域に属する人々のつながり、又はある一定の地域において自主性と自らの責任において、住みよい地域づくりを行う地域集団のこと。

地区社協

深谷市の場合「社会福祉協議会支会」を指す。住みやすい地域社会づくりをめざして、住民が進んで福祉活動へ参加できるようにつくられた組織。

地産地消

地元でとれた農産物を地元で消費することをいう。消費者の食に対する安全・安心志向の高まりを背景に、消費者と生産者の相互理解を深める取り組みとして期待されている。

地方分権

国が持っている権限・財源を県や市町村へ移して、福祉・教育・まちづくりといった住民に身近な行政を住民ニーズに即して実行できるようにすること。

ドメスティック・バイオレンス（DV）

夫婦や恋人など親密な関係にある男女間の身体的・心理的暴力のこと。「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」では、主に配偶者等からの身体に対する不法な攻撃であって生命または身体に危害を及ぼすものを対象としている。

は 行

バリアフリー

高齢者や障害者の生活や諸活動に不便な障壁（バリア）を取り除くことの総称。段差等の物理的な障害のほか、障害のある人の社会参加を困難にする社会的、制度的、心理的な障害を除去することをいう。

ふかや福祉ナビ

ホームページを通して、市などで実施している福祉サービスに関する情報を簡単に検索できるナビゲーションシステム。現在、深谷市では導入を検討中。

福祉サービス利用援助事業

認知症の高齢者や知的障害者、精神障害者など判断能力の不十分な人が地域で安心して自立した生活が営めるように福祉サービスの利用援助を行い、権利擁護を行っていくことを目的として、サービスの利用や日常金銭管理を支援するための事業。

ふれあい・いきいきサロン

地域住民が主体となって、高齢者・障害者・子育て中の親子などが自宅から歩いて行ける場所に集い、協働で企画し活動内容を決め、交流を通して仲間づくりを促す活動。現在、市内では、70か所あまりで定期的な活動をしている。

ボランティア

よりよい社会づくりのために、自発的（自由意思）、無給性（無償性）、公益性（公共性）等に基づいて技術的な援助や労力の提供等を個人が自ら進んで行う民間奉仕者。

（深谷市）ボランティア交流センター

市内で活動するボランティア団体や個人の交流や情報交換、ボランティア活動への支援を目的とした施設で、平成21年12月に開館した。施設内にはボランティアルームや録音室・朗読室、点訳室などを備えているほか、社会福祉協議会が入居している。また、施設の2・3階は「深谷市立教育研究所」となっている。

（深谷市）ボランティアセンター

市内におけるボランティア活動への理解と関心を深めてもらうために設置され、深谷市社会福祉協議会がその運営にあたっている。主な活動は、ボランティア活動に関する各種相談やボランティア団体の紹介、各種団体との調整、“ボランティアだより”の発行などを行っている。

ま・や・わ 行

見守りネットワーク

一人暮らしや寝たきりの高齢者やその介護者などの日常生活上の心配ごと、あるいは本人や家族の力だけでは解決できない福祉課題などを、隣近所や民生委員・児童委員などが行う「見守り活動」を通じて早期に発見し、福祉の専門機関などにつなげていくこと。

民生委員・児童委員

民生委員は、地域福祉向上のため民生委員法に基づき国から委嘱される民間の奉仕者で、児童福祉法による児童委員も兼ねている。援助を必要とする人の生活状態の把握、相談・助言活動、情報提供や援助活動を行うほか、市や市社会福祉協議会への協力を行うこととされている。

ユニバーサルデザイン

障害の有無、性別、年齢、言語の違い等にあわせて特別に考えられたものではなく、すべての人に使いやすいように考えられた製品、環境、情報等のデザインをいう。「だれもが一人の人間として尊重され、自分の意思に基づいて活動し生活する権利を有している」ことを基本的な考え方としている。

ワークショップ

多様な価値や考え方を受け入れ、参加者の立場や年齢の違いにかかわらず、誰もが自由に意見を言いやすく形式にとらわれないよう工夫された会議の手法。講義等のような一方的な知識伝達のスタイルではなく、さまざまな人の意見やアイデアを交換・紹介することにより、課題の解決のための方策の提案等を行う。



深谷市地域福祉計画・深谷市地域福祉活動計画 (平成 22 年 3 月)

編集／発行

【地域福祉計画担当】



深谷市 福祉健康部福祉課

〒366-8501 埼玉県深谷市仲町 11-1

電話：048-574-6644（直通） FAX：048-574-6667

【地域福祉活動計画担当】



社会福祉法人深谷市社会福祉協議会 地域福祉課

〒366-0823 埼玉県深谷市本住町 12-8

深谷市ボランティア交流センター内

電話：048-573-6563（直通） FAX：048-573-0806
